奈良文化財研究所史料 第六十九冊

平城京漆紙文書一

独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所

巻頭図版一　平城宮跡造酒司推定地南出土漆紙文書

第二五九次調査　第五六号漆紙文書

×□十二

×□〔伍カ〕拾参歩×
得一町一段百八十

×段伯廿参歩損二
得九段

×□拾肆歩損三
得二段二百五十二

×拾伍歩損二
得一町五段□〔一カ〕

×損二
×

8
10
9
7
3
2
6
5
1
4

巻頭図版二　漆塗作業関係遺物

1……漆容器蓋紙（第三二次調査出土　第一号漆紙文書）
2……漆容器蓋紙（第二五九次調査出土　第五六号漆紙文書）
3……漆容器（パレット）土師器椀
（第一三一－三一次調査出土　第八号漆紙文書が付着）
4・5…文書の軸（棒軸）
6……文書の軸（題籤軸）
7……漆容器曲物に入っていた漆塊
（第一六〇次調査出土　第九号漆紙文書が付着）
8～10…漆容器須恵器壺

良文化財研究所史料 第六十九冊

平城京漆紙文書一

独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所

序

漆紙文書というともっともらしい名称だが、漆容器の蓋紙に再利用した公文書などの反古が、付着した漆により保護されて残ったもので、東北地方の城柵官衙遺跡からの出土例がよく知られている。しかし、日本で最初に漆紙文書が発見されたのは実は平城京跡であり、当研究所が継続的に調査を行っている平城宮・京跡から出土した漆紙文書は少なからぬ量になってきた。

今回、新しいシリーズとして、『平城京漆紙文書』の刊行を企画することにした。都城出土の漆紙文書のまとまった報告書としては初めてのものであり、しかも最新の赤外線撮影技術を駆使した図版によって、漆紙文書の神髄をお伝えすることができるものと思う。今回の刊行が契機となって、漆紙文書研究に新しい飛躍がもたらされるのであれば、これに勝る喜びはない。また、今後発見例の増加によってさらにシリーズを充実したいと考えている。

今回の報告書には、奈良国立文化財研究所が大和郡山市教育委員会と共同で行った平城京跡右京八条一坊十三・十四坪の調査で出土した多数の資料を収録することができた。掲載について快諾をいただいた大和郡山市教育委員会に対し、深甚の謝意を表する。また、刊行にあたっては、奈文研在職中から平城宮・京跡出土漆紙文書の調査・研究を推進してこられた名古屋大学の古尾谷知浩助教授（奈良文化財研究所調査員）に多大のご尽力をたまわった。ここに記して謝意を表する次第である。

二〇〇五年　一月

独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所長
町田　章

目次

巻頭図版

一　平城宮跡造酒司推定地南出土漆紙文書（第二五九次調査　第五六号漆紙文書）

二　漆塗作業関係遺物

序　(10)

目次　(8)

凡例　(7)

図版

一　左京三条一坊十六坪（第三二次調査）（一）

平城宮跡東南隅（第三二次補足調査）（二・三）

二　左京二条二坊六坪（第六八次調査）（四・五）

三　左京二条二坊六坪（第六八次調査）（五）

四　左京八条三坊十坪（第九三次調査）（六・七）

五　左京八条三坊十坪（第九三次調査）（参考資料一）

六　左京八条三坊十坪（第九三次調査）（参考資料一）

七　左京二条二坊十三坪（第一三一－三一次調査）（八）

八　左京八条一坊六坪（第一六〇次調査）（九）

九　左京八条一坊六坪（第一六〇次調査）（九）

一〇　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（一〇～一三）

一一　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（一四～二〇）

一二　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（二一～二五）

一三　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（二六～三〇）

一四　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（三一～三三）

一五　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（三四～三七）

一六　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（三八）

一七　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（三八）

一八　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（三九～四二）

一九　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（四三・四四）

二〇　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（四五～五一）

二一　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（参考資料二・三）

二二　右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）（参考資料二・三）

二三　左京二条二坊五坪（第二〇四次調査）（五二・五三）

二四　西隆寺跡（第二二八次調査）（五四）

二五　西隆寺跡（第二二八次調査）（五四）

平城宮跡東院地区（第二四三・二四五－一次調査）（五五）

二六　平城宮跡造酒司推定地南（第二五九次調査）（五六）

二七　平城宮跡造酒司推定地南（第二五九次調査）（五六）

二八　平城宮跡造酒司推定地南（第二五九次調査）（五六）

解説

総説

第一章　序言　(3)

第二章　漆紙文書出土の遺構　(5)

（一）　左京三条一坊十六坪（第三二次調査）　(5)

（二）　平城宮跡東南隅（第三二次補足調査）　(5)

（三）　左京二条二坊六坪（第六八次調査）　(6)

（四）左京八条三坊十坪（第九三次調査） 6
（五）左京二条二坊十三坪（第一三一－三一次調査） 8
（六）左京八条一坊六坪（第一六〇次調査） 8
（七）右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査） 10
（八）左京二条二坊五坪（第二〇四次調査） 10
（九）西隆寺跡（第二二八次調査） 12
（一〇）平城宮跡東院地区（第二四三・二四五－一次調査） 14
（一一）平城宮跡造酒司推定地南（第二五九次調査） 15
（一二）その他 16
第三章　漆の流通と漆紙文書 16
釈　文
（一）左京三条一坊十六坪出土漆紙文書（第三二次調査） 24
（二）平城宮跡東南隅出土漆紙文書（第三二次補足調査） 25
（三）左京二条二坊六坪出土漆紙文書（第六八次調査） 25
（四）左京八条三坊十坪出土漆紙文書（第九三次調査） 27
（五）左京二条二坊十三坪出土漆紙文書（第一三一－三一次調査） 27
（六）左京八条一坊六坪出土漆紙文書（第一六〇次調査） 28
（七）右京八条一坊十四坪出土漆紙文書（大和郡山市教育委員会調査） 29
（八）左京二条二坊五坪出土漆紙文書（第二〇四次調査） 43
（九）西隆寺跡出土漆紙文書（第二二八次調査） 44
（一〇）平城宮跡東院地区出土漆紙文書（第二四三・二四五－一次調査） 45
（一一）平城宮跡造酒司推定地南出土漆紙文書（第二五九次調査） 46
漆紙文書番号・図版プレート・旧報告番号対照表 xviii
英文要約 iii

挿図目次

第1図　平城京発掘調査位置図 4
第2図　平城宮発掘調査位置図 4
第3図　第三二次補足調査検出遺構図 5
第4図　第六八次調査ＳＤ五七八〇（南から） 6
第5図　第六八次調査検出遺構図 6
第6図　第九三次調査検出遺構図 7
第7図　第九三次調査ＳＤ一一五五（東から） 8
第8図　第九号漆紙文書出土状況（南から） 8
第9図　第一六〇次調査左京八条一坊六坪遺構模式図 9
第10図　第一六〇次調査左京八条一坊六坪遺構変遷図 9
第11図　右京八条一坊十三・十四坪検出遺構図（Ⅱ期） 11
第12図　ＳＤ五一〇〇・五三〇〇・五三一〇地区割図 12
第13図　西隆寺伽藍復元図 13
第14図　第二四三・二四五－一次調査ＳＥ一六〇三〇（北から） 14
第15図　第二四三・二四五－一次調査検出遺構図（Ｄ期） 14
第16図　第二五九次調査ＳＤ一一六〇〇（西から） 15
第17図　第二五〇・二五九次調査検出遺構図 15
第18図　『論語』何晏集解復元図 40
第19図　第五六号漆紙文書復元図 47

凡例

一、この報告書は、奈良文化財研究所史料第六十九冊にあたる。

一、『平城京漆紙文書』は、平城宮跡及び平城京跡から出土した漆紙文書を対象として収録するものであり、本書はその第一冊目となる。

一、平城京跡右京八条一坊十四坪の漆紙文書は、大和郡山市教育委員会が担当した発掘調査において出土した資料であるが、奈良国立文化財研究所が実施した発掘調査と一連の調査の遺物であり、合わせて掲載することとした。掲載を許可された大和郡山市教育委員会及び担当の服部伊久男氏・山川均氏に対し、深甚の謝意を表する。

一、既刊行の報告書・紀要などに収録した資料もあり、釈文などがそれらと異なる場合もあるが、今後は本報告書によられたい。

一、漆紙文書の排列は、奈良（国立）文化財研究所による調査次数順とすることを原則とした。同じ次数内では遺構ごとに分け、おおむね判明する内容が多い順に排列した。

一、漆紙文書の番号は『平城京漆紙文書』における通し番号とした。本報告書には**一**から**五六**までを収録した。既刊の報告書・紀要などの番号との対照は、巻末の「漆紙文書番号・図版プレート・旧報告番号対照表」を参照されたい。

一、同一文書の断片と推定できる場合でも、直接接続することが確認できないものは別の番号を付した。従って、本書中における「点数」は文書数を示すとは限らない。

一、一点、一画の墨付きしか持たない断簡はかえって煩瑣にわたるので、特筆すべき点がある場合を除き、原則として収録しないこととした。また、墨痕のない漆容器蓋紙については収録しなかったが、参考のために総説に記述したものがある。

一、この報告書は「図版」と「解説」からなる。

一、図版には、解説で取り上げた漆紙文書全点について、可視光線による写真を原則として原寸大で掲載した。そのほか、資料の状態により赤外線デジタルカメラまたは赤外線ビデオカメラにより撮影した画像を加えた。赤外線デジタルカメラによる画像は、ＣＣＤを使用したデジタルカメラの赤外線域カットフィルタを外し、可視光線カットフィルタを装着した機材で撮影したものである。赤外線ビデオカメラによる画像は、赤外線リフレクトグラフィ用カメラシステムで撮影した画像をデジタルデータとして記録したものである。画像情報の保存のために、いずれも、図版にはデジタルデータをフィルムレコーダによりネガフィルムとしたものから焼き付けた写真を使用した。これも原寸大とすることを原則とするが、赤外線ビデオカメラによる画像については厳密ではない。印刷方法は、可視光線写真については三〇〇線ダブルトーン、赤外線デジタルカメラ及びビデオカメラによる画像については三〇〇線シングルトーンを用いた。

一、各資料について、可視光線による表裏両面の写真を左右に配し、その直下に赤外線デジタルカメラまたは赤外線ビデオカメラによる画像を配した。赤外線画像は、文字のない面については省略した。

一、キャプション中、「赤外線Ｄ．Ｃ．」とあるものは赤外線デジタルカメラによる画像、「赤外線Ｖ．Ｃ．」とあるものは赤外線ビデオカメラによる画像を示す。

一、キャプション中、「裏焼」とあるものは、文字の書いてある面と反対の面から撮影した画像を表裏反転させたものである。

一、可視光線写真の面と赤外線画像の面とは、上下で対応させることを原則とした。しかし、紙が二枚重なっている場合、文字の書いてある面と反対の面から撮影した画像を用いた場合などは、原則から外れることがある。釈文の解説を併せて参照されたい。

一、「解説」の構成は総説と釈文の二篇とし、前者では漆紙文書の出土状況、伴出遺物についての必要最小限の解説を付した。

一、釈文編においては、出土位置を宮内の地区名称または平城京の条坊呼称で示し、下部に大地区を示した。大地区冒頭の6は奈良時代を示す。

一、釈文冒頭の和数字（ゴシック）は漆紙文書番号を示す。

一、釈文は漆紙文書番号に従って排列し、形態、内容に関し補註を加えることとした。

一、両面に文字が書かれている場合は、a、bで区別した。いずれをaとするかは任意である。

一、紙の表裏はオモテ面、漆付着面として区別した。漆付着面とは漆容器の蓋紙として用いた際に漆液面に密着していた面、オモテ面はその反対側の面を指す。

一、釈文の漢字は現行常用字体に改めるのを原則とした。但し、次に掲げるものについてはもとの字体のまま翻字した。（　）内は現行常用字体。

　實（実）　寶（宝）　證（証）　廣（広）　嶋（島）　龍（竜）　淕（漆）

一、釈文末尾のアルファベット二文字とアラビア数字二字からなる記載は、漆紙文書が出土した中・小地区を示す。Zは地区不明を示す。

一、編者において加えた文字には次の二種類の括弧を施した。括弧は原則として右傍に加えたが、組版の都合上左傍に施した場合もある。

〔　〕校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

（　）右以外の校訂註及び説明註。

一、本文に加えた符号は次の通りである。

□□□　完存しない文字のうち字数の確認できるもの。

□□　完存しない文字のうち、字数が数えられないもの。

×　欠損または上を覆っている漆膜のために文字を確認することができないが、記載内容からみて、上または下に一字以上の文字を推定できるもの。但し、微細な断片の場合には省略した。

■■■　抹消により判読が困難なもの。

〻〻〻　抹消した文字の字画が明らかな場合に限り、原字の左傍に付した。

「　」　異筆、追筆。

ㄱ　合点。

カ　編者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、　文字に疑問はないが、意味が通じがたいもの。

〔×　〕文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し、原字を右傍に示した。

一、解説中に「縦」「横」で表記した法量は、断片を文字の向きに置いたときの天地の最大値と左右の最大値を示す。また、文字の大きさ、行間、界幅が計測できる場合にはこれを記した。行間とは行の心々距離を指す。

一、参照した研究書、論文などの引用は、報告書の性格上、最小限にとどめた。

一、当研究所の刊行物は、文中引用の際に次のように略称を用いる場合がある。

『平城木簡概報二一』（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十一）

『平城宮報告Ⅵ』（『平城宮発掘調査報告Ⅵ』）

『年報一九八九』（『奈良国立文化財研究所年報一九八九』）

『紀要二〇〇三』（『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』）

一、英文要旨・目次の翻訳はウォルター・エドワーズ氏（天理大学）による。

一、本報告書の作成には、部長岡村道雄の指導のもとに、平城宮跡発掘調査部史料調査室があたった。漆紙文書の観察・釈読には、渡辺晃宏・馬場基・山本崇・古尾谷知浩（現名古屋大学、奈良文化財研究所調査員）があたり、釈読にあたっては文化遺産研究部の綾村宏・吉川聡、飛鳥藤原宮跡発掘調査部の市大樹・竹内亮の協力を得た。また、狩野久（元岡山大学）・故鬼頭清明（元東洋大学）・加藤優（現徳島文理大学）・今泉隆雄（現東北大学）・佐藤信（現東京大学）・清田善樹（現岐阜教育大学）・舘野和己（現奈良女子大学）・寺崎保広（現奈良大学）・橋本義則（現山口大学）・森公章（現東洋大学）・山下信一郎（現文化庁）も当時参画した。資料整理及び作成全般にあたっては、小池綾子氏の尽力があり、編集・校正には、鷺森浩幸・梅本有貴江・芝華恵・杉本敬子・中岡泰子・服部源憲・松本大輔・南島真理子・山下典子氏の助力を得た。写真撮影は牛嶋茂・中村一郎・佃幹雄（当時）が行い、赤外線ビデオカメラによる画像のデジタルデータの取り込みには古尾谷・小池があたった。現像・焼付けには、杉本和樹・鎌倉綾両氏が協力した。本書の編集は渡辺・古尾谷が担当し、総説第三章は古尾谷が執筆した。

図

版

1. 可視光線

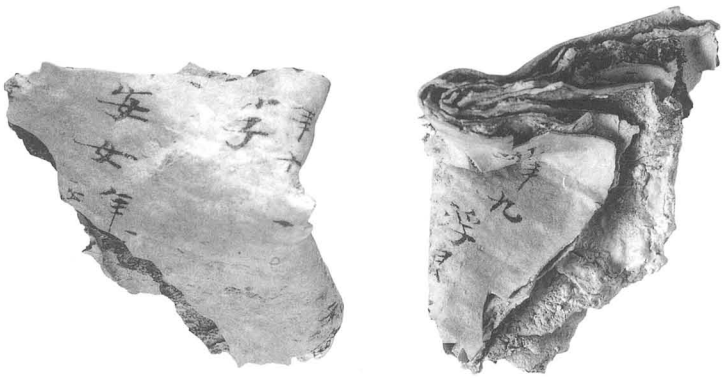

1. 赤外線 D.C.（裏焼）

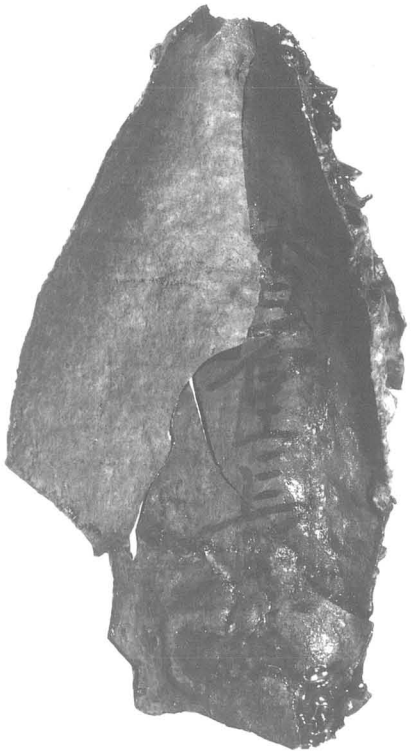

3. 可視光線

2. 可視光線

4. 赤外線 D.C.

4. 可視光線

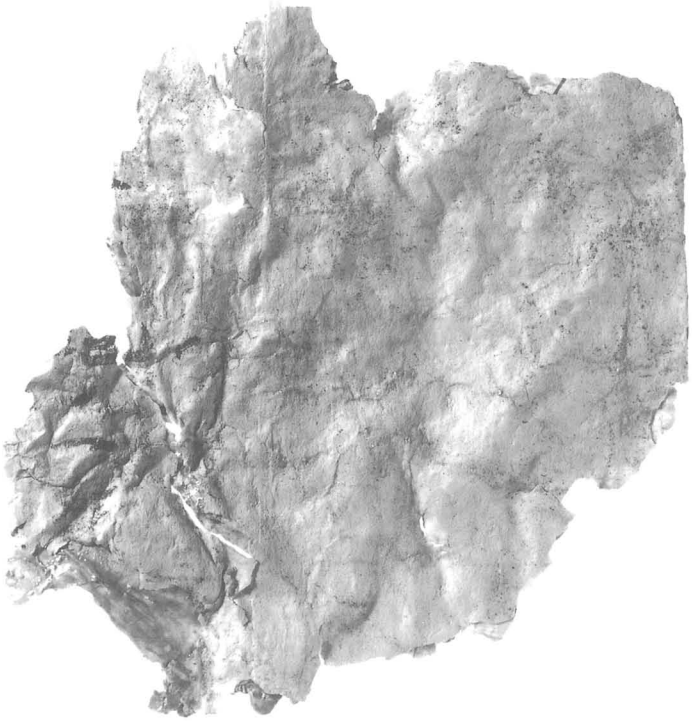

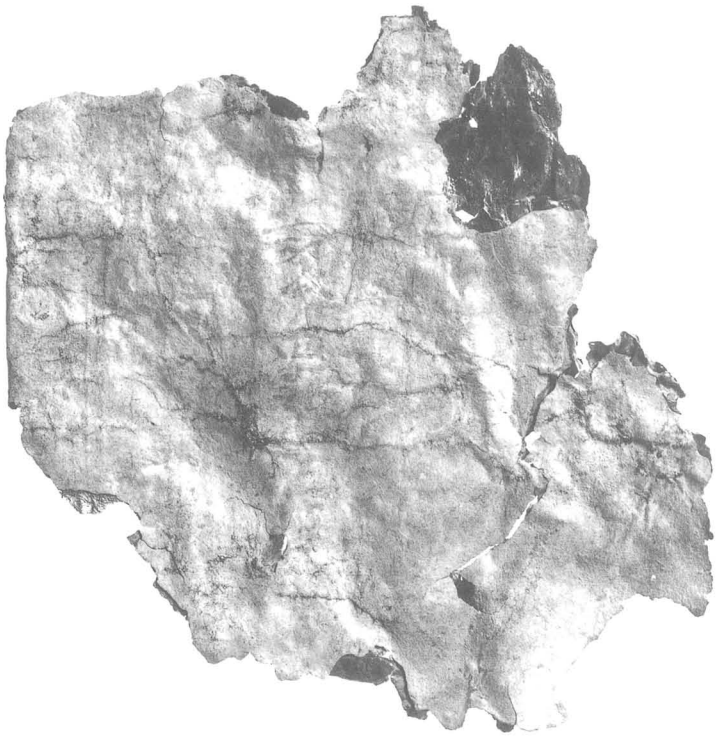

5. 可視光線

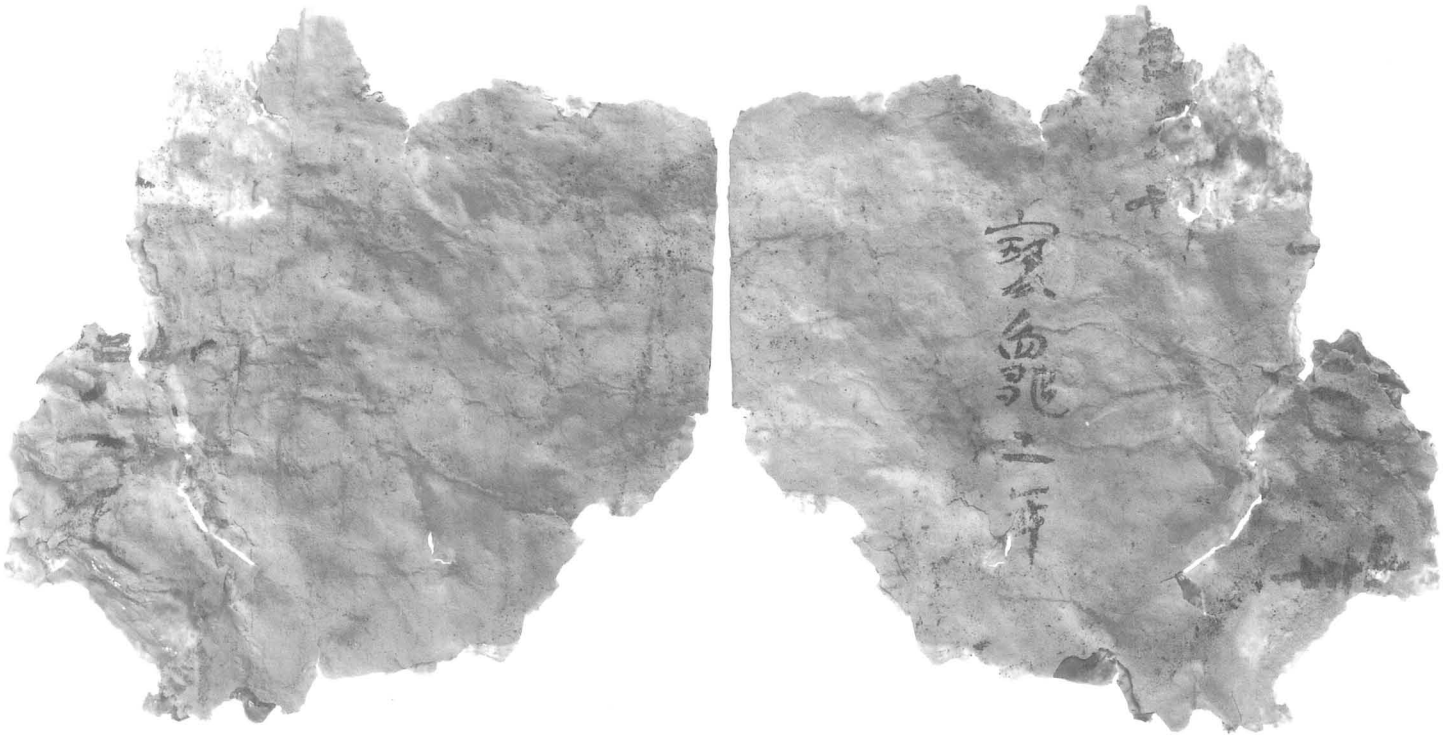

5a. 赤外線 D.C.

5b. 赤外線 D.C.（裏焼）

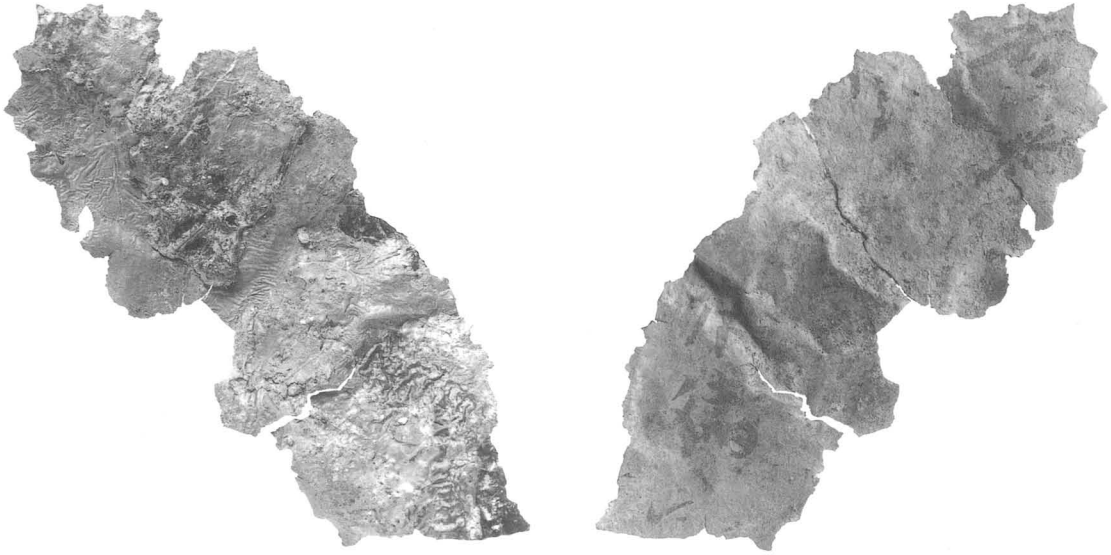

6. 可視光線

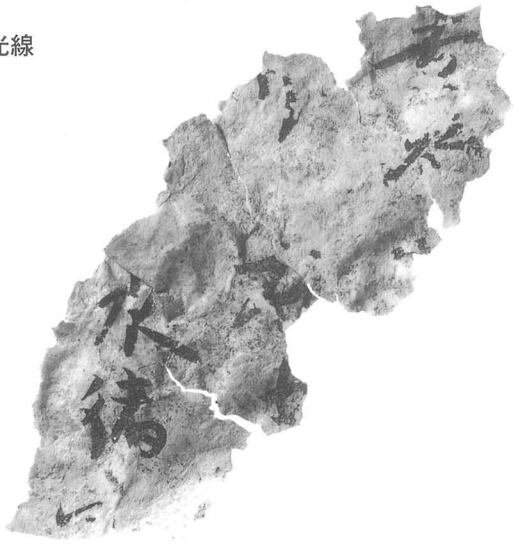

6. 赤外線 D.C.

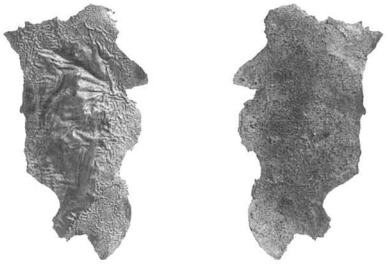

7. 可視光線

7. 赤外線 D.C.

参考資料 1（オモテ面）

参考資料 1（漆付着面）

8. 可視光線

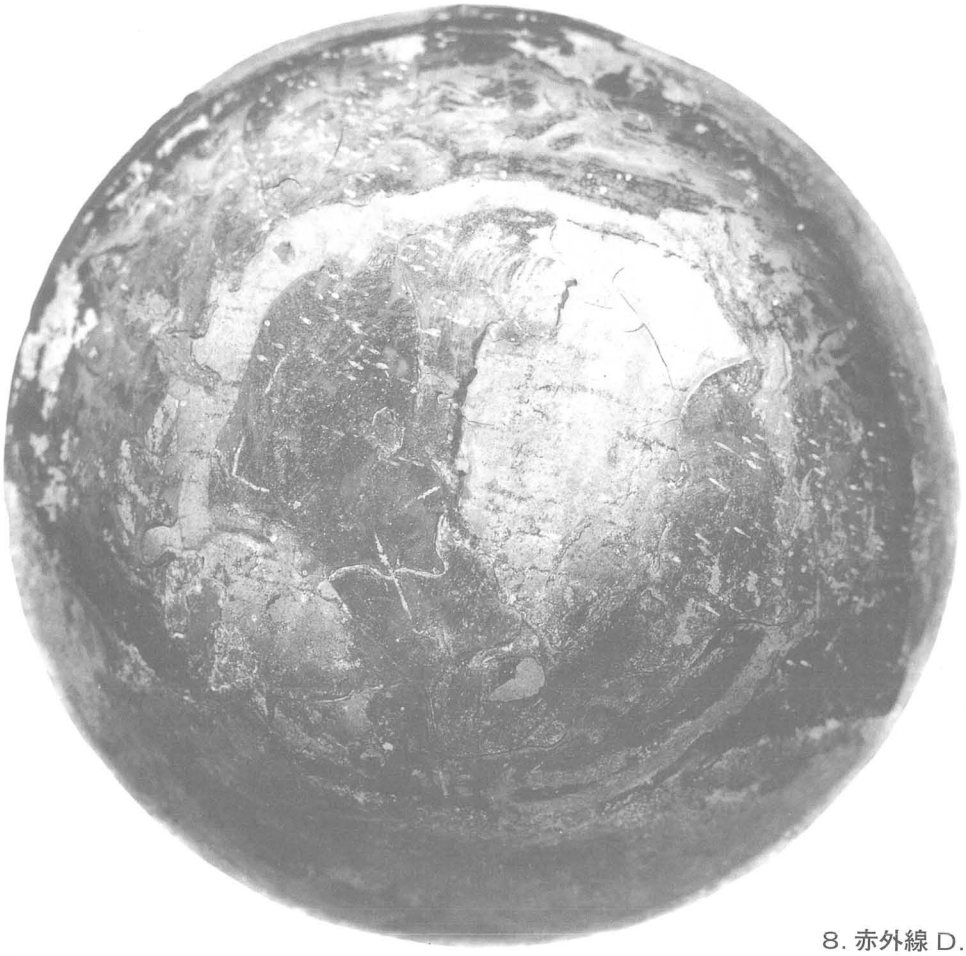

8. 赤外線 D.C.

左京二条二坊十三坪（第131-31次調査）

9. 可視光線

9. 可視光線

9a. 赤外線 D.C.

9b-2. 赤外線 D.C.

左京八条一坊六坪（第160次調査）

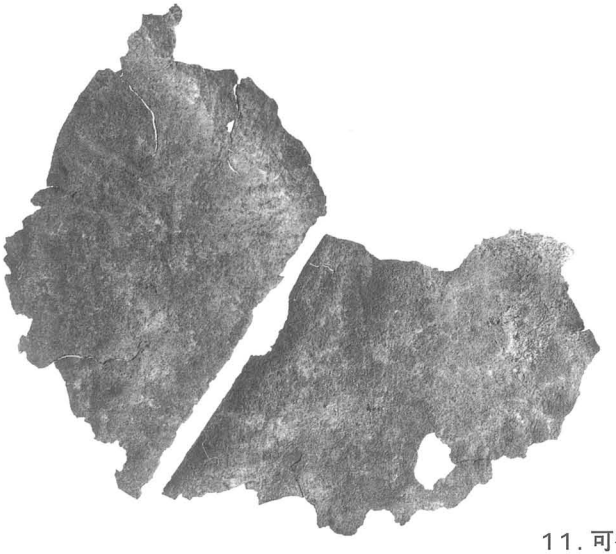

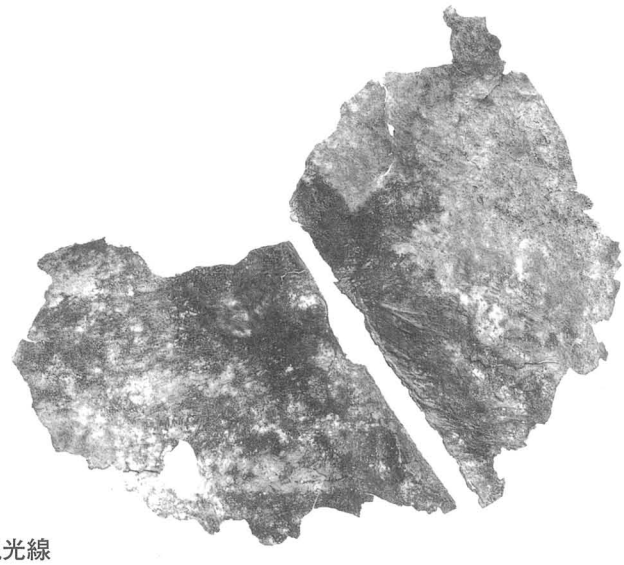

11. 可視光線

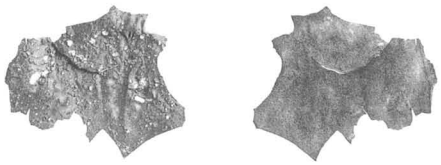

10. 可視光線

10. 赤外線 V.C.（裏焼）

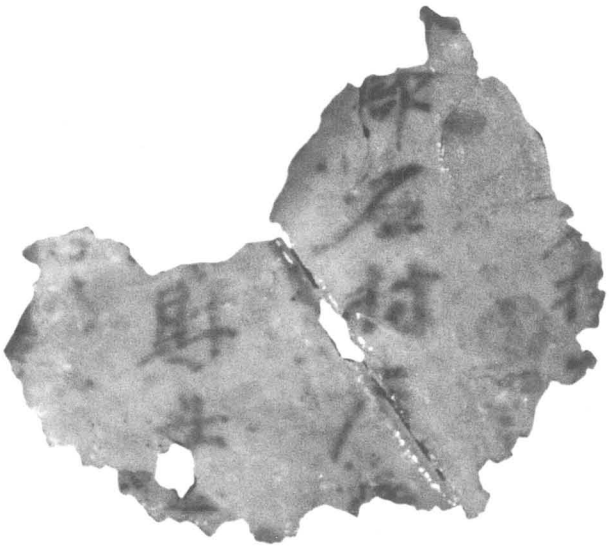

11. 赤外線 V.C.

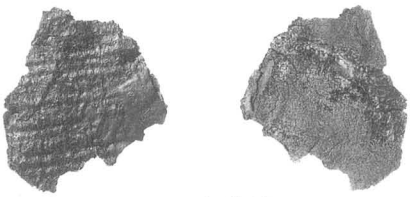

13. 可視光線

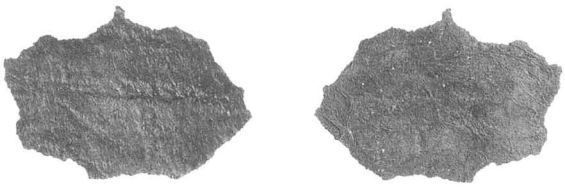

12. 可視光線

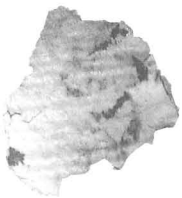

13b. 赤外線 V.C.

13a. 赤外線 V.C.

12b. 赤外線 V.C.

12a. 赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

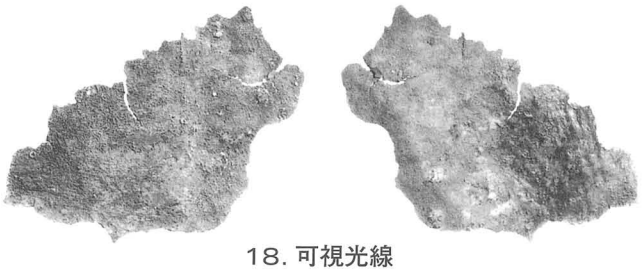

18. 可視光線

18. 赤外線 V.C.

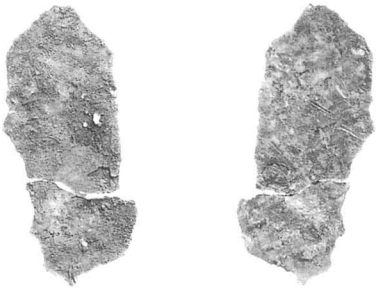

19. 可視光線

19. 赤外線 V.C.

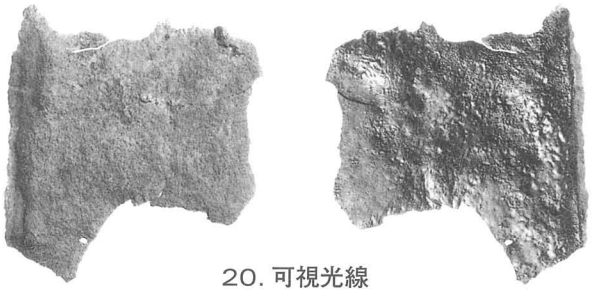

20. 可視光線

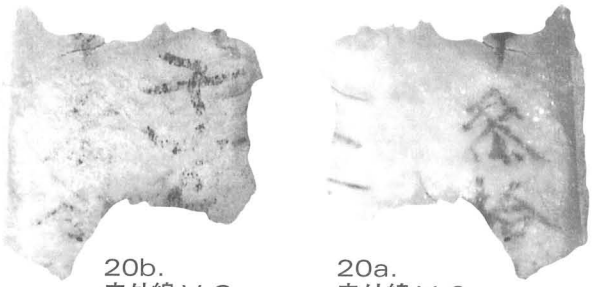

20b.
赤外線 V.C.

20a.
赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

14. 可視光線

14. 15. 可視光線

14b. 赤外線 V.C.

14a. 15. 赤外線 V.C.

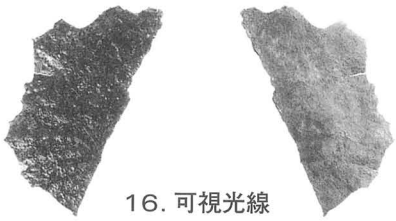

16. 可視光線

16. 赤外線 V.C.

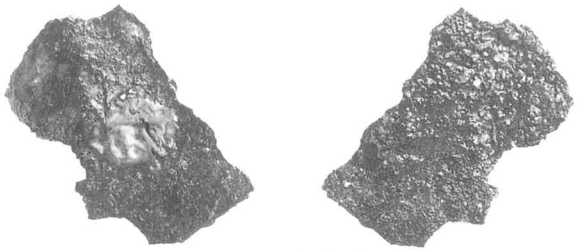

17. 可視光線

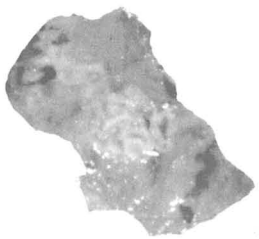

17b. 赤外線 V.C.

17a. 赤外線 V.C.

21. 可視光線

21. 赤外線 V.C.（裏焼）

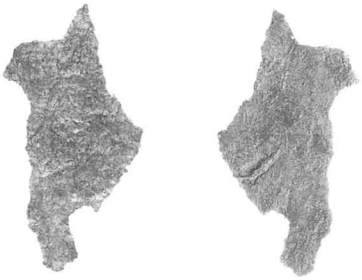

23. 可視光線

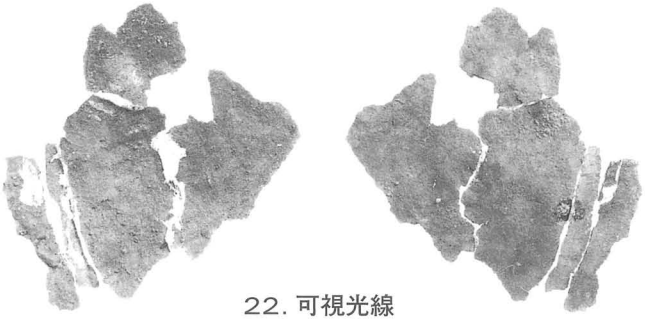

22. 可視光線

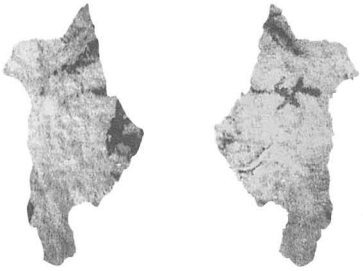

23b. 赤外線 V.C.　23a. 赤外線 V.C.

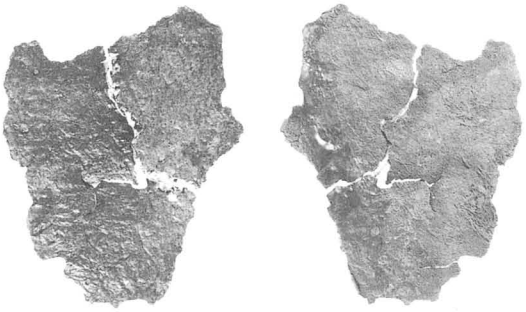

24. 可視光線

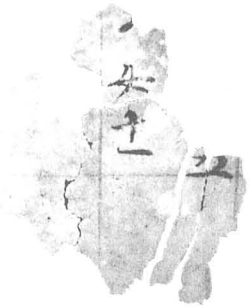

22. 赤外線 V.C.

25. 可視光線

24. 赤外線 V.C.

25. 赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

30. 可視光線

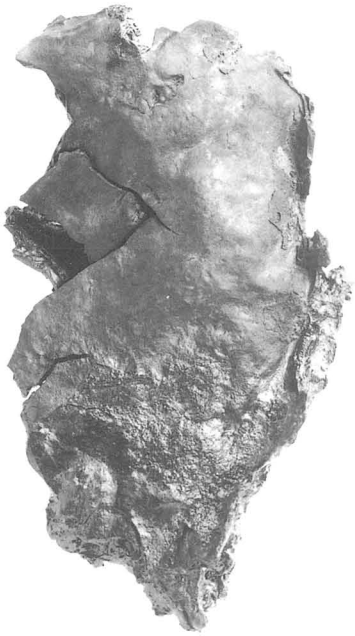

29. 可視光線

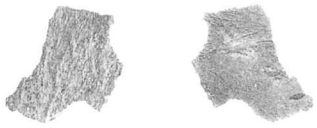

26. 可視光線

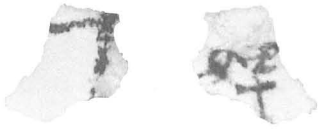

26b. 赤外線 V.C. 26a. 赤外線 V.C.

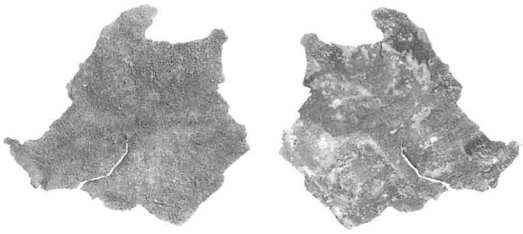

27. 可視光線

30. 赤外線 V.C. (裏焼)

29. 赤外線 V.C. (裏焼)

27. 赤外線 V.C.

28. 可視光線

28. 赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪(大和郡山市教育委員会調査)

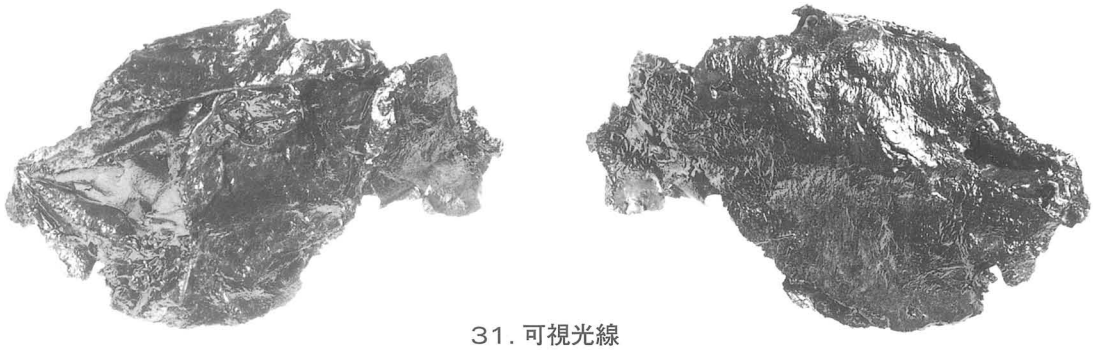

31. 可視光線

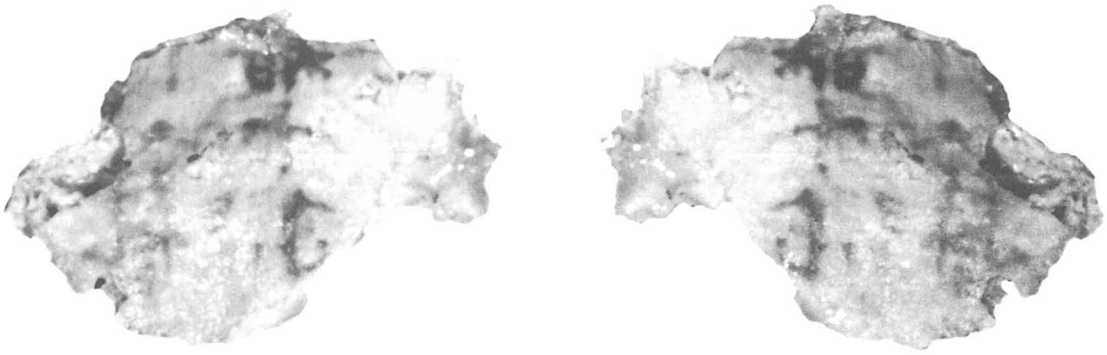

31b. 赤外線 V.C.（裏焼）　　31a. 赤外線 V.C.

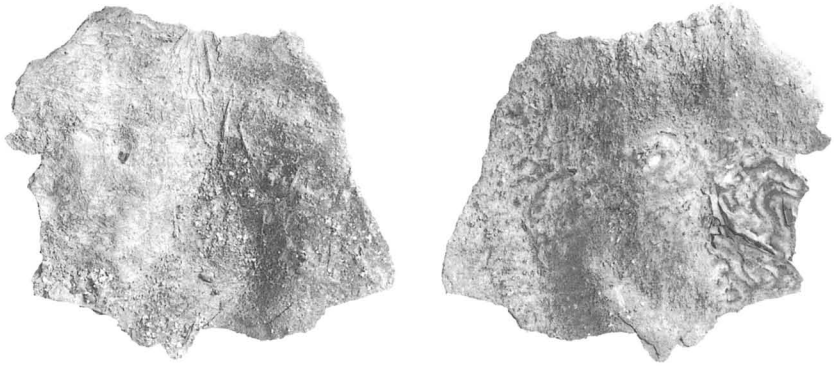

33. 可視光線

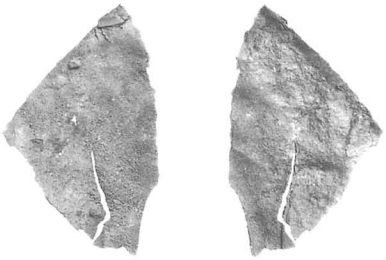

32. 可視光線

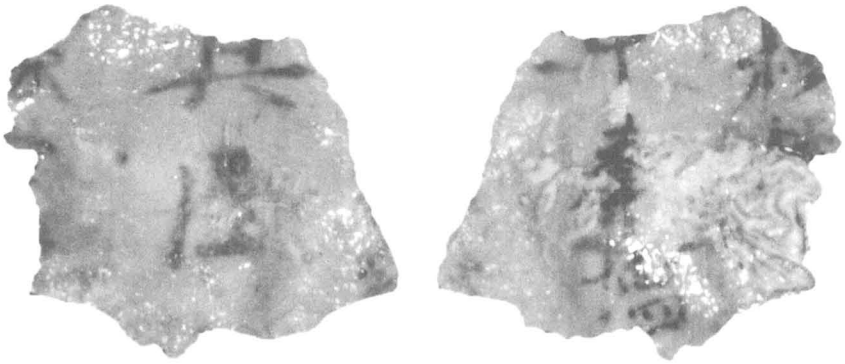

33b. 赤外線 V.C.　　33a. 赤外線 V.C.

32. 赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

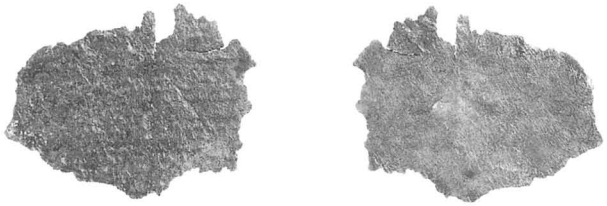

37. 可視光線

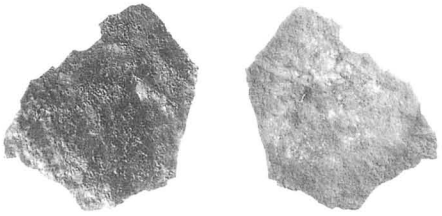

34. 可視光線

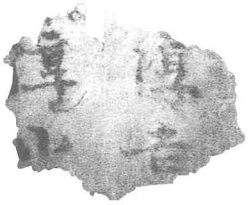

37. 赤外線 V.C.

34. 赤外線 V.C.

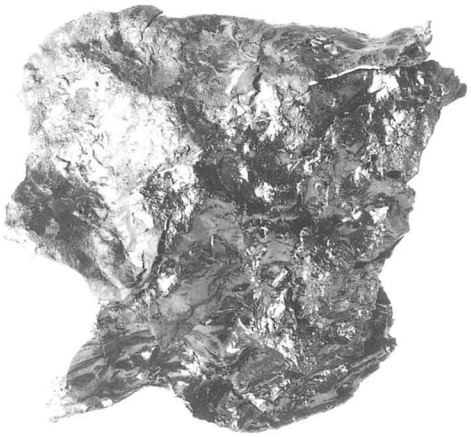

35. 36. 可視光線

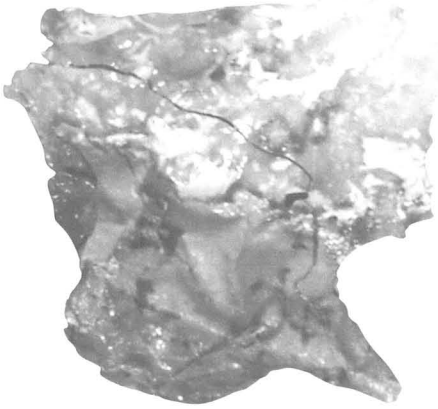

36. 赤外線 V.C.

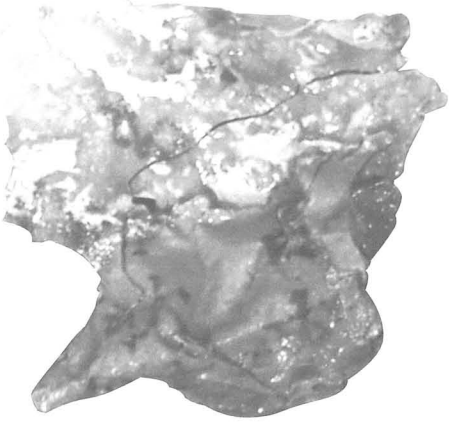

35. 赤外線 V.C.（裏焼）

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

38. 可視光線

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

38. 赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

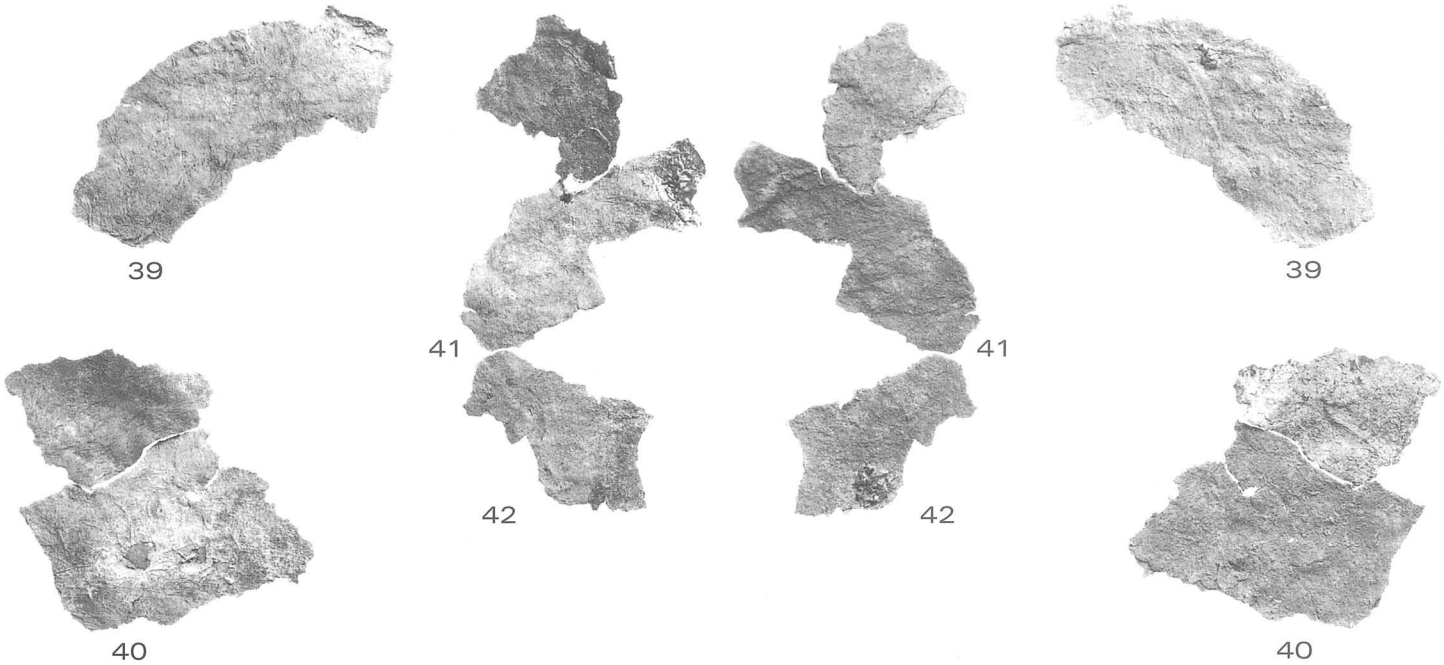

39～42可視光線

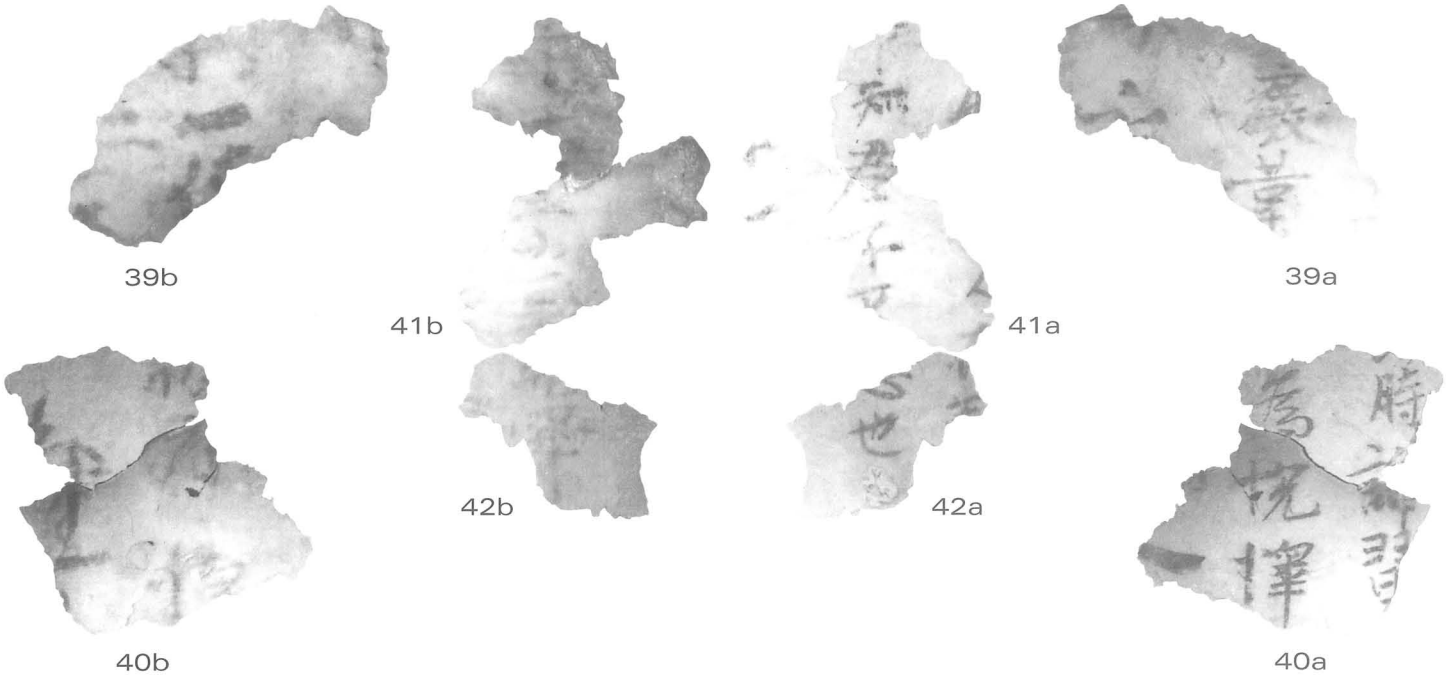

39b～42b赤外線 V.C.

39a～42a赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

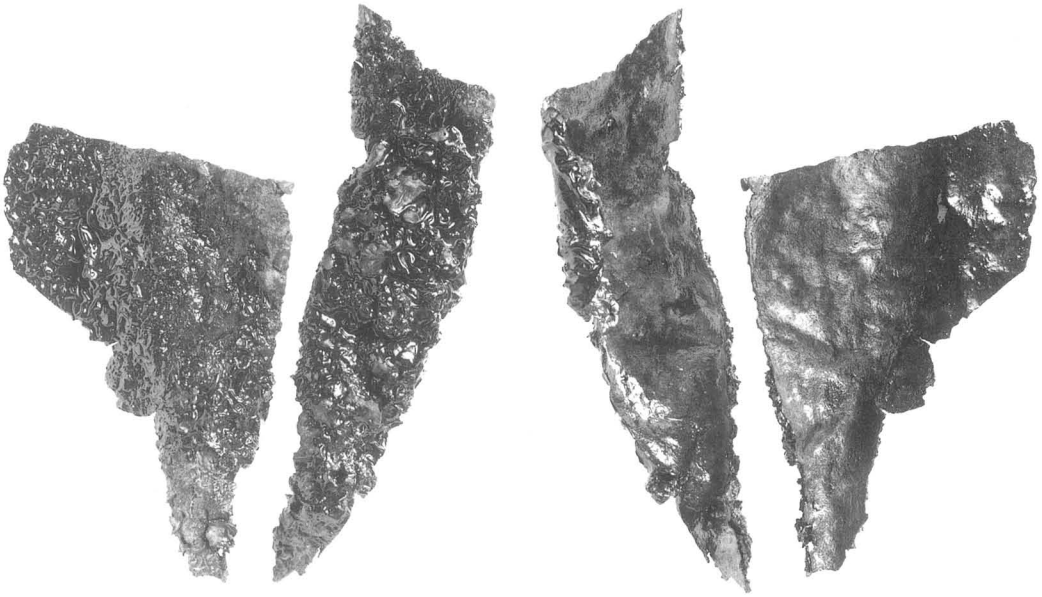

44. 可視光線

44. 赤外線 V.C.（裏焼）

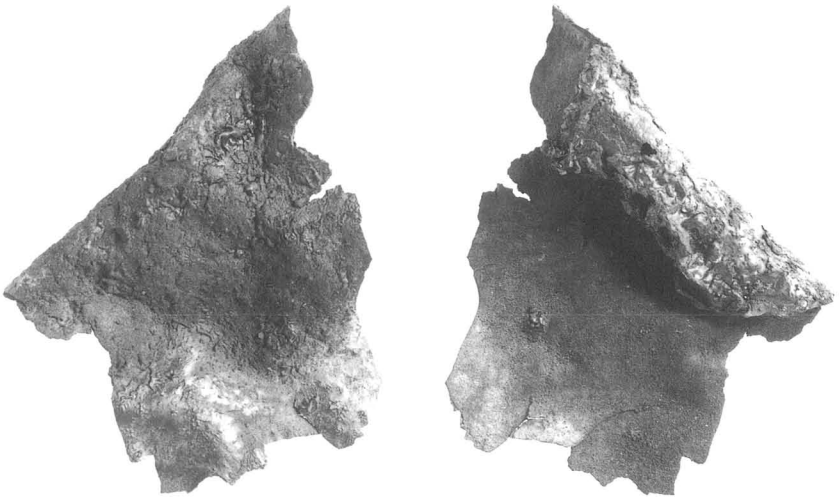

43. 可視光線

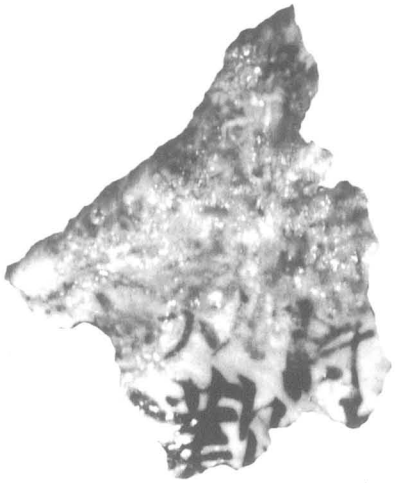

43. 赤外線 V.C.

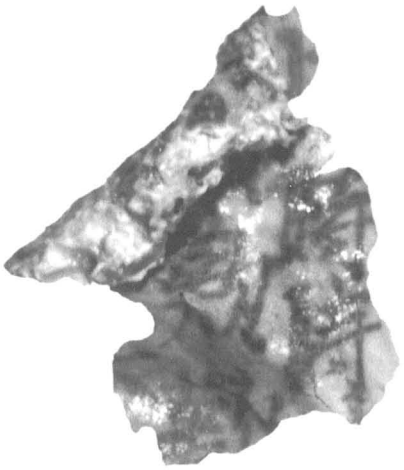

43. 赤外線 V.C.（裏焼）

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

48. 可視光線

48. 赤外線 V.C.

45. 可視光線

45b. 赤外線 V.C.　45a. 赤外線 V.C.

50. 可視光線

49. 可視光線

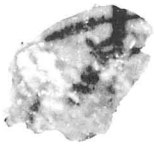

50. 赤外線 V.C.

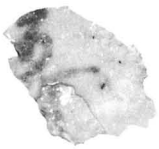

49. 赤外線 V.C.

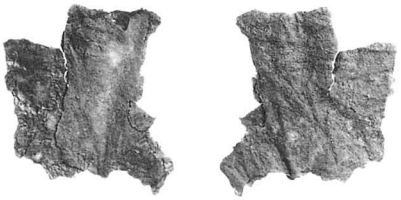

46. 可視光線

46. 赤外線 V.C.

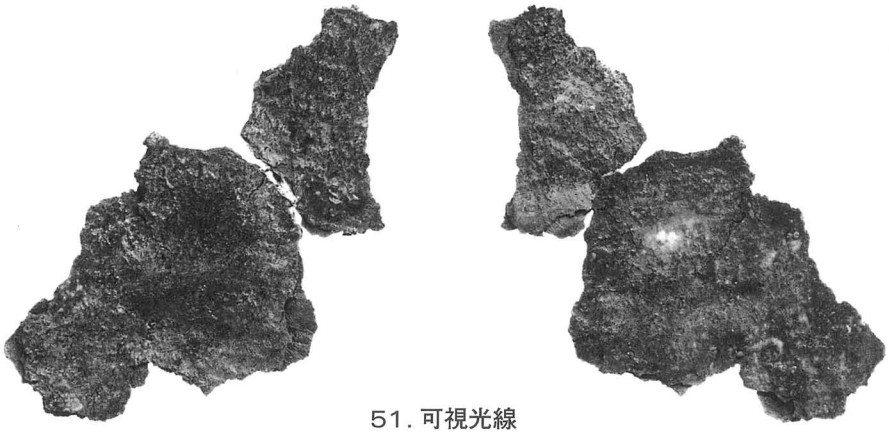

51. 可視光線

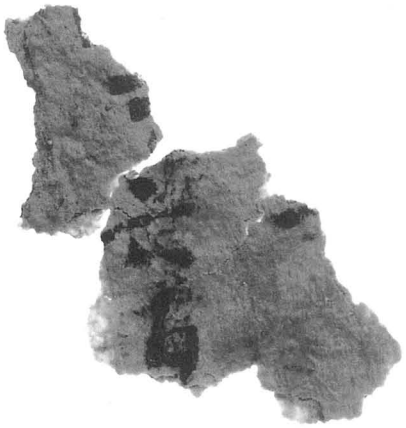

51. 赤外線 D.C.

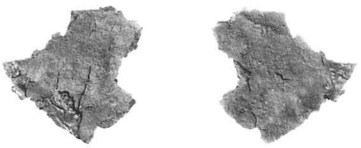

47. 可視光線

47. 赤外線 V.C.

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

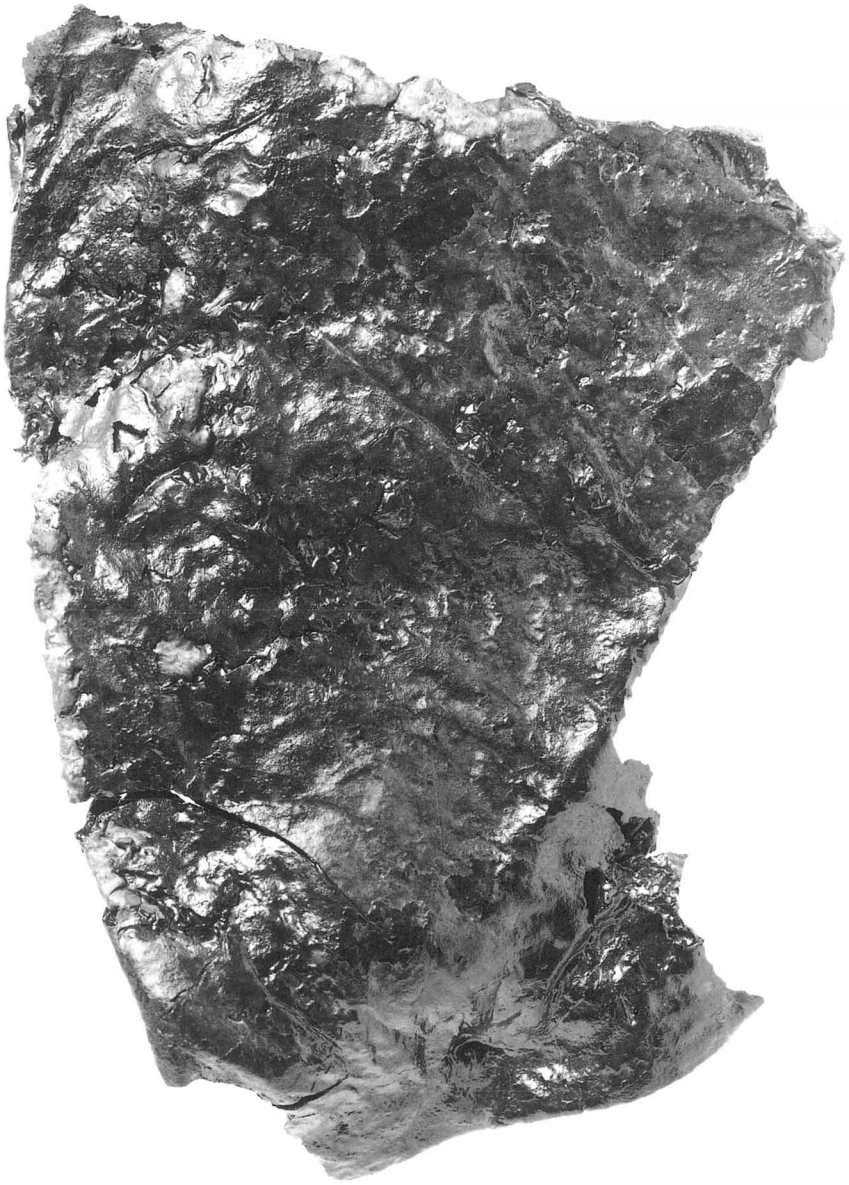

参考資料２

参考資料３

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

参考資料２

参考資料３

右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

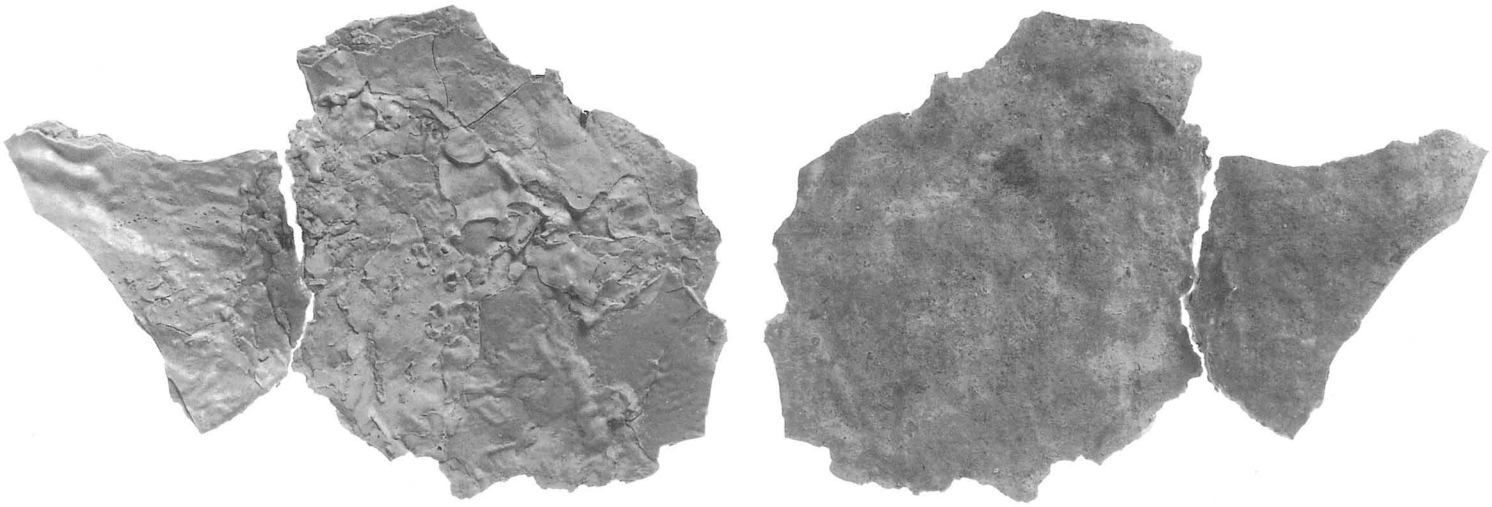

52. 可視光線

52. 赤外線 V.C.

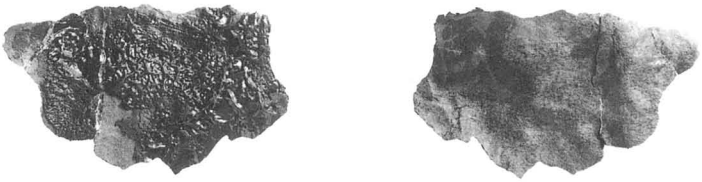

53. 可視光線

53. 赤外線 D.C.

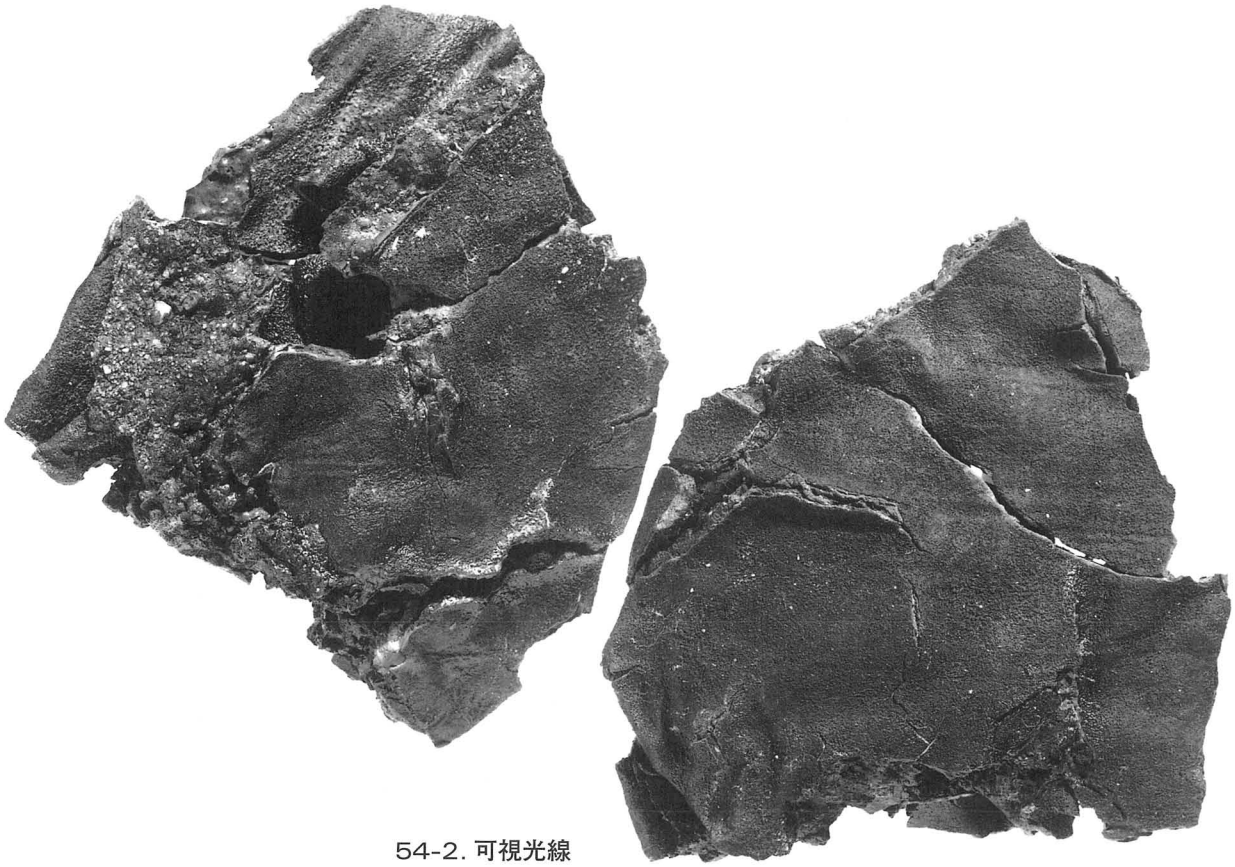

54-2. 可視光線

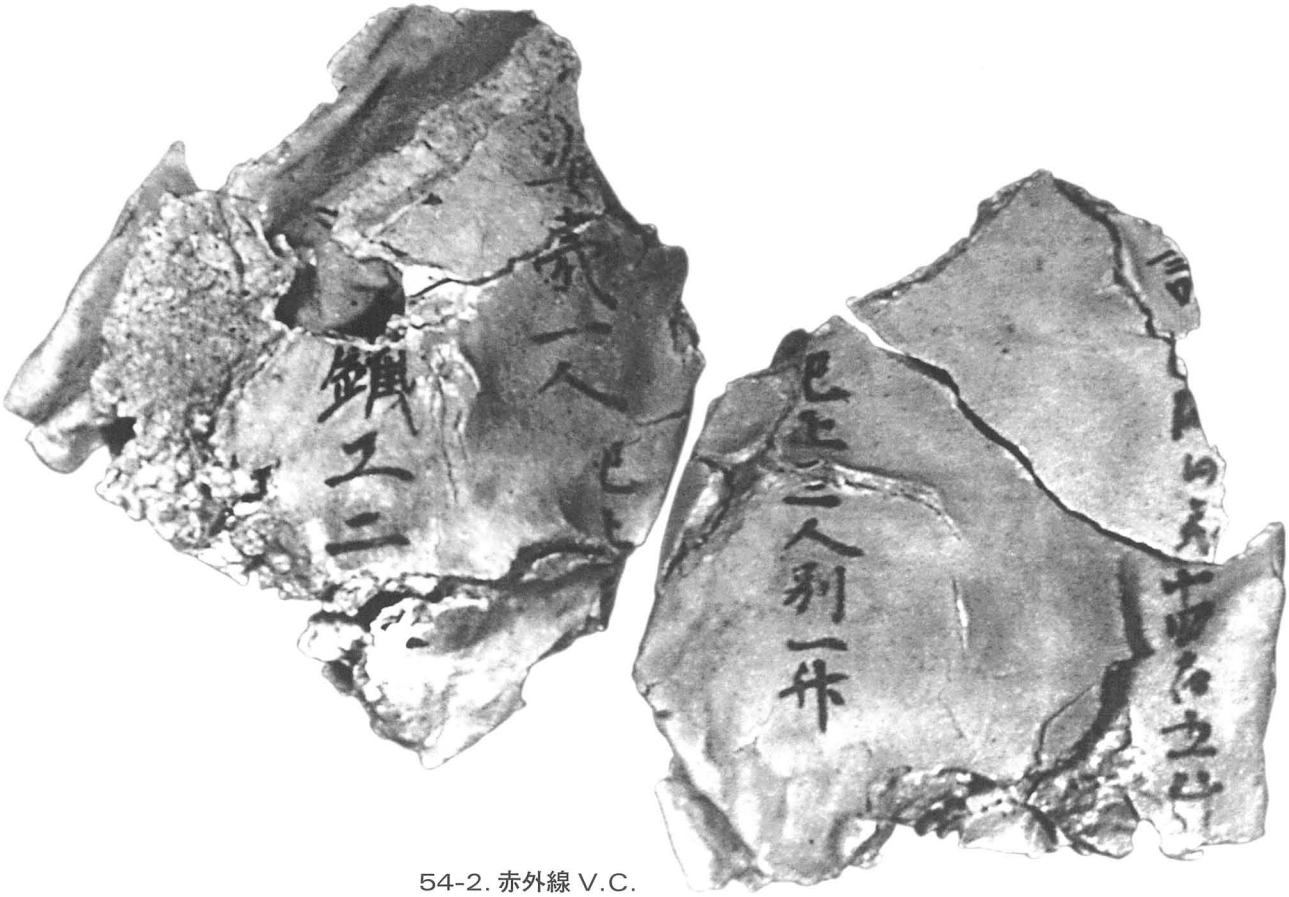

54-2. 赤外線 V.C.

54-2（部分）. 可視光線

54-1. 可視光線

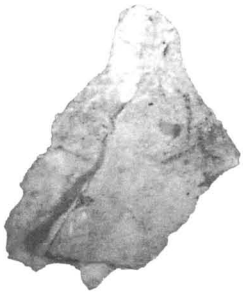

54-2（部分）. 赤外線 V.C.

54-1. 赤外線 V.C.

55. 可視光線

55. 赤外線 D.C.

56. 可視光線

56. 赤外線 D.C.

56. 可視光線（展開前）

解

説

総説

第一章　序言

漆紙文書は、周知のごとく漆容器の蓋紙として漆液面に密着してかぶせられた反古紙である。これが廃棄後も付着した漆に保護されたために、土中でも腐ることなく遺存したのである。さて、本報告書は都城遺跡から出土した漆紙文書の集成として初めてのものとなるので、まず都城出土資料を軸に、漆紙文書の調査研究の歩みを略述することにする。

漆紙文書が初めて確認、報告された遺跡は、平城京跡であった。一九七〇年七月に行われた奈良国立文化財研究所平城宮第六八次調査において、左京二条二坊六坪の東側に当たる東二坊坊間路西側溝から二点の資料が出土し、同年九月及び翌一九七一年に漆片に文字があるものとして報告されたのである。これを出発点として漆紙文書研究の歴史が始まるが、現在に至るまでの歩みは大きく三時期に分けることができる。

第一期は一九七〇年の発見から一九七八年までである。平城京跡での発見とほぼ同じ時期、宮城県多賀城跡の第九次調査において、政庁地区から大量の漆紙文書が出土した。一九七〇年八月のことである。この資料群は、後に漆紙文書の史料学的性格を明らかにするのに大いに寄与することになるのであるが、当時はまだ紙として認識されず、皮製品として保管されることになった。次いで一九七三年、多賀城跡第二一次調査で計帳様文書が出土し、これが翌年報告された。これが多賀城で最初に報告された漆紙文書である。

この頃から同種の紙が出土することについての認識が深まり、平城京跡では一九七五年の第九三次調査、多賀城跡では一九七四年の第二三次調査、一九七六年の第二八次調査、一九七七年の第三〇次、第三一次調査などで出土が確認された。しかし、この時点はまだ漆紙文書の史料学的位置づけが不明確で、確認できた資料をその都度報告するということが行われている段階であった。今からみれば、手探りで調査を進めながら着実に事例を蓄積している時期であると位置づけられる。また、奈良国立文化財研究所と宮城県多賀城跡調査研究所との間で情報の交換が行われるなど、都城遺跡の調査機関と東北地方における城柵遺跡の調査機関との間で一定の連携の下に調査が進められていたということも注意されてよい。

その後、研究の進展に伴い、それまで皮製品と思われていた多賀城跡第九次調査出土資料が漆紙文書として認識されるようになった。この調査成果は一九七八年に公表され、翌一九七九年には報告書が刊行されるに至った。この段階で、漆容器の蓋紙としての性格が明確になるとともに、技術的にも赤外線ビデオカメラの利用が確立したことにより、調査研究は新しい段階に入った。これ以後を研究の第二期とすることができる。多賀城跡で豊富な資料が得られたこともあり、第二期における研究の中心は、質、量ともに東北の城柵遺跡であった。

一方、この時期、都城遺跡出土資料の調査についても、一定の成果が蓄積された。平城宮・京跡についてみると、一九八〇年代には、一九六〇年代に出土しながら文書とは認識されていなかった資料について、再調査、報告がなされた。また、一九八四年に右京八条一坊十四坪から大量の資料が出土し、これが一九九〇年になって報告されるに至った。一方、長岡京跡でも一九八〇年に初めて漆紙文書が出土し、それ以降着実に出土事例が増加している。しかしながら、漆紙文書自体についての報告書が刊行された多賀城跡、秋田城跡、鹿の子C遺跡、下野国府跡などに比べ、都城出土の漆紙文書はあまり注目されてこなかったのが実状であった。

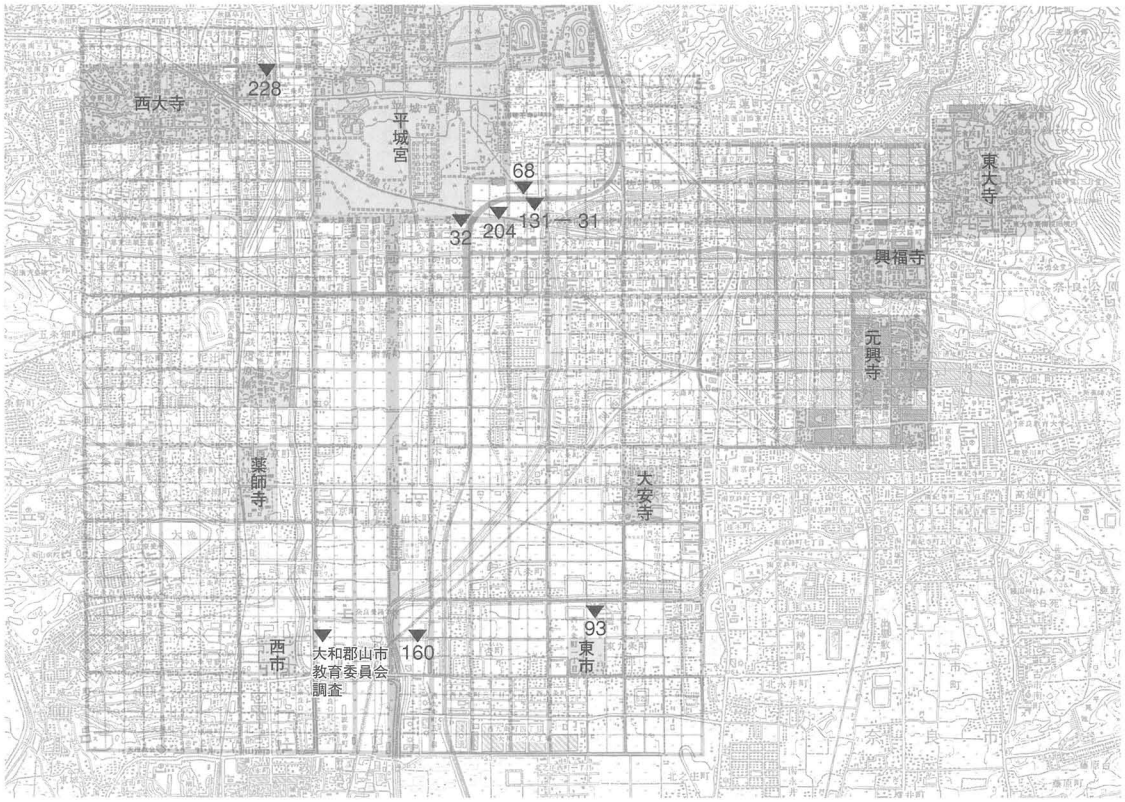

第１図　平城京発掘調査位置図（▼印：漆紙文書出土地）

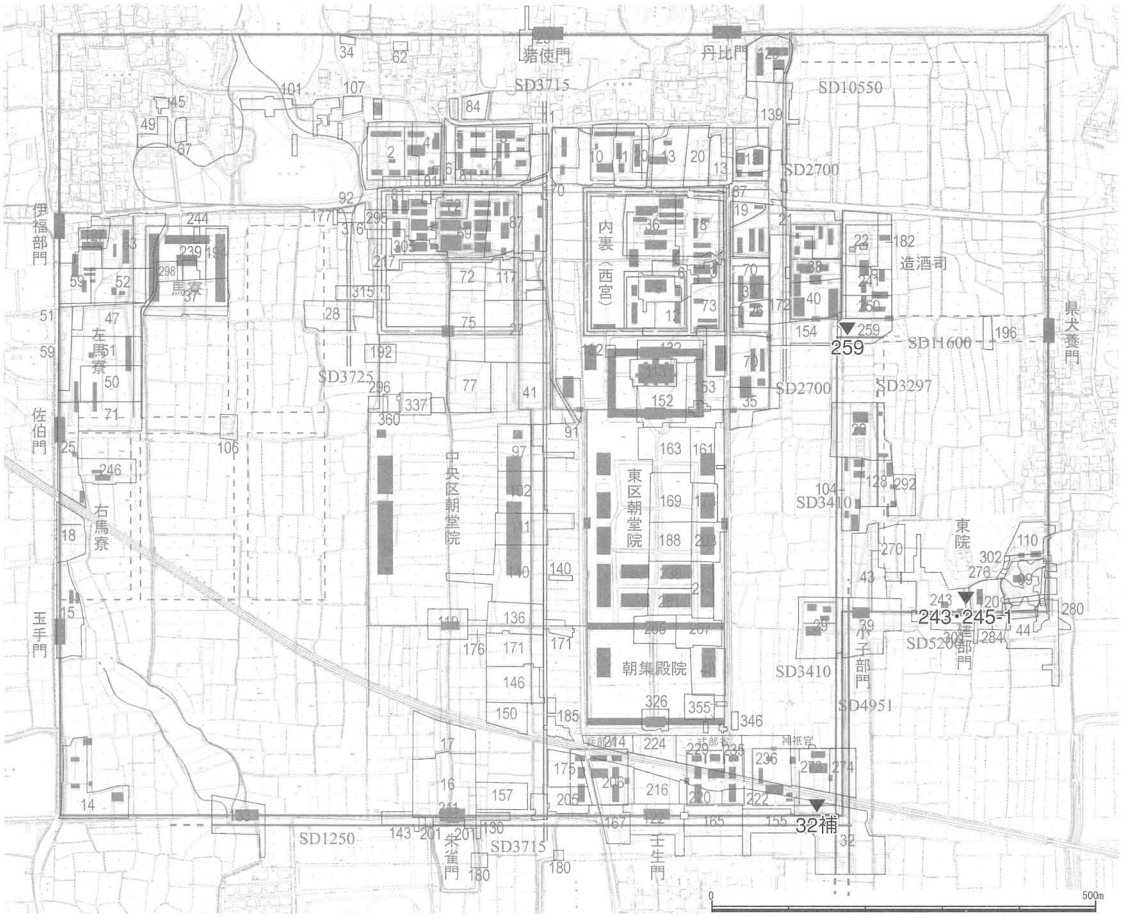

第２図　平城宮発掘調査位置図（▼印：漆紙文書出土地）

ところが、一九九五年に至り、平城宮第二五九次調査で租帳に類似した文書が出土したことを契機として、奈良国立文化財研究所では過去に出土した資料を再調査する作業を開始した。同じ頃、長岡宮・京跡でも一九九四年、九五年に計三カ所から漆紙文書が出土した。これらの調査の蓄積の中から、都城遺跡という枠組みの中で資料の位置づけを考えなければならないということが認識されるようになったのである。この点において研究は新しい段階に入ったと評価でき、一九九〇年代半ば以降を第三期とすることができよう。

第三期における平城宮・京跡出土資料に関する再調査の成果は、各年度の『奈良国立文化財研究所年報』で報告し、その一端は一九九八年に行った「なら平城京展'98」においても展示した。しかし、報告が複数年度に分散していること、紙数の関係で掲載できなかったものがあることなど、研究環境は整ったとはいえない状態であった。また、近年、デジタルカメラによる赤外線撮影の技術が進歩し、より鮮明な画像の提供が可能になった。

こうしたことを背景に、平城宮・京跡出土漆紙文書に関する調査成果を集大成する報告書を作成することが計画され、ここに刊行する運びとなったのである。本書の刊行が、都城出土漆紙文書の研究を次の段階へと展開させる契機となれば幸いである。

第二章　漆紙文書出土の遺構

（一）左京三条一坊十六坪（第三二次調査）

第三二次調査は、一九六六年に行われ、平城宮東南隅とそれに隣接する左京三条一坊十六坪を発掘した。漆紙文書は十六坪東北部にある土坑ＳＫ三九九五から一点出土した。

十六坪及び南隣の十五坪は、この調査以後、第一一八－八次、第二三〇次、第二三四－九次の各調査が実施されており、これらの調査の知見は『一九九二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九九三年）、『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』（一九九五年）などに整理されている。それらによると、十五・十六坪の間には条間小路が存在せず、奈良時代を通じて二つの坪は一体として利用されていたが、両坪の間には築地塀があり、南北二つの区画に分けられていた。十五坪の中心部では三棟の大型東西棟建物を南北に並べて配し、その左右に南北棟建物を対称に置くという整然とした建物配置を取る。これらはほぼ同じ位置で掘立柱建物から礎石建物に建て替えられるが、奈良時代を通じて存続する。また、十六坪では南部中央に大型の四面庇付き建物があり、その東側には大型の井戸が設けられていた。この井戸からは「内匠寮」と記した木簡が出土した（『平城木簡概報二七』、一九九三年）。漆紙文書一が出土した土坑付近の坪東北部では、棟持柱を有する特殊な構造の掘立柱建物が検出された。以上のような遺構の状況から、十五・十六坪は個人の宅地ではなく、宮外官衙もしくは離宮的な機能をもつ施設があったと推定している。

（二）平城宮跡東南隅（第三二次補足調査）

第三二次補足調査は一九六六年に行われ、第三二次調査区の北西に接する場所で実施された。漆紙文書は東西溝ＳＤ四一〇〇Ａから二点出土した。

この調査区では平城宮の南面大垣のほか、築

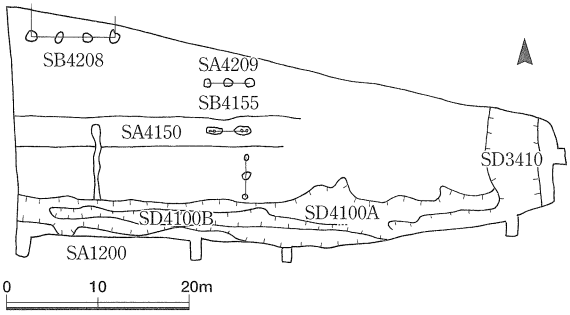

第３図　第32次補足調査検出遺構図

地塀一条、建物二棟、柵四条、溝二条、炉四カ所などを検出した。SD四一〇〇は、南面大垣の心より北五mの位置に心があり、東流する。大きく二時期に分かれ、下層がSD四一〇〇A、上層がSD四一〇〇Bである。SD四一〇〇Aは、幅一・八mを測り、深さは調査区西端で〇・四m、東へいくほど深くなり、最深一・〇mを測る。堆積土は大きく二層に分かれ、上層は暗褐色砂質粘土、下層は灰色砂である。

SD四一〇〇Aからは式部省の考選関係の木簡を中心に約一三〇〇〇点の木簡が出土している。年紀をもつ木簡として、古いものでは神亀年間（七二四～七二九）の一群と、神護景雲年間（七六七～七七〇）から宝亀元年（七七〇）の一群とがある。これらは出土位置を異にし、漆紙文書二・三は、奈良時代後半の後者が出土した地区からの出土である。これらについては『平城宮木簡』四・五・六（一九八六年・一九九六年・二〇〇四年）を参照されたい。

（三）左京二条二坊六坪（第六八次調査）

第六八次調査は一九七〇年に行われ、左京二条二坊六坪東北隅を発掘した。漆紙文書は、東二坊坊間路西側溝SD五七八〇から二点出土した。これらは既に『平城木簡概報八』（一九七一年）において伴出木簡とともに漆片に文字のあるものとして報告している。

第４図　第68次調査　SD5780（南から）

漆紙文書四・五が出土した西側溝SD五七八〇は、幅三・二m、深さ〇・六mを測り、他に木簡七九点、「東南隅」「東隅」などの墨書土器、和同開珎・万年通宝などの銭貨が出土した。木簡には郡里制（～霊亀三年〈七一七〉）や郡郷里制（霊亀三～天平一二年〈七四〇〉）の地名表記をもつものがあるが、奈良時代後半の遺物も伴出しており、溝は奈良時代を通じて機能していたとみられる。

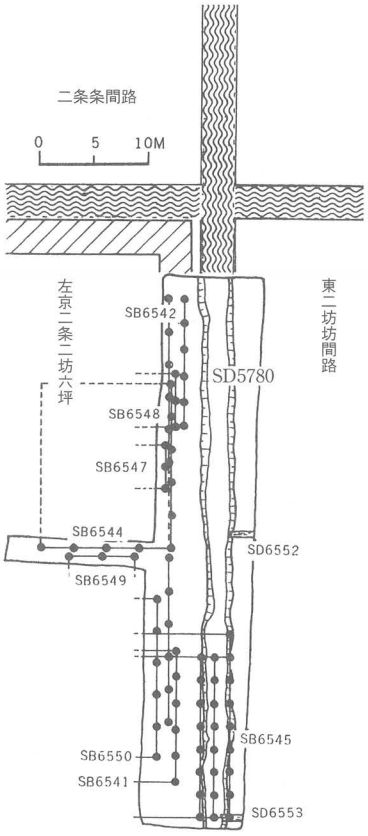

第５図　第68次調査検出遺構図

（四）左京八条三坊十坪（第九三次調査）

第九三次調査は一九七五年に行われ、左京八条三坊（東市周辺東北地域）を調査した。漆紙文書は九・十坪坪境小路南側溝SD一一五五から九点、他に墨付きのない断片二片が出土した。これらは接合しないが、本来同一の文書であったと推定できる。本報告書にはこのうち判読可能な二点を掲載した。

SD一一五五は、幅三・四m～三・八m、深さ一・二mの規模で、西に流れ、平城京の東堀河と推定されるSD一三〇〇に流れ込む。SD一一五五からは他に、郷制下の付札を含む木簡二五点、「法所」「土寺」「紀伊」などの墨書土器、漆塗

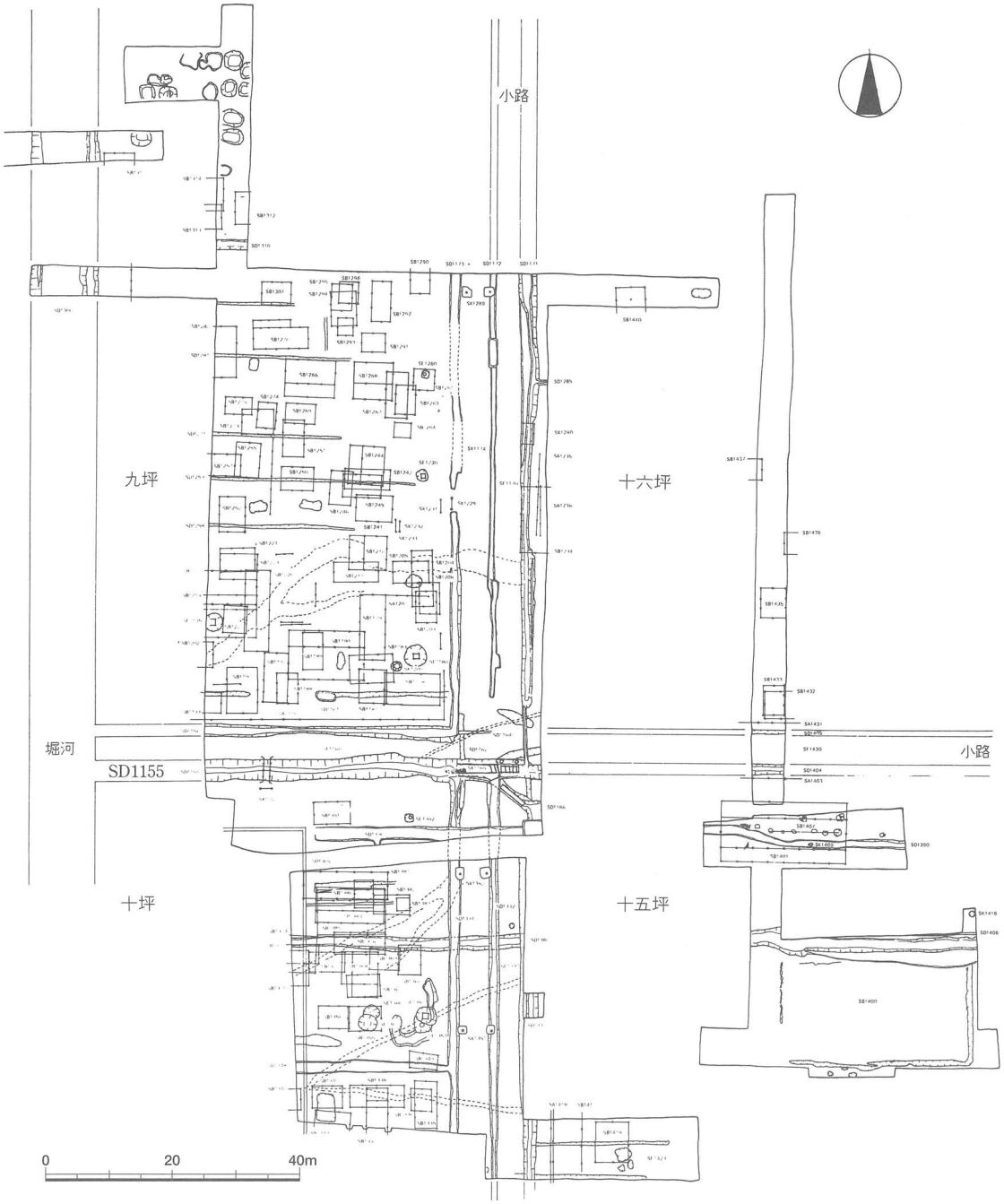

第６図　第93次調査検出遺構図

木製匙、漆皮箱、漆塗冠帽断片、漆濾し布、漆容器の土師器皿・杯、須恵器壺、ヒノキ製曲物、漆刷毛・篦などが出土し、付近に漆器工房の存在が想定できる（『平城京左京八条三坊発掘調査概報』一九七六年、『平城木簡概報一一』一九七七年）。

なお、同じ溝から墨痕のある漆紙文書の他に、墨痕のない漆容器蓋紙も多数出土している。このうち参考資料一として掲げたものは、最大径一九・七cmの円形を呈する。これは同じ溝から出土した文字のある蓋紙と比べて大型であり、杯の蓋紙ではあり得ず、曲物容器に付されたものである。大型であることを考えると、地方からの運搬用、または平城京での保管用の容器であると考えられる。運搬容器でそのまま保管した可能性は高い。また、これには厚く漆が付着している。同じような漆付着状況を示す断片は同じ溝から他にも出土しており、円形には復元できないものの、同様の蓋紙が多数存在したことが推定できる。一方、墨痕が確認

第７図　第93次調査　SD1155（東から）

できる漆紙文書には漆があまり厚くは付着していないので、状態は明らかに異なる。大型の蓋紙は、運搬用、または保管用の容器として長い時間漆液にかぶせられていた状況が推定でき、小型の蓋紙は、小分け用またはパレット用の容器の蓋紙などとして短い時間だけ用いられ、付着した漆が丁寧に掻き落とされた状況が推定できる。

（五）左京二条二坊十三坪（第一三一－三一次調査）

第一三一－三一次調査は、一九八二年に行われ、左京二条二坊十三坪を発掘した。漆紙文書は遺物包含層から一点出土した。

十三坪では、この調査の他、第一四一－五次、第一五一－一一次（東区・西区）の各調査が行われ、調査成果は四つの調査区合わせて『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』（一九八四年）にまとめられている。それによれば、十三坪の遺構は八世紀前半から一〇世紀末に至る六時期にわたる遺構が検出されたが、漆紙文書は遺構に伴わない。後述するように平城宮土器Ⅳに比定される土器に付着しているので、奈良時代後半のものであろう。

なお、漆関連遺物として、第一五一－一一次調査区の包含層から唐草と鳥の文様を針書きした漆器の破片が出土している。これは奈良時代末から平安時代初期を大きく降らないと推定されている。また、文字資料として、同じく第一五一－一一次調査区の十二・十三坪坪境小路東側溝ＳＤ二七四〇から志摩国英虞郡舟越郷の海松の付札などの木簡計三点、中世の土取り穴ＳＫ二七七〇に混入した伊豆国賀茂郡の付札木簡一点が出土している（『平城木簡概報一七』一九八四年）。

（六）左京八条一坊六坪（第一六〇次調査）

第一六〇次調査は一九八四年に行われ、左京八条一坊三・六坪を発掘した。漆紙文書は六坪にある掘立柱建物ＳＢ三一九〇の柱穴から一点出土した。当該地の調査成果は『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』（一九八五年）にまとめられている。それによれば、検出した奈良時代から平安時代初頭の主な遺構として、八条条間路と三・六坪の坪境小路東側溝、掘立柱建物四七棟、池状遺構一、井戸一基などがある。このうち、

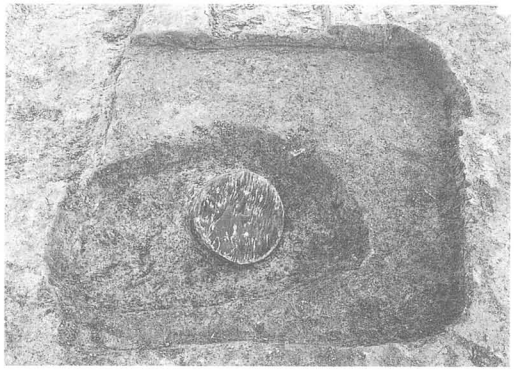

第８図　第9号漆紙文書出土状況（南から）

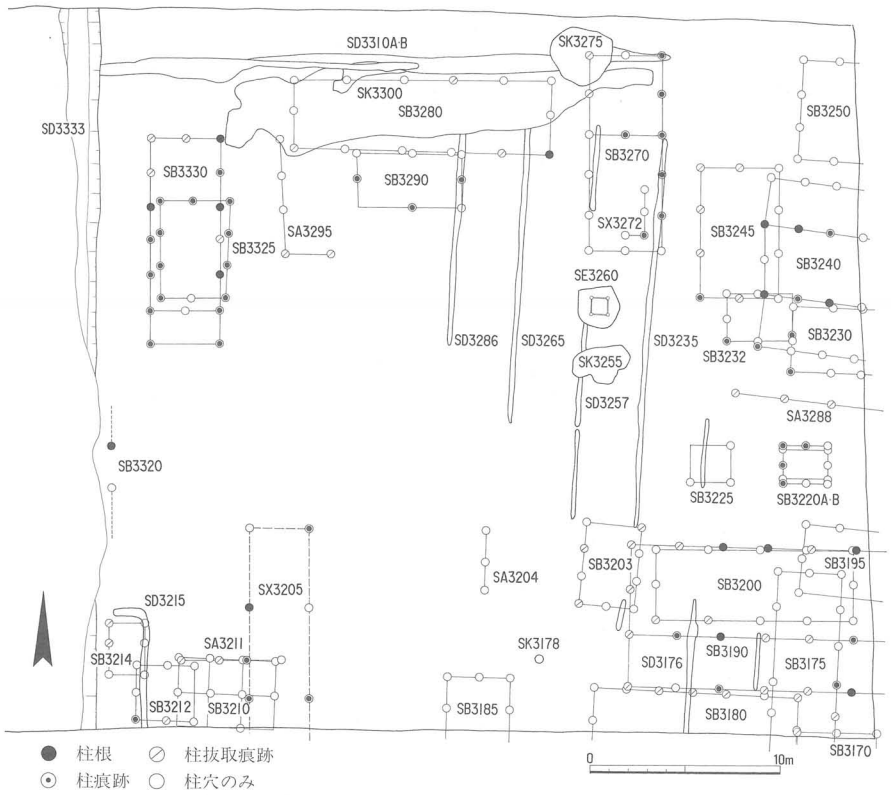

第9図　第160次調査　左京八条一坊六坪遺構模式図

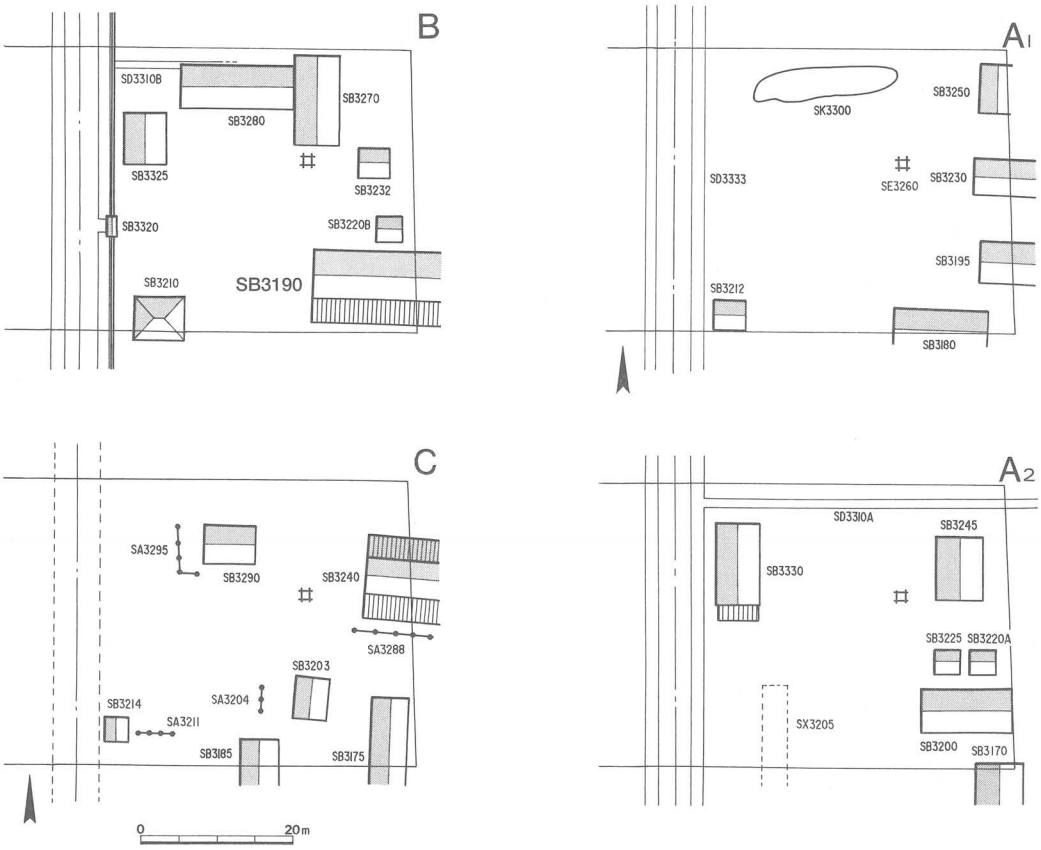

第10図　第160次調査　左京八条一坊六坪遺構変遷図

六坪の遺構はA1、A2、B、Cの四時期に分けられる。SB三一九〇は、桁行六間以上、梁間二間の規模をもつ、奈良時代後半から末頃（B期）の南庇付東西棟建物で、漆紙文書**九**は身舎西南隅柱の抜取穴から出土した。

（七）右京八条一坊十四坪（大和郡山市教育委員会調査）

この調査は、一九八四年に大和郡山市教育委員会によって行われた。右京八条一坊十三・十四坪については、大和郡山市教育委員会と奈良国立文化財研究所が、一九八四年から一九八六年にかけて、計五カ次にわたり調査を行っており、この調査はそのうちの一つである。漆紙文書は大和郡山市教育委員会担当部分の十四坪にある土坑SK二〇〇一から計六九点出土した。本報告書ではこのうち釈読可能な四二点を掲載した。

調査成果は『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』（一九九〇年）にまとめられている。それによれば、奈良時代の主な遺構として、Ⅰ期～Ⅳ期の四時期にわたる多数の掘立柱建物、塀、道路、井戸、溝などを検出した。鋳造関係遺物や漆工関係遺物が出土しており、大規模な工房遺跡であったと推定できる。調査地の付近には西市が所在しており、市と深く関係する工房であると考えられている。漆紙文書が出土した土坑SK二〇〇一は、東西二・七m、南北一四・三m、深さ二三cmを測る大規模なもので、奈良時代前半（遺構変遷のⅡ期）に位置づけられている。同じ土坑から、漆容器の須恵器壺、及びその栓、クロメ用と思われる須恵器盤、漆濾し布などの漆工房関係遺物が伴出している。

なお、墨痕のある漆紙文書六九点以外に、多数の墨痕のない漆容器蓋紙も出土している。本来墨書のある断片と同一個体であったと推定できるものもあるが、それとは別に注目すべき資料として参考資料**二**・**三**があるので付言する。このうち参考資料**二**は、三回折りたたまれた紙の断片で、現状で長辺一四・五cm、短辺一一・〇cmを測る。復元的に開くならば、直径二九cm以上の円形となる。

これらはいずれも大型の蓋紙であり、また、厚く漆が付着している。第九三次調査で出土した文字のない蓋紙と同様に、地方からの運搬用、または平城京での保管用の曲物容器に付されたものであろう。これに対し、同じ土坑から出土した文字のある漆紙文書には漆があまり厚くは付着しておらず、小分け用またはパレット用の容器の蓋紙などとして短い時間だけ用いられ、付着した漆が丁寧に掻き落とされた状況が推定できる。

（八）左京二条二坊五坪（第二〇四次調査）

第二〇四次調査は一九八九年に行われた。百貨店建設の事前調査として、左京二条二坊五坪（藤原麻呂邸推定地）及び左京三条二坊一・二・七・八坪（長屋王邸推定地）を、一九八六年から一九八九年にかけて発掘した一連の調査のうちの一つである。第二〇四次調査では、このうちの二条二坊五坪及びその南の二条大路を調査した。漆紙文書は二条大路上に設けられた濠状遺構SD五三〇〇とSD五三一〇から各一点出土した。

SD五三〇〇・五三一〇は、SD五一〇〇とともに、二条大路の路面上に南北両側溝と平行して、その道路側に掘られた東西に延びる濠状遺構で、いわゆる「二条大路木簡」と総称される木簡群が出土した遺構である。

SD五三〇〇は、二条大路の北端にあり、東二坊坊間路西側溝SD四六九九の〇・八m西から左京二条二坊五坪南面中央にある門SB五三一五の四m東まで延びている。幅二～二・七m、深さ一～一・三mの規模で、全長五六mを完掘した。土層は大きく四層に分けられ、最上層が埋め立て土、下三層が堆積土である。漆紙文書は伴出木簡とともに上から三層目の木屑層から出土した。伴出木簡の年紀は一点のみ神亀五年（七二八）のものがあるが、他は天平三年（七三一）～八年

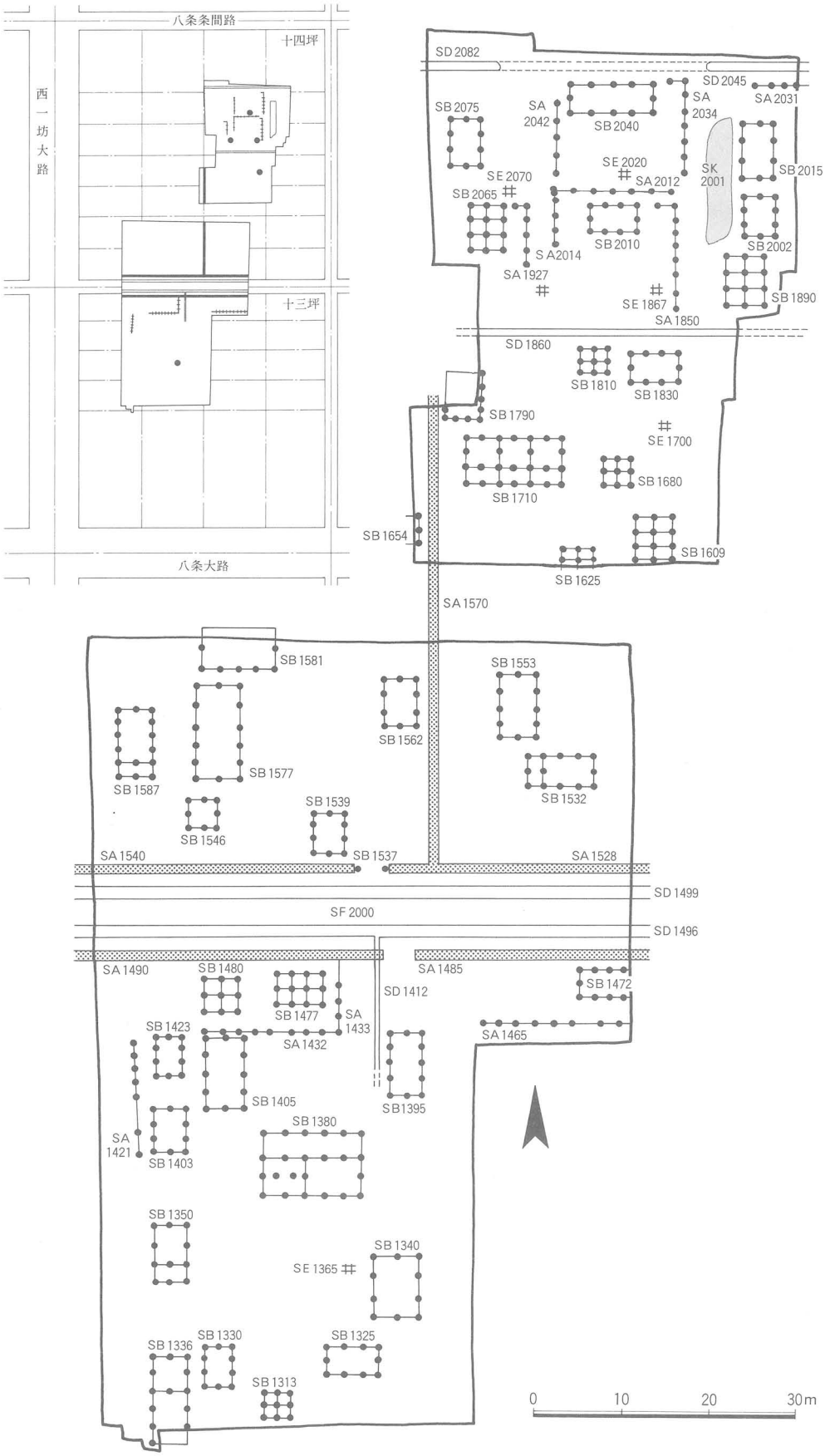

第11図　右京八条一坊十三・十四坪検出遺構図（Ⅱ期）

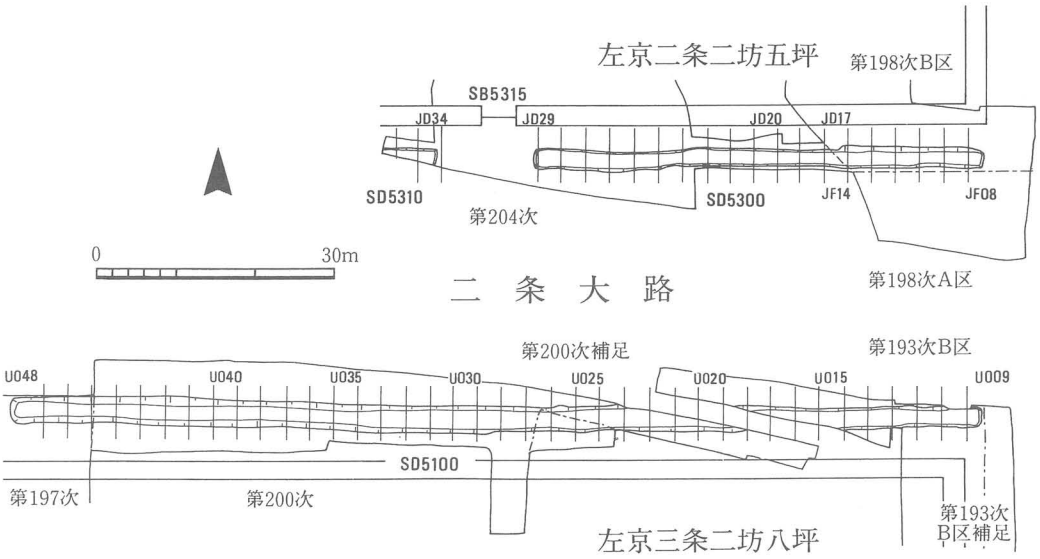

第12図　SD5100・5300・5310　地区割図

に収まる。

ＳＤ五三一〇は、門ＳＢ五三一五の西で、門を挟んでＳＤ五三〇〇と対称の位置にある濠状遺構である。東端から六ｍ分を検出したが西端は調査区外に延びる。幅は現状では不明であるが、約二ｍと推定され、深さは一・一ｍの規模である。土層は四層に分けられるが、漆紙文書は伴出木簡とともに上から三層目の木屑層から出土した。木簡の年紀は天平八年のものにほぼ限られる。ＳＤ五三〇〇もＳＤ五三一〇も流れた痕跡のない遺構である。

一連の発掘成果の詳細及び出土木簡については、『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』（一九九五年）、『平城京木簡』一・二（一九九五年・二〇〇一年）、『平城木簡概報二〇～三三』（一九八八～九七年）を参照されたい。特に漆紙文書については『平城木簡概報二四』（一九九一年）に伴出木簡とともに掲載されている。

（九）西隆寺跡（第二二八次調査）

西隆寺跡の発掘調査は、大型商業施設や都市計画道路の建設に伴い、一九七〇年代前半、一九八〇年代末から一九九〇年代初頭、及び一九九〇年代末から二〇〇〇年代初頭にかけて、断続的に行われている。このうち、第二二八次調査は一九九一年に行われ、一点の漆紙文書が出土している。

西隆寺は、奈良時代の末に、恵美押勝の乱に勝利した称徳天皇が創建したもので、西大寺と対になる尼寺である。神護景雲元年（七六七）八月に造西隆寺司長官以下の任命があり、宝亀二年（七七一）八月に印が頒賜されていることから、この頃までには一応の完成をみたものと推定されている。

伽藍は文献史料から平城京右京一条二坊九・十・十五・十六坪を占めていることがわかる。発掘調査の結果、中軸線上に回廊に囲まれた金堂をはじめとする中心堂舎が配されていたことが判明している。また、北面回廊の東延長線上に東門があり、東門を寺域内に入ると、西へ向かって道路が延びており、その南北両側には築地塀で囲まれた区画が存在する。南側の区画は塔院、北側の区画は食堂院であると推定されている。

食堂院は西隆寺造営以前に九坪にあった池状遺構ＳＧ五三〇を埋め立て、掘立柱建物ＳＢ五一〇を解体した後、整地を施して建設されたこと、当初は掘立柱建物から構成されていたが、奈良時代末から平安時代初頭にかけて礎石建物を中心とするものに改修されたことなどが判明した。第二二八次調査は、食堂院内にお

いて、食堂の西から北の位置にかけて斜行する調査区を設定して発掘しているが、漆紙文書は調査区の西南隅から出土した。ここには先述のSG五三〇があり、西隆寺造営に伴う埋土及び整地土、さらにその上に奈良時代末から平安時代初頭にかけての遺物を包含する層が堆積している。この地区は西隆寺造営後、建物と塀にはさまれた空閑地にあたり、塵芥処理用の一画として利用されたと推定されている。漆紙文書が出土したのは、このうちの池の東側の整地土にあたる茶褐土下層からである。同層からは平城宮土器Ⅳ・Ⅴに該当する土器が出土している。ただし、この整地土が食堂院の創建に伴うものか、改修に伴うものかは判然としない。

なお、漆紙文書出土地区からは、ほかに漆塗関係遺物の出土は報告されていないが、回廊東北隅の外側にある土坑SK四五五からは、漆運搬容器の須恵器壺、横瓶が出土しており、回廊礎石据付穴からも漆の付着した須恵器片が出土している。西隆寺造営に伴い、漆塗作業が行われていたことがわかる。

また、関係する文字資料として、東門地区の調査において検出されたSX〇三三及びSX〇三五から多数の木簡が出土している。このうち、SX〇三五から出土した木簡のうち、年紀のあるものは、（天平）勝宝元年（七四九）の記載のある習書を除けば、天平神護三年（七六七）、及び（神護）景雲元年（七六七）の米荷札があり、SX〇三三では、（神護）景雲二年の調塩荷札、知識銭付札、（年号なし）四年の文書木簡があって、いずれも西隆寺造営途上における年代を示す。両遺構からは、西隆寺の造営資材や労働者に対する食料支給に関わる木簡、造営のための知識銭の付札などが出土している。

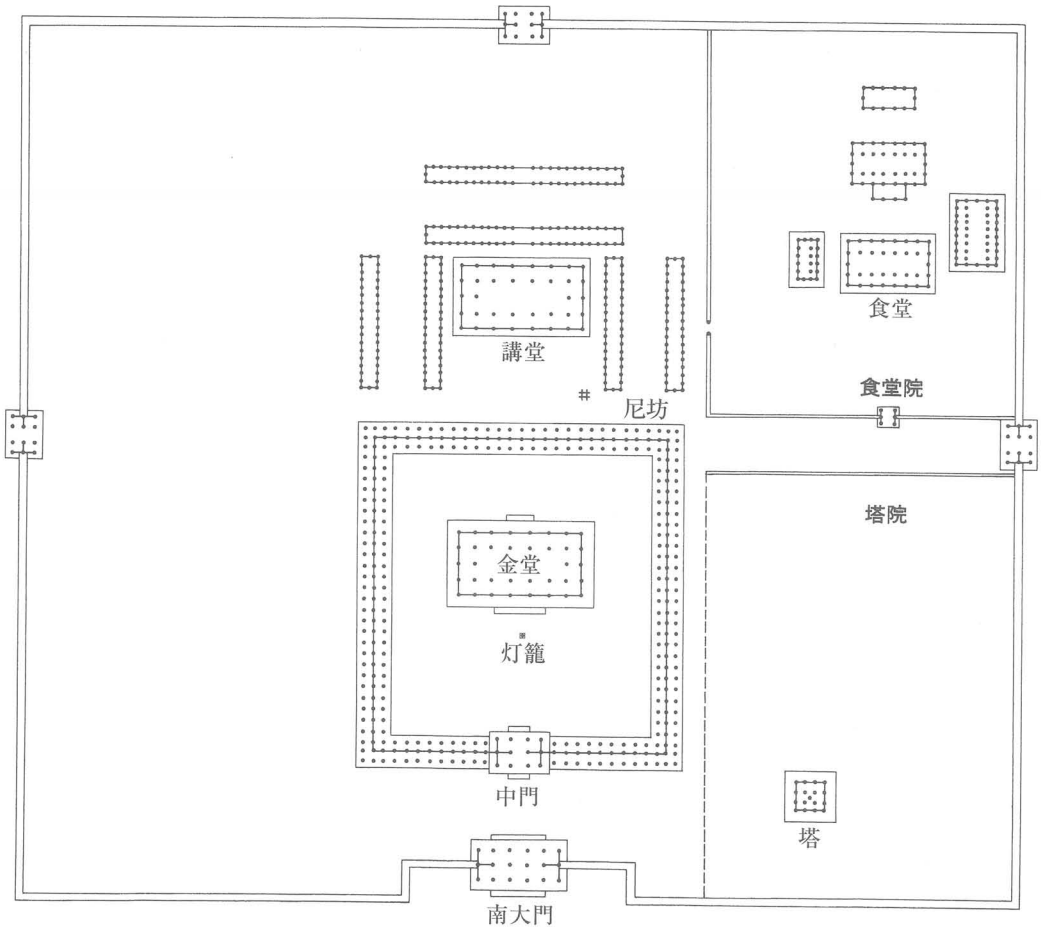

第13図　西隆寺伽藍復元図（1:2000）

発掘調査の成果については、西隆寺調査委員会『西隆寺発掘調査報告書』（一九七六年）、奈良国立文化財研究所『西隆寺跡発掘調査報告書』（一九九三年）、奈良文化財研究所『西隆寺跡発掘調査報告書』（二〇〇一年）を、出土木簡については今泉隆雄「平城京西隆寺の木簡とその創建」（『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年）を参照されたい。

（一〇）平城宮跡東院地区（第二四三・二四五－一次調査）

第二四三・二四五－一次調査は一九九三年度に行われ、平城宮東張出部南端、いわゆる東院庭園の区画の西を発掘した。漆紙文書は井戸SE一六〇三〇から一点出土した。検出した遺構は大きくA期からG期の七時期に分けられる。SE一六〇三〇は、このうち天平神護年間から神護景雲年間のD期に掘削され、宝亀年間のF期まで存続した井戸で、一辺五mの方形の掘形の中に幅約二〇cm、厚さ約一〇cmのヒノキの板材を縦に二〇枚並べて円形の井戸枠を作っている。井戸枠材のうち、一八点に墨書がある。漆紙文書は井戸枠内から出土したが、木簡の削屑一点が伴出している。この他、この井戸の排水溝に相当する南北溝SD一六〇四〇から五九点の木簡が出土している。発掘成果の詳細及び伴出木簡については『一九九三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九九四年）、『平城木簡概報二九』（一九九四年）を参照されたい。

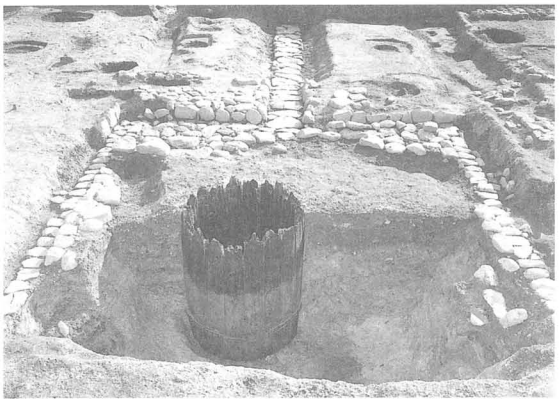

第14図　第243・245-1次調査　SE16030（北から）

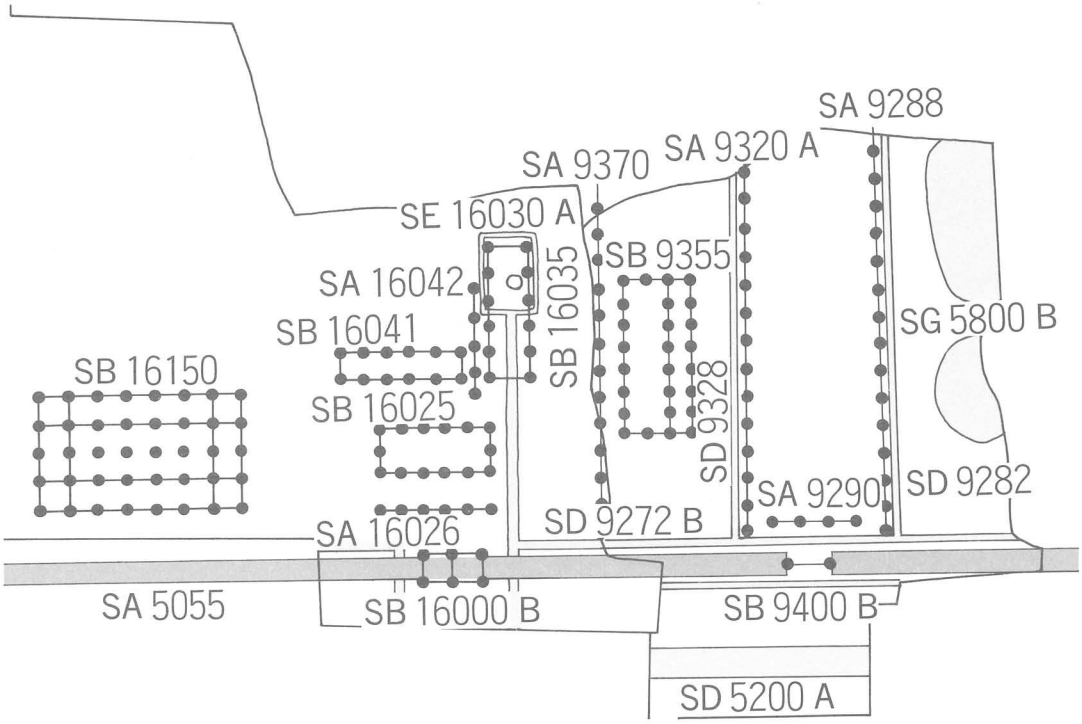

第15図　第243・245-1次調査検出遺構図（D期、1:800）

（一一）平城宮跡造酒司推定地南（第二五九次調査）

第二五九次調査は一九九五年に行われ、内裏の東方、造酒司と推定されている官衙区画の南辺及びその南を東西に走る宮内道路に当たる部分を発掘した。漆紙文書は宮内道路南側溝ＳＤ一一六〇〇から一点出土した。ＳＤ一一六〇〇は、幅約五ｍ、深さ一ｍの規模で、西流する。堆積土は大きく五層に分かれ、このうちの下から二層目と三層目の中に場所により木屑を多く含む層が見られた。漆紙文書は二八〇八点の木簡とともにこの木屑層から出土した。伴出木簡の年紀は、別の溝から混入した可能性のある天平一四年（七四二）のものを除き、宝亀四年（七七三）～延暦三年（七八四）の間に収まる。木簡の内容を検討すると、皇太子時代の山部親王（後の桓武天皇）の春宮坊に関係するもの、及び桓武天皇の皇后の藤原乙牟漏の皇后宮職に関係するものが含まれていると考えられる。

発掘調査の知見は『一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九九六年）、『年報一九九六』（一九九七年）にまとめられており、伴出木簡につい

第16図　第259次調査　SD11600（西から）

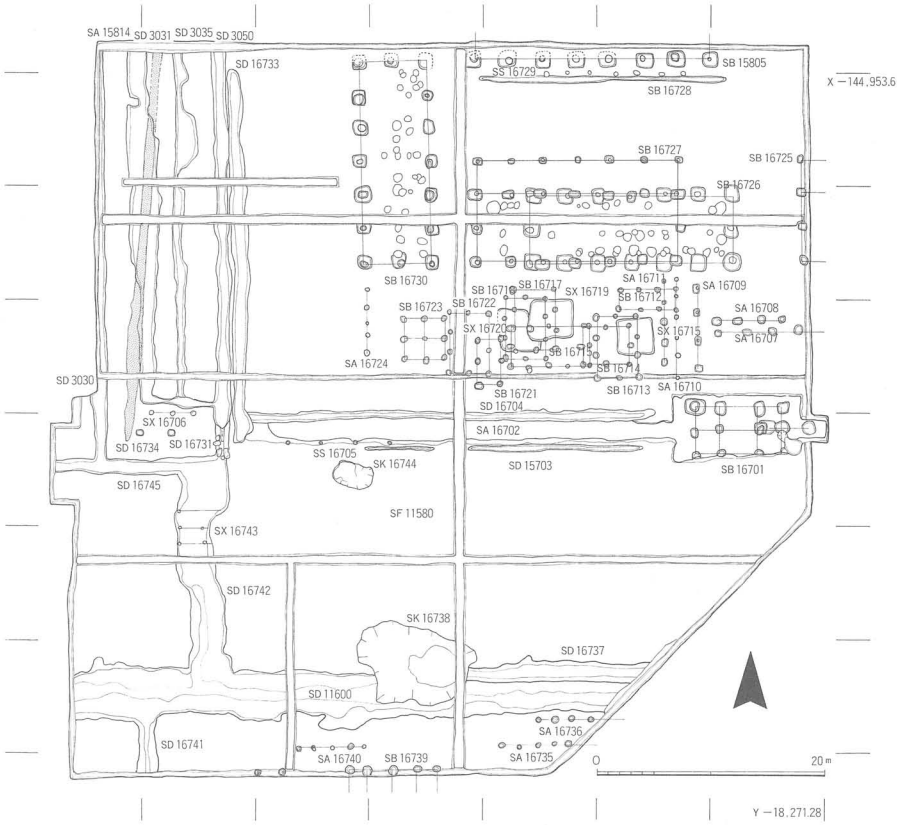

第17図　第250・259次調査検出遺構図

ては『平城木簡概報三二』（一九九六年）に掲載されている。

（一二）その他

この他、墨痕のない、または文字の判読できない漆容器蓋紙が第九九次調査、第一五四次調査、第二〇〇次調査、及び第二七九次調査において出土している。図版、釈文は掲載していないが、大いに関係する遺物であり、周辺の調査で今後墨痕のある資料が出土する可能性もあるため、参考のためここに付記する。

第九九次調査は一九七六年に行われ、平城宮跡東張出部にある庭園、いわゆる東院庭園の園池北半部を調査した。漆容器蓋紙は東院地区の東面を画する大垣SA五九〇〇の東雨落溝SD五八一五から一片、上層園池SG五八〇〇Bの堆積土から七片出土した。発掘調査の成果については『平城宮報告XV』（二〇〇三年）を参照されたい。

第一五四次調査は一九八三年に行われ、平城宮内裏の東方を発掘した。漆容器蓋紙はこの地区を南流する宮内の基幹排水路SD二七〇〇から一点出土した。この資料は漆のパレットに用いた土師器の杯にかぶせられているが、完存せず、本来の直径は不明である。残存部分は約九cm四方の断片となっている。同じ溝から漆塗り用刷毛のほか、一七七八点もの木簡が伴出した。発掘成果の詳細及び伴出木簡については、『昭和五八年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九八四年）、『平城木簡概報一七』（一九八四年）を参照されたい。

第二〇〇次調査は一九八九年に行われ、左京三条二坊八坪北辺と二条大路を調査した。漆容器蓋紙は二条大路上に掘られた濠状遺構SD五一〇〇から三点出土した。SD五一〇〇は、SD五三〇〇、SD五三一〇とともに、いわゆる二条大路木簡が出土した遺構である。一連の発掘成果の詳細及び出土木簡については、『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』（一九九五年）、『平城京木簡』一・二（一九九五年・二〇〇一年）、『平城木簡概報二〇～三三』（一九八八～九七年）を参照されたい。

第二七九次調査は一九九七年に行われ、左京二条二坊十一坪を発掘した。漆紙文書は包含層から一点出土した。小さな土器片に付着した小片であり、わずかに墨痕が残るが、判読できない。発掘成果の詳細は『年報一九九七－Ⅲ』（一九九七年）を参照されたい。

第三章　漆の流通と漆紙文書

漆の流通と漆容器・蓋紙

漆紙文書は漆容器の蓋紙に使用された反古紙である。しかし、すべての漆容器に蓋紙が付されるわけではない。漆紙文書の史料学的位置づけを考えるためには、漆の生産から消費に至る過程の、どの段階で紙が蓋として用いられるのかをおさえておく必要がある。この問題を考えるための前提となる先行研究として、都城における漆の貢納、使用の問題を文献史料から明らかにした平川南の業績がある。(1) また、漆工房に関係する遺物としての土器を扱ったものとして、玉田芳英の研究がある。(2) さらに、都城出土の漆紙文書を、漆の流通の中に位置づけようとしたものとして古尾谷知浩の研究があり、(3) 本章の直接の前提となっている。しかし、本報告書作成過程で明らかになった新しい知見も踏まえ、あらためて考察を加えることとする。

漆作業の諸段階と漆容器

まず、漆の採取段階であるが、漆の木に傷を付け、しみ出る樹液を掻き取っていく。現在、採取直後は曲物桶に入れるが、古代においていかなる容器を用いた

かは明らかではない。採取直後の漆を生漆と呼ぶが、次いでこれを精製する必要がある。精製作業は、盤などの大きな平たい容器を用い、紫外線もしくは熱をあてながら攪拌する。この作業をクロメと呼び、精製を経た漆をクロメ漆と呼ぶ。精製作業は漆の生産地で行う場合もあろうし、消費地で行う場合もあろう。奈良時代において、消費地で精製作業を行った根拠として、平城京跡右京八条一坊十四坪の調査でクロメに用いたと思われる盤の破片が出土していることが挙げられる（奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』一九九〇年）。これには内面から口縁部にかけて漆の膜が何層にも重なって付着しており、同じ盤を何回も繰り返して使ったことがうかがえる。

生産地から消費地まで運搬するには、須恵器の平瓶、長頸壺のような壺に入れる場合と、直径二〇cm前後以上の大・中型の曲物に入れる場合がある。須恵器壺を運搬に使用した根拠として、持ち運ぶために収めた籠の痕跡が付着している資料があることや、平城宮・京跡出土墨書須恵器壺の中に、例えば「余戸郷／道□部／鴨麻呂（底部外面）」「船木郷漆／□〔凡カ〕（底部外面）」「□一合〔升カ〕／□石勝（体部外面）」（以上平城京跡右京八条一坊十一坪、西一坊坊間大路西側溝出土）、「□井〔桃カ〕／一升一合（底部外面、行の向きはほぼ直交）」（以上、平城宮跡東方官衙出土）といった郷名、人名、量の墨書銘を有する資料があることが挙げられる（玉田論文を参照）[4]。底部に墨書しているものは、漆を入れる前、つまり貢納元で記入したことは明らかである。通常の置き方では見えないこと、全ての容器に記載されているわけではないことなどから、都での検収目的のためには適さないが、平城宮・京跡出土資料の場合、その容器で地方から漆が京進されてきていることは確実である。

一方、曲物、或いは円形の木製容器で漆を運搬した根拠としては、『延喜式』大蔵省に、「凡諸国所進年料漆、先令内匠寮定其品」、即蓋上記定品之人名」、然後納庫。」とあることが挙げられる。後述のごとく、漆運搬用の須恵器壺には木、布、藁などで栓をするので、文字を墨書できるような蓋は用いない。この大蔵省式の規定は、身と蓋からなる曲物を用いたと考えるのにふさわしい規定である。

また、時代は降るが室町時代の東寺領新見荘の事例が挙げられる。大永四年（一五二四）最勝光院方評定引付の二月四日の項や、大永八年（享禄元、一五二八）最勝光院方評定引付の六月一七日の項には次のようにある。

大永四年最勝光院方評定引付　二月四日

一新見荘去年［大永三癸未］分公用之内、漆桶［指中］拾、同小桶一、都合十一桶、此内指中一桶ト小桶一ハ去年分ノ公事漆ニ支配、残指中九桶者、去年年貢分ニ可有支配之由、衆儀了、仍召塗師、如例シホラセ了。（後略）

大永八年最勝光院方評定引付　六月一七日

一新見荘ヨリ漆桶［サシナカ］二到来之間、令披露之処、（中略）今日召塗師令支配畢。（後略）

（いずれも「東寺百合文書」る。細字部は［　］内に示す。）

これらをみると、新見荘から東寺に桶で漆が納入されていることがわかる。これは曲物ではなく、結物の桶である可能性もあるが、蓋紙については同様と考えてよい。

さて、漆は消費地まで運ばれた後、実際に使用される時まで保管されるが、運搬容器のまま保管する場合と、大きな甕のような容器にまとめて保管する場合がある。実際の消費時点では小型の曲物や壺に取り分ける場合があり、さらに杯や皿などの土器に小分けにされることもある。曲物を漆使用時点で用いた根拠としては、口縁部に刷毛置きの痕跡と考えられる凹形の加工が施されている資料がある。塗る直前には杯などをパレットとして用いるが、同時に使用する道具として刷毛、箆、タンポ、漆濾し布・紙などがある。

漆の生産から消費に至るまでは以上のような諸段階があり、それぞれの段階で目的に合わせて容器が用いられるが、蓋紙が用いられるのは曲物、杯のみである。出土した蓋紙が付されていたのが曲物であるか杯であるかは、縁辺部の形状で区別できる場合がある。一方、クロメ用の盤は繰り返し使われており、これで漆を保管したとは考えがたいので、蓋紙を付すことはなかったであろう。運搬用の壺には、木、木に布を巻いたもの、布、藁などで栓をするので、蓋紙は用いない。中の漆を使うときには栓は固着して取れないことが多いので、頸部を割って取り出すことになる。これは破断面に漆が付着していることから推測できる。なお、反古紙は蓋紙以外にタンポに用いられている例もある。

蓋紙の復元直径は、大型（直径三〇～三五㎝）、中型（二〇～二五㎝）、小型（一五㎝前後）のグループがあり、これは容器の直径に規制される。大まかにいえば、大・中型のものは運搬、保管用、小型のものは小分け用と推定できる。

以上のように、漆紙文書の大きさや形態から、その資料が漆作業のどの段階で、どのような容器に付されていたのかを推定する必要がある。

次に、容器に付された蓋紙としての反古紙が、どこから供給されたのかという問題に触れておくことにする。この問題について、出土遺跡の種別ごとに考えてみよう。

漆作業用の反古紙の供給

国府レベルの遺跡では、文書を管理する機関も漆を大量に消費する機関も限られる。従って、文書廃棄主体と漆使用主体は一致することが多い。また、その主体が、文書が捨てられた場所にある施設と密接に関係することも推定可能である。つまりいずれも主体は国に関係する機関であると推定できる。その他の場合として、郡から進上された漆容器とともにもたらされた、郡廃棄の文書が含まれることもあろう。これは文書の内容により区別する他はない。

地方における工房の場合は、国府から廃棄された文書もあるだろうし、この場合でも郡レベルから進上された漆容器に付着した、郡廃棄の文書が含まれることもあり得る。[5]

これに対し、都城の場合は状況が複雑である。[6] まず、地方からの運搬容器が須恵器壺であった場合、反古紙が使われるのは、都城で小分けされた曲物、杯のみである。つまり、小型のものに限られる。蓋紙は都城で付されるため、在京諸司、諸家、諸寺から廃棄されたものである可能性が高い。文書として廃棄された後の反古紙供給経路を考えてみると、直接漆工房に関わる官司から廃棄された場合、官司払い下げの反古紙が、官制のルートを経て流れてきた場合、市などに一度流れた後、購入により調達された場合などが考えられる。

次いで、地方からの運搬容器が曲物であった場合は、別の可能性も考えなければならない。地方から京進された時点では、地方で付された蓋紙がかぶせられていることになる。その蓋紙は地方官衙（生産地に近い郡か、進上主体である国かは問題が残る）から供給された可能性が高いが、反古紙が払い下げられた場合もあるだろうし、未使用の白紙が使われた可能性もあろう。いずれにせよ、地方の紙が蓋紙として付され、中身の漆及び容器とともに都城にもたらされたとみなければならない。その後、漆を使用するに従い、蓋紙を取り替えることもあろう。その場合は都城で廃棄された文書が付されることになる。いずれの場合でも、運搬容器から小分けされた杯には都城で廃棄された文書が付されることになる。

反古紙供給経路の諸相

次いで、本報告書に収録した事例について、それぞれ反古紙供給のあり方を復元することを試みる。

（一）左京三条一坊十六坪

土坑ＳＫ三九九五から計帳様文書（一）が出土している。この地は宮外官衙もしくは離宮的な機能をもつ施設があったと推定されている。従って、付近に大規模な漆工房が継続して操業していたことは想定しがたい。漆蓋紙は小規模な漆塗作業、例えば調度品の製作、修理などに際して用いられ、ここで廃棄されたのであろう。漆塗作業用に大量に反古紙が調達されたとは考えられないので、蓋紙に用いられた反古紙は、作業時に手近にあったものか、工人が外から持ち込んだものか、いずれかであろう。

なお、同じ坪にある井戸から「内匠寮」と記した木簡が出土している。天皇の家産機構における手工業部門と何らかの関係があった地であることが推定できる。もちろん、工房ではなく、離宮的施設における小規模作業に関わるものであろう。内匠寮は神亀五年（七二八）に設置された官司であり、和銅元年（七〇八）以降、養老七年（七二三）以前のものと推定される計帳様文書の年代とは開きがある。しかし、文書作成時点とこれが不要になって蓋紙として再利用されるまでの時間差を考慮すると、この坪内で内匠寮に関係する漆塗作業が行われていて、当該漆紙文書がその際に用いられた蓋紙であった可能性は否定できない。

（二）平城宮跡東南隅

ＳＤ四一〇〇Ａから二点（二・三）の漆紙文書が出土している。伴出木簡は式部省の考選関係文書が中心であるから、この場合も付近に漆工房の存在は想定できず、一時的な漆塗作業に伴うものであろう。

（三）左京二条二坊六坪

東二坊坊間路西側溝ＳＤ五七八〇から二点（四・五）の漆紙文書が出土した。

出土地周辺の状況を考えると、奈良時代前半には左京二条二坊五坪の地に藤原麻呂の邸宅があったことが、二条大路木簡の内容からうかがえ、奈良時代後半には、左京二条二坊の地に梨原宮が営まれていたことが推定されている（奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』一九九五年）。そのような地域に、継続的に大規模な漆工房が営まれていたとは考えがたく、やはり邸宅内における調度品の製作、修理など、小規模な漆塗作業が行われていたと解される。反古紙の調達について考えると、まとまって大量に供給されていたというあり方ではなく、漆塗作業をしていた場で手近にあった反古紙を利用したか、工人が外から持ち込んだ反古紙を利用したかであろう。

文書の内容をみると、二点のうち一点（四）は、郡里制もしくは郡郷里制下の田地に関する文書、もう一点の一次利用面（五ｂ）は養老令制下の左京または右京の計帳、二次利用面（五ａ）は、宝亀二年（七七一）の年紀をもつ文書である。作成時期に違いがあるが、田地関係の文書は保存期間が長かったのに対し、計帳は短期間で不要になったことによるものと考えられ、同時期に漆容器蓋紙として再利用されたと考えてよい。

京内から出土しているので、京の計帳だけから判断すると、中央に提出されたものか、京職が控えとして保管し、ここから廃棄されたものかという点については判断しがたい。しかし、二点の文書が同じ経路で払い下げられた反古紙であるとすると、京職に田地関係の文書があったとみるのは不自然である。この場には中央政府に提出された人民や田地の支配に関わる公文の反古紙が集まっていたということになる。かかる公文を管理していたのは民部省であるから、これらの反古文書の供給元は民部省であろう。

なお、同じ東二坊坊間路西側溝の下流、左京二条二坊五坪の東にあたるＳＤ五〇二一からは、「・大倭国志癸上郡大神里・和銅八年／計帳」と木口に墨書し

た計帳の軸が出土している（『平城木簡概報二三、一九九〇年』）。ＳＤ五〇二一からは、他に天平一九年（七四七）の泉坊からの覆盆子進上文書木簡、天平一九年の長門国調綿付札木簡、美作国庸米付札木簡、備前国調付札木簡、左大臣官交易に関する木簡、資人、宿直、兵衛に関する木簡、内容不明の（天平）二一年の年紀をもつ木簡などのほか、大都保（壺）一口、漆一升三合などを購入するための銭一貫の出納に関わる文書木簡が出土している（『平城木簡概報二三』）。

さて、和銅八年（七一五）大倭国計帳が巻子装の状態で溝に廃棄されたことは想定しがたい。計帳が不要になった後、料紙を再利用しつくして残った軸だけを捨てたと考えられる。計帳自体の年紀は和銅八年であるが、伴出木簡の年紀から考えて、軸が廃棄されたのは天平末年であろう。計帳の紙の再利用の仕方は、もちろん漆容器蓋紙とは限らない。当然紙背の利用なども考えられる。しかし、伴出木簡から、当時付近で漆が利用されていたことが推定できるので、漆容器蓋紙として用いられることもあったという推定も、あながち憶測とはいえない。

ＳＤ五七八〇出土漆紙文書は、ＳＤ五〇二一出土計帳軸と廃棄された年代が離れており、直接関係づけるわけにはいかない。しかし、奈良時代半ばにおいても後半においても、付近に民部省関係の反古紙が供給されていた場があったということを示している。

（四）左京八条三坊十坪

この地は東市に近接する地域にあたるが、漆紙文書（**六・七**）は九・十坪坪境小路南側溝ＳＤ一一五五から出土している。同じ溝からは漆製品のほか、漆容器、漆塗作業に用いる道具類が出土しており、付近に漆工房があったと推定できる。

また、ここから漆運搬、保管用の曲物に付されていたとみられる漆容器蓋紙も伴出しており、このことからも漆が大量に用いられていたことがうかがえる。

出土した漆紙文書の内容は不明であるため、反古紙の供給経路については不明とせざるを得ないが、東市に近い漆工房という条件を考えると、後述の右京八条一坊十四坪の場合と同様に、市で購入した反古紙であった可能性もある。なお、確言はできないが、漆運搬、保管用曲物に付された文字のない蓋紙は、地方から漆とともに平城京にもたらされた可能性もある。

（五）左京二条二坊十三坪

遺物包含層から杯に付着した状態で一点出土しているが、内容が不明確な上、遺構に伴わないため、漆塗作業のあり方や、反古紙供給経路について推定することは困難である。しかし、この場所も法華寺のすぐ南側で、離宮などの施設が付近に想定される地であるから、そうした離宮や貴族邸宅などでの一時的な漆塗作業に際して用いられたものかもしれない。小分け用あるいはパレット用の土器に付着していたことも、少量だけ漆を用いた状況にふさわしい。

（六）左京八条一坊六坪

漆紙文書（**九**）は、掘立柱建物ＳＢ三一九〇の柱抜取穴から、曲物に入ったまま固化した漆塊に付着した状態で出土した（曲物の木質部分は失われている）。この地は、他に漆塗作業関係遺物が目立つわけではなく、漆工房の遺跡とは考えがたい。柱抜取穴から出土したことからすれば、これは建物解体時点に関係する遺物である。しかし、解体作業に漆が必要であったとは思われないので、その点不審である。また、漆塗作業はほこりを嫌うので、建物解体工事のすぐ近くで漆塗作業を行っていたことも考えがたい。また、当該漆容器は、漆を使いきらないうちに固化してしまったために使えなくなり、捨てられたとみられるが、このことも建物解体と同時に漆塗作業を行っていたのではないことを示している。

しかし、このように使えなくなった漆の容器を、わざわざ遠くから運んできたことも想像できないので、同時ではなくとも、一連の解体、新築工事の過程で使用されるはずだった漆の容器であったことは推定できる。建築工事に用いるのであれば、漆は大量に必要とされたはずであり、保管容器としての曲物が出土することは自然なこととして理解できる。

次いで、この文書の供給経路を考えることにする。この曲物容器は直径一八・〇cmを測るが、漆が残存していることからみて、蓋紙の付け替え回数は少なかったと想像される。内容をみると、オモテ面には二段にわたり歴名が書かれ、年齢と年齢区分を細字双行に記している。その下には数字の書き込みがなされている。書体や書き込みの存在から考えて、清書された正式の京進文書とは考えられず、行政事務の末端で使用された文書とみられる。漆付着面も歴名であるが、性格は不明である。書体から考えてこちらが一次利用の面であろう。曲物に付着していて蓋紙の付け替えがなかったことから考えると、地方で廃棄された文書が漆容器の曲物に付され、そのまま内容物とともに平城京にもたらされた可能性がある。

（七）右京八条一坊十四坪

この遺跡は、西市と深く関係する工房の遺跡であり、長期間継続して漆塗作業が行われていた場所である。坪内の土坑ＳＫ二〇〇一からは大量の漆紙文書が出土しており、あわせて、ここでも漆運搬、保管用の大型曲物に付された蓋紙が出土している。

文書の内容は多岐にわたる。まず、籍帳類とみられる歴名（**一〇**～**一四**・**一六**～**二八**）、正税帳類とみられる稲穀関係の文書（**二九**・**三一**）といった、律令国家の行政に関わる公文がある。歴名も稲穀関係の文書も、互いに接続しない複数の断片に分かれている。本来はそれぞれ単一の文書であったものが分離した可能性もあるが、公文の書かれている面がオモテ面の場合と漆付着面の場合があり、両者は同一の蓋紙ではあり得ない。したがって、それぞれ一つの、あるいは複数の巻子装の文書から、複数回、継続して蓋紙として再利用するために切り取っていった状況が推定できる。この反古紙利用のあり方は、継続して操業していた漆工房にふさわしい。

同じ土坑からは他に試字として書かれたとみられる『中阿含経』の一部（**三八**）、『論語』何晏集解の一部（**三九**～**四二**）、その他の習書類（**四三**～**四七**）も含まれている。『中阿含経』が試字だとすると、一紙で完結していたはずであり、これが単独で漆工房に供給されたとは考えにくいため、何紙か貼り継がれた状態で払い下げられた可能性を考えなければならない。また、『論語』何晏集解は、紙背が利用されており、その後で漆工房に供給されたことになるが、その経緯は不明である。

このように、漆工房に払い下げられるまでの過程には問題が残るものの、公文類も含め、同じ土坑から出土したことに注意すべきである。歴名、稲穀関係文書、試字とみられる仏典、論語などは、その多様性から考えると単一の官司から廃棄されたものではなく、複数の機関が供給源だったとみられる。これらがほぼ同時に同じ場所で漆容器蓋紙として用いられて、同じ土坑に廃棄されているのである。

この漆工房では、継続的に作業が行われていたから、継続的に大量の反古紙が必要とされていたはずである。複数の機関からさみだれ式に調達したと考えるのは不合理である。この遺跡の立地を考えると、すぐ近くにあり、多様な反古文書が集まっていた西市から、反古紙を購入していたと考えるのが最も自然である。また、文字のない大型の蓋紙は、漆容器とともに地方からもたらされた可能性もある。

（八）左京二条二坊五坪

五坪の南に位置する濠状遺構ＳＤ五三〇〇及びＳＤ五三一〇から各一点（**五二**・**五三**）の漆紙文書が出土している。先述したように、この濠状遺構から出土した木簡は、左京二条二坊五坪にあったと推定される藤原麻呂の邸宅、もしくは左京三条二坊一・二・七・八坪（旧長屋王邸）にあったと推定される光明皇后の宮に関係するとみられるので、付近に継続的に操業した大規模な漆工房の存在を考えることはできない。宮や邸宅内における漆塗作業に伴うものであろう。

（九）西隆寺跡

都城の寺院から漆紙文書が出土した例として初めてのものであるが、これは特殊な例とは考えられない。

寺院は漆を大量に消費する機関である。たとえば、法華寺の金堂造営に際しては、柱をはじめとする建築部材や調度品に至るまで、多くの漆塗作業が行われ、大量の漆が使用されたことがわかる（天平宝字四年「造金堂所解」、『大日本古文書』編年文書巻一六、二六六頁～二七四頁）。また、仏像製作にも漆は必需であり、乾漆像製作に至っては膨大な量の漆が必要であったであろうことは容易に想像できる。造営時点に比べれば少量であろうが、建物、仏像、調度品の修復、更新に際しては、常に漆の需要があり、継続的に漆が消費されていたと考えられる。このような場では当然漆容器蓋紙が必要であり、反古紙が大量に調達されたはずである。

西隆寺跡では、食堂院から一点の漆紙文書（**五四**）が出土している。これは、復元すると直径三〇㎝を超える大きさである。輸送もしくは保管用の大型曲物に付されていたと推定でき、大量に漆が用いられていたことがうかがえる。その内容は、「鉄工」や「（優）婆夷」に対する食料支給に関係するとみられる文書であり、西隆寺造営に関する文書の反古紙が供給されていたことがわかる。この文書は、宝亀九年（七七八）とみられる年紀をもっており、西隆寺創建時点よりも新しい時期ということになる。食堂院は、奈良時代末から平安時代初頭において礎石建物への建替えを中心とする改修工事がなされているので、それに伴って作成された文書である可能性もある。この文書が廃棄されて漆塗作業のために用いられたのは、宝亀九年以降である。本例は、堂舎や調度品の維持、修理、更新を行う機関が、漆塗作業を行うにあたり、自らが保管していた文書を反古として、蓋紙に用いたということになる。

（一〇）平城宮跡東院地区

井戸ＳＥ一六〇三〇から一点（**五五**）の漆紙文書が出土しているが、この付近にも漆工房の存在は推定できない。一時的な漆塗作業に伴うものであろう。

（一一）平城宮跡造酒司推定地南

宮内道路南側溝ＳＤ一一六〇〇から一点（**五六**）出土している。伴出木簡は皇太子時代の山部親王（後の桓武天皇）の春宮坊、及び桓武天皇の皇后、藤原乙牟漏の皇后宮職に関係するものであり、漆工房が付近にあったとは考えられない。出土した漆紙文書が、その形状から小分け用またはパレット用の杯に付されていたとみられ、しかも単独で出土していることから考えると、これは一時的な漆塗作業に際して用いられたものと推定できる。

文書の内容は輸租帳に類似した公文であるが、これは春宮坊や皇后宮職から払い下げられたものではなかろう。漆工人が外部から持ち込んだ反古紙であると考えられる。

漆紙文書の史料学的位置づけ

以上、平城宮・京跡から出土した漆紙文書の各事例について、それが用いられた漆塗作業のあり方や反古紙の供給経路を推定した。漆塗作業の場は、大きく四つの類型に分けることが可能である。第一は、継続的に操業していた漆工房の場合、第二は、建設現場に関係する場合、第三は、天皇、皇族の宮もしくは貴族の邸宅における比較的小規模な漆塗作業の場合、第四は、寺院における漆塗作業の場合である。

第一の類型として、（四）（七）があるが、典型的な例は（七）である。運搬、保管用の容器に付されていた大型の蓋紙も、小分け用またはパレット用の杯に付されていたとみられる小型の蓋紙も出土している。反古文書の内容は多様であり、遺跡の立地も考え合わせると、種々の反古文書が集まっていた市から調達されたことがうかがえる。また、大型の蓋紙は、地方において漆容器に付され、そのまま内容物の漆とともに平城京にもたらされた可能性が高い。

第二の類型としては、（六）がある。事例が一つしかないので、総体的には論じられないが、建設現場では大量の漆が必要とされたはずで、漆の運搬、保管用の曲物が出土していることは、この条件にふさわしい。付されていた反古紙は、地方の反古文書が漆容器とともに平城京にもたらされた可能性がある。

第三の類型としては、（一）（三）（八）（一一）があげられる。出土した漆紙文書は小片がほとんどであり、特に（一一）の場合は小分け用またはパレット用の杯に付されていたことがわかる。一時的作業を行った場合にふさわしい様相を示している。蓋紙には、作業時に手近にあった反古紙か、工人が持ち込んだ反古紙が用いられた可能性がある。（三）の場合は前者、（一一）の場合は後者に当てはまると考えられる。

第四の類型としては（九）の西隆寺跡がある。寺院においては堂舎の造営、調度品や仏像、仏具の製作、修理に際して、大量の漆を用いており、漆容器蓋紙も大量に必要とした。西隆寺の例では、漆塗作業を行った機関が自ら保管していた文書を反古として用いている。

以上のように、漆紙文書の史料学的位置づけを考えるためには、漆塗作業のあり方と、漆紙文書の大きさ、形状、内容を総合的に検討していく必要がある。

註

（1）平川南「史料にみる古代の漆」（『漆紙文書の研究』一九八九年、吉川弘文館）

（2）玉田芳英「漆付着土器の研究」（奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』Ⅱ、一九九五年、同朋舎出版）

（3）古尾谷知浩「都城出土漆紙文書の来歴」（『木簡研究』二四、二〇〇二年）

（4）玉田前掲註2論文

（5）鹿の子C遺跡の例。平川南「律令制と東国」（『新版古代の日本』八、関東、一九九二年、角川書店）を参照。

（6）都城における反古紙を含む紙の流通については、仲洋子「写経用紙の入手経路について」（『史論』三三、一九八〇年）を参照。

釈文

（一）左京三条一坊十六坪出土漆紙文書　第三二次調査　6AAI

SK三九九五土坑

一（漆付着面）

×□嶋年九
小子　浮浪和□〔銅カ〕×
、
×□年十
小子
、
×□安女年、□×
正×
×年×

RG60

本文書は漆付着面を内側にして八つ折りにされているが、そのあとで破壊を被っている。現状では縦四・八cm、横四・〇cmの三角形を呈しているが、仮に展開しても各片が直接つながらないため、もとの大きさや、かぶせられていた漆容器の形態などを推定することができない。墨痕は最も外側に出ている断片の漆付着面に四行残り、オモテ面から左文字で確認できる。行間は約二・一cm、字の大きさは本文〇・九cm、双行部〇・六cm四方。整った楷書体で書かれる。界線、印影などは確認できないが、これは裏面から観察していることによるのかも知れない。

内容は、人名の下に年齢と年齢区分（現存部分では小子と正女に限られる）を細字双行で記した歴名であり、その下に「浮浪」の註記があるものもみえる。このことからすると計帳に類似した文書であろう。整った文字で記されているので、各戸から提出された手実ではなく、浄書されたものであろう。

二行目と三行目では、人名の右傍に墨点がそれぞれ二カ所ずつ残る。両者とも上下の間隔は約二・一cmである。二例につきそれぞれ二点しかないので確言できないが、この間隔から考えて画指であるとみても矛盾はない。但し、これが付された時点が、この計帳様文書作成と同時であるか、後に何らかの目的でこの歴名を使用した際なのかは明らかではない。なお、現存計帳類には同様の画指の例はない。

正倉院に現存する京畿内の計帳における浮浪逃亡註記は、「逃」と記すもの、「（某所に）在」と記すものに限られ、「浮浪」と記すものは本資料が初めて見つかった例となる。その下の「和」の次の文字は、金偏の第三画目までが残るので、「和銅」となり、浮浪認定年次の註記である。

次に、本文書の年代であるが、浮浪逃亡者の計帳記載については、戸令戸逃走条に規定する三周六年法が実際には行われていないことが、天平五年（七三三）「右京計帳」などから知られる。そこで年齢を手がかりとすると、数え年九歳の者が和銅年間（七〇八～七一五）に浮浪と認定されていることからすれば、文書の内容上の年代は、和銅元年以降、養老七年（七二三）以前となる。

（二）平城宮跡東南隅出土漆紙文書　第三二次補足調査　6AAI

SD四一〇〇A溝

二（オモテ面）

□□
〔長カ〕
□□呂□
□荒□

CJ61

縦五・二cm、横九・五cmの断片である。文字はオモテ面に認められ、三行残存している。二行目の左に界線状の縦線が認められるが、明確でない。

三（オモテ面）

〔番カ〕
□厘長

CJ61

現状で縦九・七cm、横五・二cmの断片であるが、一部分折れ曲がっている。文字はオモテ面に認められ、一行残存している。界線などは確認できない。

（三）左京二条二坊六坪出土漆紙文書　第六八次調査　6ALG

SD五七八〇溝

四（オモテ面）

□□
□田八段
〔麻カ〕
□□里長谷部赤男戸百廿歩
（桑）
（丘）
□□□
〔歩カ〕

BP56

縦八・〇cm、横四・八cmの不整形の断片で、他にも直接は接続しないが同一紙とみられる断片がある。オモテ面に四行の墨書が認められる。行間は約〇・九cm、字の大きさは約〇・五～〇・七cm四方である。この他、横界状の墨線があること、「丘」「桑」の字が〇で囲まれていることが注意される。三行目に戸主名の下に田積を記載する。戸主の本貫と思われる地名表記に「里」とあることから、この文書は郡里制もしくは郡郷里制下のものであろう。なお、里名の二文字目は糸偏の文字である。

五a（オモテ面）

□□　冊
□□□〔廿カ〕
寶亀二年

□□

五b（漆付着面）

×□〔右カ〕同坊
×□〔手カ〕実
×口弐拾肆人
×人
×人
×定良大小口弐拾肆人
×弐人
×□　一人□〔門カ〕部　八人小子　一人黄□

BP56

漆付着面を内側に二つ折りにして廃棄されており、その状態で縦九・八cm、横九・〇cmを測る。展開すると直径約一八cmの円形に復元できる。紙継目はない。オモテ面は肉眼でも墨痕を観察できるが、資料を水で濡らし、赤外線テレビカメラで観察することにより漆付着面の文字も確認できる。

オモテ面（**五a**）には四行の墨書があるが、三行目と四行目の間に約五行分の空白がある。行間は約一・九cm、字の大きさは約〇・八cm四方である。界線などは確認できない。宝亀二年（七七一）の年紀があるが、月日のない点や記載位置からすると、文書作成年そのものとは考え難い。

漆付着面（**五b**）には八行の墨書が認められ、行間は約一・五cm、字の大きさは約一・二cm四方である。縦界線が確認でき、界幅は約一・五cmである。内容は左京または右京の計帳で、ある戸の冒頭の統計記載である。正倉院に現存する計帳と比較すると、一行目から順に、本貫、戸主名＋「手実」、去年の計帳の口数合計、帳後破除の口数、帳後新附の口数、今年の計帳の口数合計、不課口数の合計、不課口の内訳といった記載内容であろう。但し、各行の書き出し位置を推定すると、他の計帳と合わない点があり、検討を要する。また、「手実」とあるが、本貫が「同坊」と直前の戸をうけた記載であり、また直前に紙継目もないので、各戸から提出された手実を貼り継いだものではなく、これを浄書したものであろう。本計帳の作成年は、三歳以下の年齢区分として「黄」字を用いていることから、天平勝宝九歳（天平宝字元年、七五七）の養老令施行以降であろう。大数字、楷書体を用いていること、界線を有することなどからすれば、**五b**が一次文書で**五a**が二次利用であろう。

（四）左京八条三坊十坪出土漆紙文書　第九三次調査　6AHJ

SD一一五五溝

六（オモテ面）

□□□
□□□
水猪□

HR59

七（オモテ面）

〔濃カ〕
□中

HR59

同時に出土した漆容器蓋紙は、接合すると一一片の断片となる。これらは本来同一の蓋紙であった可能性が高いが、相互の位置関係は不明である。墨書はこのうち九片のオモテ面に計二〇文字分確認できる。まとまった墨書のある二片について釈文を掲げた。**六**は、縦七・五cm、横六・二cm、**七**は、縦三・二cm、横一・八cmを測る。**六**についてみると、字の大きさは約一・四cm四方、行間は約一・九cmである。界線、印影、漆付着面の墨痕などは確認できない。漆容器の縁辺部にあたる円弧状の部分が残っており、これから直径を推定すると、約一五～一八cmと考えられる。

（五）左京二条二坊十三坪出土漆紙文書

第一三一―三一次調査　6AFF

包含層

八（オモテ面）

□
□十一日□〔進カ〕分□

FGZ

漆のパレットに用いられたと思われる直径一二・八cmの漆付着土師器の椀A（平城宮土器Ⅳ）に付着している。紙自体の遺存状況は極めて悪い。オモテ面にわずかに文字が確認できた。比較的残りの良い部分で観察すると、字の大きさは約〇・八cm四方である。界線・印影などは認められない。漆付着面については水で濡らすなどの方法で観察を試みたが、墨痕は確認できなかった。

（六）左京八条一坊六坪出土漆紙文書　第一六〇次調査　6AHL

SB三一九〇掘立柱建物柱穴

九a（オモテ面）

□□

×□×

×□野×

×年八　一
□子

×千年五　一□〔十カ〕
小子

×年十四　一十
小子

×□女年八　一□
小女

一□　口田□□〔部カ〕糸依女年八　一十
小女

×十二　口□××連××女年七　一
小女

×□　口□××多麻呂年九
小子

×連□□女
□×

×田部連□×

九b－1（漆付着面）

□売年□

□比売年

九b－2（漆付着面）

□□□〔五カ〕月十六日□

□□□□

QL63

本文書は曲物に入った生漆の液面に付着した状態で出土した。曲物の木質部分は腐食により失われており、漆塊が曲物に入った形のまま固化して残っている状態である。曲物底板に相当する部分の最大径（本来の曲物の内径にあたる）は一八・〇cm、側板内面に付着した漆は全周に残り、現存する高さは最大五・五cmである。蓋紙は本来漆液表面の全面にかぶせられていたはずであるが、漆が完全に固化する前に一部分が破れ、漆が上面にあふれ出して固まっている。このため、文字が確認できる部分は限られている。

文字はオモテ面と漆付着面の両面に残る。オモテ面（**九a**）は、二段にわたり歴名記載があり、名前の下に双行で年齢、年齢区分を記し、さらにその下に数字が書き込まれている。一一行確認したが、一行目と二行目の間に一行分文字の見えない部分がある。段間は約四cm、行間は約一・六cmである。文字の大きさは本文約〇・八cm四方、双行部約〇・五cm四方である。界線は確認できなかった。なお、残存部の最下部にも合計五文字分程度の墨痕が認められるが、字配りを確定

できないので釈文表記では省略した。

漆付着面（九b）は、九b—1・2からなる。これらはいずれも漆塊に接続するが、互いに離れており、位置関係を確定することができないため、二分して釈文を提示した。文字の大きさなどについては、紙がしわになった部分にあるため、計測は困難である。九b—1は、人名を列記し、年齢を記したもので、九aと類似するが、女性名の「メ」の表記が異なる。なお、九b—2については、実体顕微鏡による観察の結果、当該部分に紙の繊維の付着がなかったため、『年報一九九八—I』（一九九八年）では曲物側板の墨書であるとした。しかし、再度観察したところ、紙がないとしても、木質部分自体も残っているわけではないので、もともと紙に書かれていた墨書が、紙の繊維が失われても漆の中に浮いた状態で固まり、残ったものと判断した方が良いという結論に達したので、漆紙文書として報告することとした。なお、九bは漆塊の側板に相当する部分にあたり、写真撮影は技術的に困難であるため、図版には漆塊から分離した断片の写真のみ掲載した。

（七）右京八条一坊十四坪出土漆紙文書

大和郡山市教育委員会調査　6AII

SK二〇〇一土坑

一〇（漆付着面）

戸主　OZ

一〇～一四、一六～二八は、人名、年齢、年齢区分などの記載に相当すると考えられるもので、籍帳類の一部であると推定できる。これらは、紙背の墨書の有無、付着した漆の状態の違い、紙の重なりの有無などから、全てが同一の漆蓋紙に由来するかどうかは疑問であるが、同一の蓋紙でも部分により状態が違うことはあり得るし、同一文書が切り分けられて異なる漆容器の蓋紙として用いられる可能性もあるので、同一個体を識別することは困難である。そこで、内容上関係が想定できるものを類聚した。

一〇は、縦二・一cm、横二・四cmの断片である。文字は漆付着面に書かれており、オモテ面から左文字で観察できる。文字の大きさは〇・六cm四方である。戸主の人名の冒頭に記載されたものであろう。

なお、SK二〇〇一は中地区Oに位置するが、小地区については、南北はK～O、東西は44～45に及ぶ。個々の文書の出土地点を特定することは困難であるため、Zとした。また、一一～五一についても同様のため、中・小地区記載を省略した。

一一（オモテ面）

□□□
□部石村戸□
×財女□
□□

縦七・〇cm、横七・八cmの断片である。オモテ面を内側にして二つ折りされていた。文字はオモテ面に四行確認できる。行間は二・六cm、文字の大きさは一・五cm四方である。人名を列記している。

一二a（オモテ面）

□富売
足売

一二b（漆付着面）

二□
□□

縦二・二cm、横三・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（一二a）には、二行確認できる。行間一・八cm、文字の大きさは一・一cmである。人名を列記している。漆付着面（一二b）は二行確認できるが、完存せず、計測は不可能である。

一三a（オモテ面）

□塩麻×

一三b（漆付着面）

□□
□

縦二・三cm、横二・二cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（一三a）には、一行確認できる。文字の大きさは一・一cm四方である。男性の名前の一部であろう。漆付着面（一三b）は二行確認できるが、大きさなどの計測は不可能である。

一四a（オモテ面）

×廣富年×

一四b（漆付着面）

□
□〔一カ〕

縦四・一cm、横三・七cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（一四a）、漆付着面（一四b）ともに一行あるが、文字の大きさなどの計測は不可能である。オモテ面には別の紙片（一五）が付着している。

一五（漆付着面）

□
□

一四aとオモテ面どうしで密着した断片。二文字確認できるが判読できない。一四bと一連のものか。

一六（オモテ面）

歳

縦二・八cm、横二・三cmの断片である。文字はオモテ面に一文字確認できる。文字の大きさなどの計測は不可能である。年齢記載に関係するか。

一七a（漆付着面）

□
歳

一七b（オモテ面）

□
□

縦三・二cm、横三・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。漆付着面（一七a）は、二行あるが、文字の大きさなどの計測は不可能である。年齢記載に関係するか。オモテ面（一七b）は二行あるが、文字の大きさなどの計測は不可能である。

一八（漆付着面）

壱拾
□

縦三・三cm、横三・八cmの断片。文字は漆付着面に二行確認できる。文字の大きさは一・三cm四方であるが、行間の計測は不可能である。一行目の左に縦の墨界線が確認できる。大数字だけなので確言できないが、書体の共通性、界線の共通性などから考えて、籍帳類の一部であり、年齢記載に相当すると推定できる。

一九（漆付着面）

壱拾陸□

縦三・八cm、横一・四cmの断片である。文字は漆付着面に一行確認できる。文字の大きさは一・一cm四方である。筆跡が一八とよく似ているので、同じ文書の同種の記載であろう。

二〇a（漆付着面）

□参拾
□□

二〇b（オモテ面。aと天地逆）

□□七

縦三・七cm、横三・二cmの断片である。文字は両面に確認できる。漆付着面（二〇a）は二行あり、文字の大きさは一・〇cm四方、行間は一・一cmである。大数字を記す。オモテ面（二〇b）は一行あるが、文字の天地は二〇aと逆である。

二一（漆付着面）

肆
□玖
□渫

二重に折りたたまれた状態で縦二・九cm、横六・六cmの断片である。文字は漆付着面に三行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間二・〇cm、文字の大きさは一・〇cm四方である。各行に大数字を記す。

二二（オモテ面）

×五
女十一

縦四・〇cm、横四・〇cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。二行は二本の縦界線にはさまれているので、細字双行部分と判断できる。界幅は一・八cmである。各行末の文字の下には横界線も確認できる。文字の大きさは〇・九cm四方であるが、行間は計測できない。内容は、男女の人数の統計に関する記載か。

二三a（オモテ面）

□女

二三b（漆付着面）

□百□

□

縦三・六cm、横一・九cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（二三a）には二文字確認できるが、位置関係からして「女」の字は細字右寄せ部分であろう。「女」の字の大きさは〇・九cm四方である。行の右に縦界線、「女」の字の下に横界線がみえる。漆付着面（二三b）には二行墨痕があり、数字を記している。

二四（オモテ面）

小子
×子

縦四・一cm、横三・一cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。行間は一・七cm、文字の大きさは〇・九cm四方である。内容は年齢区分を示す。

二五（オモテ面）

□子

縦一・五cm、横一・七cmの断片である。文字はオモテ面に一行確認できる。文字の左に縦界線がみえる。文字の大きさなどは計測できない。これも年齢区分の記載か。

二六a（オモテ面）

婢

二六b（漆付着面）

□

縦一・七cm、横一・五cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（二六a）には一文字確認できる。字の大きさは〇・九cm四方である。これも籍帳類の記載であろう。漆付着面（二六b）は一文字確認できるのみである。

量を追い込みで書いている。同様の記載形式の例は、正倉院文書正集一〇、天平二年（七三〇）大倭国大税帳（『大日本古文書』編年文書巻一、三九六頁～四一三頁）などにもみられる。なお、二行目の第一字目は「斗」の可能性がある。最末尾の文字は「束」にはならない。三〇と漆付着面どうしで密着する。

二七（漆付着面）

□戸

縦二・九cm、横三・二cmの断片である。文字は漆付着面に一行確認できる。文字の左右に縦界線がわずかにみえる。界幅は一・六cm。文字の大きさは〇・九cm四方である。

二八（オモテ面）

弐人□

縦二・二cm、横二・〇cmの断片である。文字はオモテ面に一行確認でき、行末の文字は右に寄せている。字の大きさは一・〇cm四方である。

二九（漆付着面）

×伯陸拾玖斛
×□参升穎稲肆□×

縦八・二cm、横四・七cmの断片である。墨痕は漆付着面に二行確認でき、オモテ面すなわち漆の付着していない面から左文字で観察できる。行間二・四cm、字の大きさは一・二cm四方である。品目や数字、単位が釈読でき、稲穀と穎稲の数

□□
□上一
上十三

縦三・八cm、横六・四cmの断片であるが、**二九**の漆付着面に密着している。墨痕は漆付着面に三行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間一・一cm、字の大きさは〇・五cm四方である。字の大きさからみて、帳簿などの細字部分にあたる可能性がある。

三一a（オモテ面）

稲十束

三〇（漆付着面）

三一b（漆付着面）

□□習
□□□

二重に折りたたまれた状態で縦四・二cm、横六・五cmの断片である。墨痕は両面に確認できる。オモテ面（三一a）には一行あり、字の大きさは一・三cm四方である。稲の数量を記す。漆付着面（三一b）は二行あり、オモテ面から左文字で観察できるが、不明瞭で、字の大きさ、行間などの計測は不可能である。

三二（漆付着面）

郡司

縦三・三cm、横二・〇cmの断片である。文字は漆付着面に一行確認できる。「郡」の上にかすかに横界線がみえる。字の大きさは〇・八cm四方である。

三三a（漆付着面）

□□
□奉塩

三三b（オモテ面）

□
□臣
□□

縦四・七cm、横五・一cmの断片である。文字は両面に確認できる。漆付着面（三三a）には二行あるが、完存しないため、行間、字の大きさなどは計測できない。オモテ面（三三b）には三行あり、文字の大きさは一・五cm四方であるが、行間は計測できない。

三四（オモテ面）

□
寮□〔牒カ〕

縦二・三cm、横二・七cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できるが、完存しないため、行間、字の大きさなどは計測できない。某寮発給の牒を示すと考えられるが、前に一行あるので冒頭の記載ではない。

三五（漆付着面）

×呂申
□状

縦三・〇cm、横六・一cmの断片である。文字は漆付着面に二行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。文字の大きさは一・一cm四方、行間は二・〇cmである。書状の一部である可能性がある。**三五**の漆付着面が**三六**のオモテ面に密着している。

三六（オモテ面）

□

縦五・七cm、横六・〇cmの断片である。**三五**と密着している。文字はオモテ面から一文字確認できるが、大きさなどは計測できない。

三七（オモテ面）

淳吉
□淳小

縦二・六cm、横三・五cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。文字の大きさは〇・九cm四方、行間は一・六cmである。

三八（オモテ面）

×□周□×
×正覚明〔行カ〕□×
×道法御□□師号仏〔天人カ〕×
×世天□□□〔梵カ〕〔門カ〕〔志カ〕××□梵□従人×
自□□作證　□〔遊カ〕彼説法初妙×
妙〔義カ〕□□□具□〔足カ〕□浄顕□□×
□□　□〔瞿カ〕曇□×

漆付着面を内側にして二つ折りにされた状態で、大きく三断片に分かれているが、接続、展開すると縦二一・二cm、横一四・四cmの断片となる。復元直径は約二一・五cmである。非常に薄く、紙の遺存状態は良くない。文字はオモテ面に七行確認でき、行間は一・九cm、文字の大きさは一・三cm四方である。界線は確認できない。内容は、二行目から六行目までは『中阿含経』巻第五十二の一部である。欠損部分を復元すると後掲のようになり、改行箇所の特定は困難であるものの、一行あたり一七文字で割り付けられていたことが確認できる。この復元によ

れば、一行目と七行目は文字が経文と合致しない。一行目は当該巻題目の「中阿含経巻第五十二大品周那経第五」の「周」に、七行目は訳者名記載の「東晋罽賓三蔵瞿曇僧伽提婆訳」の「瞿曇」にあたるか。但し、書写部分は「大品周那経第五」ではなく、同じ巻第五十二に含まれる「大品調御地経第七」の部分である。従って、経典の内容を理解した上で抜き書きしたものではなく、巻の冒頭の題目、訳者名と経典内の五行を適当に書写したものであろう。写経生の試字の類か。但し、試字だとするとあまり長くはならず、一紙で完結するはずである。同じ土坑から伴出した他の文書は巻子装であったと推定されるものがあり、反古紙が大量に払い下げられていた様子がうかがえるが、その状況からすると、試字が一紙の状態で供給されたとみるのは不自然である。何枚か貼り継がれた状態で調達されたか。

経文の復元（傍線部は釈読できる文字）

中阿含経巻第五十二大品周那経第五
時如来出世無所著等正覚明行成為善逝
世間解無上士道法御天人師号仏衆祐彼
於此世天及魔梵沙門梵志従人至天自知
自覚自作證成就遊彼説法初妙中妙竟亦
妙有義有文具足清浄顕現梵行彼所説法
東晋罽賓三蔵瞿曇僧伽提婆訳
（但し、各行の始まりの文字は確定できない。）

三九a（オモテ面）

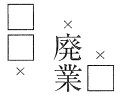

三九b（漆付着面）

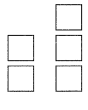

縦三・三cm、横三・八cmの断片である。文字は両面にある。オモテ面（三九a）には三行あり、行間は二・〇cm、文字の大きさは一・〇cm四方である。但し、三行目は完存しないので計測できないが、大ぶりの文字で書かれている。漆付着面（三九b）には二行あるが、判読できない。なお、三九a～四二aは一連の断簡で、『論語』学而篇、何晏集解の一部である。これらに界線は確認できない。

四〇a（オモテ面）

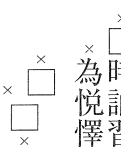

四〇b（漆付着面）

□□□
□□□

縦三・八cm、横四・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（**四〇a**）には三行あり、行間は一・五cm、文字の大きさは一・一cm四方である。三行目の二文字目は大ぶりの字で書かれている。漆付着面（**四〇b**）には二行あるが、墨痕が明瞭ではなく、行間、字の大きさなどは計測できない。

四一a（オモテ面）

×□×　×□×
×不知君子不×
×□□×

四一b（漆付着面）

〔大　豆カ〕
□□小豆

縦四・六cm、横三・三cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（**四一a**）には三行確認できる。文字の大きさは〇・八cm四方であるが、行間は計測できない。漆付着面（**四一b**）には一行確認できるが、大きさの計測は困難である。

四二a（オモテ面）

×□□×
□也

四二b（漆付着面）

□□

縦二・四cm、横二・五cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（**四二a**）には二行あり、文字の大きさは〇・八cm四方である。行間は計測できない。二行目の一字目の部首はシタゴコロである。「也」の下には紙が残るが墨痕はない。漆付着面（**四二b**）には一行あるが判読できない。

先に述べたように、**三九a**～**四二a**は『論語』学而篇、何晏集解の一部であり、復元すると後掲のようになる。断簡を文字に従って配置すると、PL.18及び第18図のようになり、直径約八cmの円形で、中心部分が欠けた形となる。

三九aの一行目は細字双行部で「学」にあたり、三行目の二文字は本文の文字で「楽乎」にあたる。

四〇aの一・二行目は細字双行部分、三行目の一字目は細字双行部分で「同」、二文字目は本文の文字で「人」にあたる。なお、通行の写本では「説」である文字が「悦」となっている。

四一aの一・二行目は細字双行部で、一行目の文字は「怒」及び「人有」にあたる。三行目は学而篇の第二条にあたるかと思われるが、残画がわずかであり、どの文字にあたるかは判断できない。

四二aの二行目第一字は、『論語』何晏集解の該当部分周辺においてシタゴコロの部首をもつ文字を探すと「怒」にあたるが、断片の形状から考えて、四一aの一行目の「怒」とは同一文字ではない。従って、当該条末尾の「君子不怒」の「怒」にあたると考えられるが、通行の写本ではその次に「也」はない。やや疑問は残るものの、四二aで「也」の直後に文字がないことを考えると、文末にあたると考えてよく、「君子不怒也」とあるうちの末尾二字とみて矛盾はない。そうであるならば、一行目は「有所」にあたり、残画はこれにあてはまる。なお、この「有」字は四一aの「有」字と同じ文字の一部である。

この『論語』何晏集解断簡は、四一aに第三行目があることから考えて、一条目のみを抜き出したものではないことがわかる。また、漆付着面の方が乱雑に書かれていることからすると、オモテ面の『論語』何晏集解の方が一次利用面であったことが推定できる。

ただ、これが反古紙となった経緯にはいくつかの疑問点がある。『論語』何晏集解は本来完全な写本であった可能性があるが、そうだとするとそれが不要になって紙背を利用されるに至る経緯が説明されなければならない。逆に、仮に一部分だけの抜き書きだとすると、短い紙が単独で漆工房に払い下げられたということになり、不自然である。全文を丁寧に書写した習書で、完成後に不要となり、紙背が利用されたとみるのも一案であるが、さらなる検討を要する。

『論語』学而第一何晏集解の復元（実線は釈読できる文字、点線は残画に矛盾がない文字）

子曰学而時習之不亦悦乎 馬曰子者男子之通称謂
孔子也王曰時者学者以時誦習之誦習以時学無廃業所以為悦懌 有朋自遠方来
不亦楽乎 包曰同門曰朋 人不知而不慍不亦
君子乎 慍怒也凡人有所不知君子不怒也

（『論語注疏』〈『十三経注疏』所収〉による。但し「説」は「悦」に改め、末尾「君子不怒」の下に「也」を加えた。）

子曰学而時習之不亦悦乎　馬曰子者男子之通称謂

孔子也王曰時者学者以時誦習之

誦習以時学無[illegible]所以[illegible]

有朋自遠方来

不亦楽乎　包曰同門曰朋

人不知而不慍不亦君子乎　慍怒也凡人有所不知君子不怒也

第18図　『論語』何晏集解　復元図

四三（漆付着面）

□時時□
□歎歎
□□

縦六・二cm、横五・三cmの断片である。文字は漆付着面に三行残る。漆付着面からは一部の文字しか観察できないが、オモテ面から左文字で観察できる。行間一・四cm、字の大きさは一・三cm四方である。各行ごとに同じ字を繰り返しており、習書とみられる。

四四（漆付着面）

□□□
得得得□
□傷傷□
□□□

二重に折りたたまれた状態で出土したが、展開すると縦七・七cm、横五・八cmの逆三角形の断片となる。墨痕は漆付着面に四行確認でき、オモテ面から左文字で観察できる。行間一・六cm、字の大きさは一・六cm四方。各行ごとに同じ字を連ねた習書であろう。一行目の字の偏は「耳」、四行目の字の旁は「頁」である。

四五a（オモテ面）

□
□得

四五b（漆付着面）

□

縦一・六cm、横一・二cmの断片である。文字は両面に確認できる。オモテ面（**四五a**）には三行あるが、完存せず、字の大きさなどの計測はできない。「得」の字の筆跡が**四六**・**四七**と似ているので、これらは同様の習書であろう。漆付着面（**四五b**）には一文字あるが、判読できない。

四六（オモテ面）

得□〔得カ〕
□為
□

漆付着面どうしで二枚密着した断片のうちの一枚。縦二・六cm、横二・二cmの断片である。文字はオモテ面に三行確認できるが、完存せず、文字の大きさなどは計測できない。習書の一部か。なお、もう一方の断片には墨痕は確認できない。

四七（オモテ面）

□〔得カ〕
□□

漆付着面どうしで二枚密着した断片のうちの一枚。縦二・〇cm、横一・九cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できるが、完存せず、文字の大きさなどの計測はできない。これも習書か。なお、もう一方の断片には墨痕は確認できない。

四八（オモテ面）

□日□
□□

縦二・三cm、横一・六cmの断片である。文字はオモテ面に二行確認できる。文字の大きさは〇・六cm四方で、行間は計測できない。

四九（オモテ面）

五□

縦一・八cm、横二・〇cmの断片である。文字はオモテ面に二文字確認できる。大きさなどは計測できない。**五〇**と漆付着面どうしで密着する。

五〇（オモテ面）

□

縦一・八cm、横二・〇cmの断片である。文字はオモテ面に一文字確認できる。大きさなどは計測できない。**四九**と漆付着面どうしで密着する。

五一（漆付着面）

□
□六百

オモテ面どうしで二枚密着した断片のうちの一枚。縦五・一cm、横五・二cmの断片である。文字は漆付着面に二行確認できる。大きさなどは計測できない。なお、もう一方の断片には墨痕は確認できない。

（八）左京二条二坊五坪出土漆紙文書 第二〇四次調査 6AFF

縦二・三cm、横三・七cmの断片で、オモテ面に二行四文字の墨書が認められた。行間は二・三cm、文字の大きさは一・四cm四方である。界線は確認できない。

SD五三〇〇濠状遺構

五二（オモテ面）

□　　*JD28*

縦六・九cm、横八・五cmの断片で、二片に分かれる。文字はオモテ面に確認できる。文字の上部に横界線とみられる墨線が三本、文字よりやや左に離れて縦界線が一本確認できる。横界線の間隔は一・一cmである。本文書は、文字はほとんどみえないものの、界線が存在することにより本来は整った文書、帳簿類であったことが推定できる。空白部が多いことからすれば典籍ではあるまい。

SD五三一〇濠状遺構

五三（オモテ面）

〔埼カ〕
□□
風□　　*JD34*

（九）西隆寺跡出土漆紙文書　第二二八次調査　6BSR

茶褐土下層

五四―1（オモテ面）

×亀九年四月□

五四―2（オモテ面）

□　□日充十四石五斗

已上□〔三カ〕人別一升

□婆夷一人已上三×

□□鉄工二□〔人カ〕

QN35

縦九・二cm、横八・〇cmの断片である。現状で、漆付着面を内側にして、文字の行と平行に二回折りたたんでおり、大まかに言えば四枚重ねになっているが、折りたたまれた内側は複雑にしわになっている。復元的に展開すると直径三〇cmを超える。また、漆が厚く付着しており、長期間漆液に付されていたと推定できる。大きさ及び漆付着状況から、この漆紙文書は輸送用もしくは保管用の大型曲物に付せられていたと考えられる。なお、折りたたまれた内側の部分に紙の継目が観察できる。

現状で文字が確認できるのは、折りたたまれた状態で外側に出ている面（五四―2）が主であるが、分離した一断片についてのみ、反対側の面（五四―1）にも認められる。両者ともオモテ面に書かれており、本来同一の面であるが、折りたたまれた結果、反対面にみえているものである。五四―1は紙の継目より右側、五四―2は紙の継目より左側の位置にあたるが、相互の位置関係は確定できないため、二分して釈文を提示した。図版については、全体の形状を示すために、まず五四―2を掲載し、次いでここから分離した断片である五四―1を掲げ、かつ、五四―1が接続する位置を明示するために、五四―1の反対面、すなわち五四―2の一部分の写真を付した。

五四―1には文字が一行認められる。文字の大きさは〇・八cm四方である。「×亀九年」は宝亀九年（七七八）にあたる。紙の継目との位置関係から考えて、当該の紙の末尾に近い位置にあたる。

五四―2には文字が四行認められる。一行目と二行目の行間は四・七cm、二行目と三行目細字右寄せ部分の行間は二・五cm、三行目本文と四行目の行間は二・五cmである。従って、一行目と二行目の間には一行分の空白があることになり（残存部分より上で記載が終わったか）、二行目は細字右寄せ部分にあたることになる。文字の大きさは本文一・二cm四方、細字〇・七cm四方である。なお、一行目

第一字目は言偏の文字である。

内容は、「□婆夷」と「鉄工」などの人員に対する米の支給に関わる帳簿であろう。「□婆夷」は優婆夷（在俗の女性仏教信者）と推定でき、尼寺西隆寺にふさわしい。

文書の年代については、宝亀九年の年紀が手がかりとなる。但し、この資料にみえる紙の継目が、もともと別の文書であったものを継文として貼り継いだものであるのか、当初から巻子装の帳簿を作成するために継いだものであるのかは、現状では確認しがたい。文字の大きさから考えて、年紀記載は細字部分にあたる可能性があり、その場合は後者であろう。前者であれば文書自体の年紀を示す可能性があるが、後者の場合は、文書作成年が宝亀九年以降であることしか確言できない。

いずれの場合でも西隆寺創建時点よりはやや降ることになるが、優婆夷および鉄工に食糧を支給する記載があることから考えて、西隆寺における何らかの施設の造営に関わる文書であることは間違いない。当該漆紙文書が出土した食堂院は、発掘調査の知見によれば奈良時代末から平安時代初頭において掘立柱建物から礎石建物に改修されたことがわかっている。当該文書が漆容器蓋紙として再利用されたのは文書作成年よりさらに降ることになるが、文書の内容も、蓋紙として使われた漆塗作業も、食堂院改修に関係する可能性がある。

（一〇）平城宮跡東院地区出土漆紙文書

第二四三・二四五―一次調査　6ALF

SE一六〇三〇井戸

五五（漆付着面）

□志保

AR52

縦三・五cm、横一・八cmの断片で、文字は漆付着面に確認できる。一行三文字認められ、界線はみえない。文字の残りが断片的であるので、文字の大きさなどの計測は困難である。

（一一）平城宮跡造酒司推定地南出土漆紙文書

第二五九次調査　6AAD

SD一一六〇〇溝

五六（オモテ面）

×□十二

×□〔伍カ〕拾参歩×得一町一段百八十

×段伯廿参歩損二得九段

×□拾肆歩損三得二段二百五十二

×拾伍歩損二得一町五段□〔一カ〕

×損二×

OA15

漆付着面を外側にして四つ折りにされた状態で廃棄されていたが、展開すると直径約一六cmの円形に復元できる。大きさ、縁辺部の形状からみて、漆液を大きな容器から取り分けてパレットとして用いた皿または杯状の土器の蓋紙であろう。墨痕はオモテ面に六行、五二文字確認できる。字の大きさは本文で約一・〇cm～〇・八cm四方、双行部で約〇・九cm四方である。縦横の界線が確認され、縦界線の界幅は約二・二cmである。横界線は三行目「得九段」の「九」の上部にかかる。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線の存在、楷書体・大数字の使用、宮域内からの出土、などの条件から、諸国からの京進文書とみてよかろう。なお、表面には茶褐色の方格状の線が認められる。大きさ、形状からみて国印の印影の一部に由来する可能性があるが、顔料は残っていない。

内容は田積を列記し、それぞれの下に双行で「損」（損田）「得」（得田）の内訳を記す。得田は町段歩単位で田積を記すが、損田は「二」「三」のみしか記載がなく、損率（二分・三分）の意味であろう。なお、二～四行目の得田積が三六歩の整数倍になっていることが注意される。現存する帳簿の中では、正倉院文書正集一六、天平一二年（七四〇）遠江国浜名郡輸租帳（『大日本古文書』編年文書巻二、二五八頁～二七一頁）の損戸の夾名部が類似した形態と内容をもち、『延喜式』主税寮、租帳条の記載もほぼ同様である。このことから本文書は租帳である可能性があるが、得田積を基準に記載している点が損田積を基準とする他の例と異なり、また、浜名郡輸租帳では損田・得田積が二四歩の整数倍で、田租一束あたりの田積が計算の基準になっているのに対し、本文書は田租計算上整数値にならず、租帳としては不自然な点もあるため、なお検討を要する。

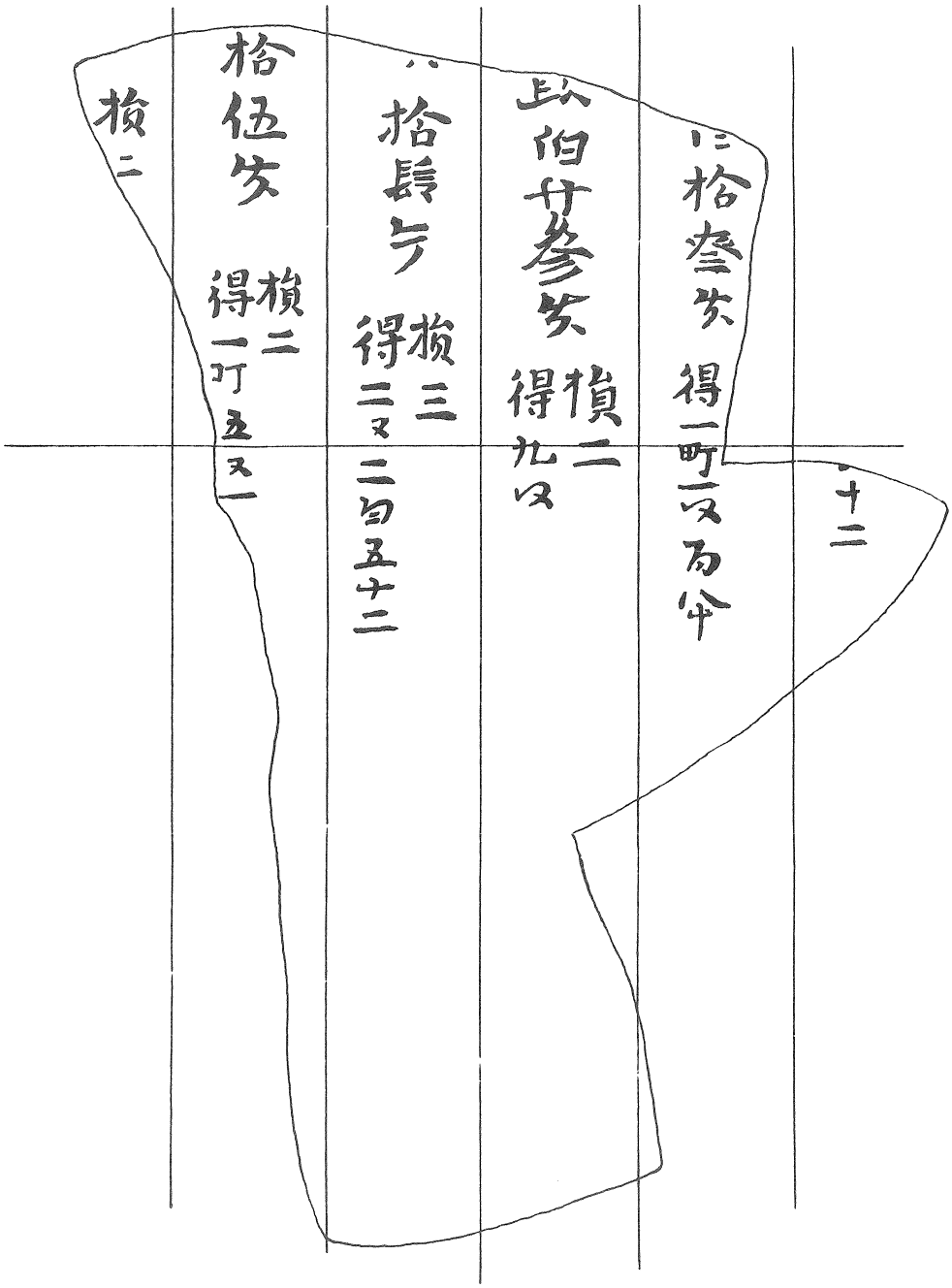

第19図　第56号漆紙文書復元図

Independent Administrative Institution
National Research Institute
For Cultural Properties, Nara (Nabunken)

Lacquer-Permeated Documents From The Nara Capital Site

I

English Summary

NARA, 2005

PUBLICATIONS ON HISTORICAL MATERIALS,
VOLUME LXIX, SUPPLEMENTUM

English Summary

1 Preface

The multi-volume publication, *Lacquer-Permeated Documents from the Nara Palace and Capital Sites*, is a compilation of lacquer-permeated documents recovered from archaeological sites of the Nara palace and capital, with the current volume being the first in the series.

Lacquer-permeated documents are pieces of scrap paper (no longer needed after being used once or twice as documents) which are utilized as lids for vessels containing lacquer. Because lacquer becomes unusable, through hardening on contact with air and gathering dust, the liquid lacquer surface is covered closely with paper serving as a lid. Whereas paper ordinarily decomposes when buried in the soil, paper used in this manner as a lid is preserved by the lacquer adhering to it, and accordingly remains without eroding. Because it was common to use scrap paper, such as disused documents, as lids, it is possible to recover paper documents through excavation. The writing cannot be discerned with the naked eye because of the lacquer adhering to the surface. But by shining infrared light, which passes through the lacquer film, traces of ink are observed from the light reflected by the paper's surface.

This report is the first compilation of lacquer-permeated documents recovered from ancient capital sites. Accordingly, a summary is presented first of the overall progress of research on these materials, focusing on lacquer-permeated documents recovered from ancient capitals.

Lacquer-permeated documents were first recognized and reported for the Nara capital site. In the 68th Archaeological Investigation conducted at the Nara palace site by the Nara National Cultural Properties Research Institute in July 1970, two items were discovered in East Second Ward, in the western gutter of an inter-ward street, at a point on the eastern side of Block 6, East Second Ward on Second Street, and were reported in September of that year and again in the following year (1971) as being lacquer fragments bearing written characters. This was the start of the history of research on lacquer-permeated documents, which can be divided broadly into three periods.

The first period was from the 1970 discovery up to 1978. At about the same time as the discovery at the Nara palace site, in the 9th Archaeological Investigation at the Taga castle remains in Miyagi prefecture, large numbers of lacquer-permeated documents were recovered from within the central administrative precinct. This was in August of 1970. But these materials were not recognized at the time as paper, but were treated instead as leather products. Subsequently, in 1973, a document resembling a tax register was recovered during the 21st Archaeological Investigation at the Taga castle site, and was reported the following year. This was the first such material to be reported for Taga castle.

As cognizance of the discovery of this type of material deepened, such finds were recognized one after another from the Nara capital and Taga castle sites. But at the

time the documentary value of these items was not yet clear, and this was a stage of simply reporting the discoveries as they occurred.

With the progress of research in this area, however, the items recovered from the 9th Investigation at Taga which had been regarded as leather objects came to be recognized as lacquer-permeated documents. The results of that investigation were made public in 1978, and in the following year an excavation report was published. At that stage, in addition to recognizing that these items had been preserved as paper lids for lacquer vessels, a new research stage was entered with the spread of the technique of using infrared video cameras. The time from this point on can be regarded as the second research period. Abundant materials from the Taga castle became available, and the main focus of research in the second period, in terms of both quantity and quality, was on fortified government offices of the Tohoku region. At the same time, at ancient capital sites such as Nara and Nagaoka as well, discoveries were increasing. But in comparison with the Kantō and Tōhoku regions, for which reports on lacquer-permeated documents were published for the Taga castle site (Miyagi prefecture), the Akita castle site (Akita), Kanoko C site (Ibaragi), Shimotsuke provincial headquarters site (Tochigi), etc., relatively little attention was given to lacquer-permeated documents recovered from ancient capital sites at this time.

With the year 1995, however, on the occasion of the discovery of documents similar to registers of the *so* tax (a tax in kind, levied against land allotments), a reexamination was undertaken by the Nara National Cultural Properties Institute of materials which had been recovered up to that time. At about the same time, lacquer-permeated documents were also recovered from a total of three locations in the Nagaoka palace and capital sites in 1994 and 1995. From the accumulated results of these investigations, the need examine the place of these materials within the framework of the ancient capitals became evident. In this regard research may be considered to have entered a new stage, with the time from the mid 1990s seen as the third period of research.

The results of reexaminations made during the third period of materials recovered from the Nara palace and capital sites were published yearly in the *Annual Bulletin of Nara National Cultural Properties Research Institute*. But the information thus became dispersed throughout issues for several years of the *Bulletin*, and due to limitations on length there were materials that could not be included. In addition, with advances in recent years of infrared photography using digital cameras, it has become necessary to publish images with higher resolution. Against this background, publication was undertaken of this comprehensive compilation of the research results regarding lacquer-permeated documents recovered from the Nara palace and capital sites.

2 Archaeological features

This report contains lacquer-permeated documents recovered from the following eleven investigation precincts.

(1) Block 16, East First Ward on Third Street (32nd Archaeological Investigation)

The 32nd Archaeological Investigation, conducted in 1966, excavated the southeast

corner of the Nara palace site and Block 16 in East First Ward on Third Street. A single lacquer-permeated document was recovered from Pit SK 3995 in Block 16.

Block 16 and its southern neighbor Block 15 were used throughout the Nara period as a single unit, where large-scale buildings stood in orderly fashion. From the nature of these features it may be inferred that Blocks 15 and 16 were not an individual's residence, but a government office lying outside the palace precinct, or a facility serving the function of a detached palace.

(2) Southeast corner, Nara palace site (32nd Archaeological Investigation, Supplementary Excavation)

The Supplementary Excavation to the 32nd Archaeological Investigation was conducted in 1966, at a location contiguous with the northwest portion of the 32nd Archaeological Investigation's excavation precinct. Two lacquer-permeated documents were recovered from an east-west ditch, SD 4100A.

In addition to the southern portion of the Nara palace's Great Wall, two buildings and two ditches were detected among the features in this investigation precinct. Ditch SD 4100 flows from west to east along the inward side of the Great Wall. It divides broadly into two phases, with the lower strata labeled SD 4100A, and the upper strata SD 4100B. Approximately 13,000 *mokkan* (wooden documents), mainly related to work evaluations made by the Ministry of Personnel Affairs, were recovered from SD 4100A. Among items bearing dates, whereas there are old examples dating to Jinki 5 (728), the bulk concentrate in Jingo Keiun era (767-770), with the most recent from the first year of the Hōki era (770).

(3) Block 6, East Second Ward on Second Street (68th Archaeological Investigation)

The 68th Archaeological Investigation, conducted in 1970, excavated Block 6 of East Second Ward on Second Street. Two lacquer-permeated documents were recovered from Ditch SD 5780, the western gutter of an inter-ward street of East Second Ward. As other inscription-bearing materials recovered from this ditch, there were 79 *mokkan*, plus coins including Wadō kaichin and Mannen tsūhō examples. Among the *mokkan* are items bearing place names written in the manner followed from the start through the first half of the Nara period, but as these were in association with artifacts from the latter half of the period, such as the Mannen tsūhō coins, it is thought that the ditch was in use throughout the Nara period.

(4) Block 10, East Third Ward on Eighth Street (93rd Archaeological Investigation)

The 93rd Archaeological Investigation was conducted in 1975, investigating East Third Ward on Eighth Street (the northeastern district in the vicinity of East Market). There were nine lacquer-permeated documents recovered from Ditch SD 1155, the southern gutter of the interblock boundary street separating Blocks 9 and 10, plus two additional fragments bearing no ink inscriptions. Whereas these items do not fit together, they are thought to be originally from the same document. The two legible items among these are included in this report. In addition to these items from inscription-bearing documents, a large paper lid for a lacquer vessel was discovered. This had been fitted to a *magemono* container (a round or oval box made from a thin strip of wood bent into

a loop, and fitted with a wooden bottom), used for transporting and storing lacquer.

Ditch SD 1155 runs from east to west, flowing into the ditch (SD 1300) thought to be the eastern canal of the Nara capital. Other items recovered from SD 1155 include 25 *mokkan*, a wooden spoon painted with lacquer, a lacquered leather box, fragments of a lacquered hat, cloth used for straining lacquer, *haji* ware plates and bowls used as lacquer vessels, *sue* ware vases, *magemono* containers made of Japanese cypress, and brushes and spatulas used for applying lacquer, hence the presence of a lacquer workshop in the vicinity may be inferred.

(5) Block 13, East Second Ward on Second Street (131st Archaeological Investigation, Sector 31)

The 131st Archaeological Investigation, Sector 31, was conducted in 1982, and excavated Block 13 of East Second Ward on Second Street. One lacquer-permeated document was recovered from the artifact-bearing layer. Judging from the age of the ceramic vessel to which it was attached, it is probably from the latter half of the Nara period. Further, as an item related to lacquer, from the artifact-bearing layer of a neighboring sector, a fragment of a lacquered vessel with a floral and bird design drawn with a pin was recovered. This item is inferred to date from the end of the Nara to the beginning of Heian periods.

(6) Block 6, East First Ward on Eighth Street (160th Archaeological Investigation)

The 160th Archaeological Investigation was conducted in 1984, investigating Blocks 3 and 6 of East First Ward on Eighth Street. One lacquer-permeated document was recovered from the posthole of an embedded pillar building, SB 3190, in Block 6. The features detected in the excavated area divide broadly into four phases (A1, A2, B, C). Building SB 3190 is a structure from the latter part to the end of the Nara period (phase B), long in the east-west direction, and the lacquer-permeated document was recovered from the hole made in removing the pillar of its southwest corner.

(7) Block 14, West First Ward on Eighth Street (investigated by Board of Education, city of Yamato Kōriyama)

This investigation was conducted in 1984 by the Yamato Kōriyama municipal Board of Education. It was one of a total of five excavations, conducted from 1984 to 1986 by the Yamato Kōriyama Board of Education and the Nara National Cultural Properties Research Institute, in Blocks 13 and 14 of West First Ward on Eighth Street. As for lacquer-permeated documents, there were 69 items recovered in Block 14, from Pit SK 2001 in the area investigated by the Yamato Kōriyama Board of Education. Of these 42 items are included in this report. In addition to inscription-bearing lacquer-permeated documents, large paper lids for lacquer vessels were discovered. These also had been fitted to *magemono* containers used for transporting and storing lacquer.

Archaeological features in the investigated sector divide broadly into four phases. Artifacts related to metal casting and to lacquer work were recovered, and the area is presumed to be a large workshop site. SK 2001 is a large-scale pit from the first half of the Nara period (phase II of the sequence of features). Other lacquer-working items recovered from it include a *sue* ware vase used as a lacquer jar, together with its lid,

and cloth used for straining lacquer.

(8) Block 5, East Second Ward on Second Street (204th Archaeological Investigation)

The 204th Archaeological Investigation was conducted in 1989. It was one of a series of excavations conducted from 1986 to 1989 in Block 5, East Second Ward on Second Street (the presumed site of Fujiwara no Maro's mansion) and in Blocks 1, 2, 7 and 8, East Second Ward on Third Street (the presumed site of Prince Nagaya's mansion). In the 204th Investigation, Block 5 of East Second Ward on Second Street, along with Second Street lying to its south, were excavated. One lacquer-permeated document was recovered from each of two moat-like ditches, SD 5300 and SD 5310, dug along Second Street.

Ditches SD 5300 and 5310, along with ditch SD 5100, were dug into the road surface of Second Street, extending east-west as moat-like features paralleling the northern and southern gutters of the street, and were the features yielding the large cache of wooden documents known as the "Second Street *mokkan*."

Ditch SD 5300 lies on the northern side of Second Street. Among dated items recovered from this feature there is one from Jinki 5 (728), with the remainder from Tenpyō 3-8 (731-736). Ditch SD 5310 is located in symmetric fashion to SD 5300, on the opposite side of Gate SB 5315, which sits at the midpoint of the southern face of Block 5 in East Second Ward on Second Street. Dated *mokkan* recovered from this feature are almost entirely limited to the year Tenpyō 8 (736). Ditches SD 5300 and 5310 are both features showing no signs of water flow.

(9) Sairyūji temple remains (228th Archaeological Investigation)

Sairyūji was a temple built at the end of the Nara period by Empress Shōtoku. The 228th Archaeological Investigation was conducted in 1991, and excavated the refectory in the northeast portion of Sairyūji's temple precinct. To the west of the refectory, Pond SG 530 was in existence from before Sairyūji's construction, but this was found to have been filled in and converted to a prepared plot when the refectory was erected. Three fragments of a lacquer-permeated document were recovered from the fill used to prepare the plot.

(10) Eastern extension of the Nara palace site (243rd Archaeologocal Investigation and 245th Archaeological Investigation, Sector 1)

The 243rd Archaeologocal Investigation and 245th Archaeological Investigation, Sector 1, were conducted in 1993, excavating the western part of the East Palace Garden, located in the southern portion of the palace precinct's eastern extension. One lacquer-permeated document was recovered from a well, SE 16030. Archaeological features detected in the investigation divide into seven phases, from A to G. Well SE 16030 was dug in phase D during the Jingo Keiun era (765-770), and was in use until phase F in the Hōki era (770-780). The lacquer-permeated document was recovered from within the well shaft.

(11) Nara palace site, southern portion of the presumed site of the Office of Rice Wines and Vinegars (259th Archaeological Investigation)

The 259th Archaeological Investigation was conducted in 1995, excavating the

southern portion of the government office precinct to the east of the Imperial Domicile, which is presumed to be the site of the Office of Rice Wines and Vinegars, and part of the road running east-west within the palace that lay immediately to the south. One lacquer-permeated document was recovered from Ditch SD 11600, the southern gutter of the inner palace road. The find was accompanied by the recovery of 2,808 *mokkan* from the same ditch, bearing dates that fall mostly between Hōki 4 (773) and Enryaku 3 (784). From an examination of their contents, they are related to the Tōgūbō (the household administrative office for the crown prince) of Imperial Prince Yamabe (who later became Emperor Kanmu), during the period he served as crown prince, together with some *mokkan* related to the Kōgō gūshiki, the household administrative office of Kanmu's empress, Fujiwara no Otomuro.

3 The circulation of lacquer and lacquer-permeated documents

As noted above, lacquer-permeated documents are pieces of scrap paper that were used as lids for vessels containing lacquer. But not all lacquer containers were fitted with paper lids. In order to consider the historiographic value of lacquer-permeated documents, it is necessary to ascertain at what stage paper was used as a lid in the process linking the production of lacquer and its consumption.

First, in the stage of obtaining lacquer, incisions are made into a lacquer tree, and the sap is scraped up as it oozes out. At present, the collected sap is placed in a *magemono* trough, though it is not clear what type of vessel was used in ancient times. The freshly collected liquid is called *ki urushi*, raw lacquer, which must then be refined. This procedure is called *kurome*, and the refined lacquer *kurome urushi*. The refining is sometimes done at the locus of production, and sometimes at the site of consumption as represented by ancient capitals.

For transport from the point of production to the consumption site, lacquer was sometimes put in long-necked vases of *sue* ware, and sometimes in large *magemono* containers. After being carried to the site of consumption, it was stored until time of actual use, and sometimes this was done in the same vessels used for transport, and sometimes by placing it in very large storage jars. At the point of consumption it would be portioned out in small *magemono* containers or vases, and sometimes further divided into small bowls and plates.

The stages just described link the production of lacquer and its consumption, with vessels being used at each stage in accordance with a particular function, but paper lids were used only with *magemono* containers and small bowls. Vases for transport were fitted with plugs of wood, cloth, or straw, so paper lids were not used. When it came time to use the lacquer, the plug would often be stuck fast, and vase would be broken at the neck to remove the contents.

The reconstructed diameters of paper lids fall into large (30-35 cm diameter), medium (20-25 cm), and small (15 cm or less) groups, as regulated by the diameters of the vessels. Roughly speaking, large and medium sized items are presumed to be for transport and storage, and small ones for division into individual portions.

As seen above, the stage of lacquer production and the type of vessel to which lacquer-permeated documents were fitted must be inferred from the shape and size of these materials.

The problem of the source of scrap paper used as paper lids for the vessels will now be addressed. This will be done by the type of archaeological site in which they are found.

For sites at the level of provincial headquarters (*kokufu*), offices managing documents and those using large amounts of lacquer are both limited. Accordingly, it is common for the agent disposing the document and the agent using the lacquer to be one and the same. It may also be inferred that this agent is closely linked with the facility where the document was discarded. In other words in each case the agent may be inferred to have been linked with the state. As an alternative, there might also be documents that were discarded at the district (*gun*) level, and used with lacquer containers that were presented to a state facility.

In contrast, the situation at ancient capitals was much more complicated. First, in the case of *sue* ware vases being used for transporting lacquer from distant regions, scrap paper would be used only in the portioning out of lacquer in bowls and *magemono* containers. In other words, it would be limited to small-sized items. As the paper lids are fitted at the capital, they are highly likely to have been discarded by some facility at the capital, such as a central government agency, an aristocratic household, or a temple etc. In considering the route through which a document once discarded becomes supplied as scrap paper, cases in which it is discarded by a government agency directly linked with a lacquer workshop are possible, as are those in which scrap paper, discarded by a government agency, follows a prescribed route into the open market, and is then procured for use through purchase.

Next, a different set of possibilities must be considered in the case of *magemono* containers being used for transporting lacquer from distant regions. At the time the lacquer is brought to the capital, there would be a paper lid attached at the place of origin. The possibility that it was supplied by a regional government office is high. A document discarded in a remote region would thus be used as a paper lid, and brought to the capital together with the lacquer and its container. Subsequently, as the lacquer is used, the paper lid is probably replaced with another one. For the latter, a document discarded at the capital would be used. In any event, documents discarded at the capital would be used when the lacquer is portioned out from the container used for transport into bowls.

Based on the above consideration, aspects of the lacquer working process and the source of scrap paper will be reconstructed for each of the cases recorded in this report.

(1) Block 16, East First Ward on Third Street

It is presumed that a government office lying outside the palace precinct, or a facility serving the function of detached palace, was located at this site. Accordingly, it is difficult to suppose that a large-scale lacquer workshop would have been maintained in

the vicinity. It is likely that the paper lid was used for a small-scale piece of lacquer work, such as the making or repair of furniture, that would be performed at a detached palace or similar facility, and discarded at the site. As it cannot be thought that large amounts of scrap paper were procured for the lacquer work, the paper used as a lid was perhaps one that was conveniently nearby at the time, or had been brought in from the outside by a workman.

(2) Southeast corner, Nara palace site

The Ministry of Personnel Affairs and the Council for Religious Affairs are believed to have existed in the vicinity. Accordingly, in this case as well it is difficult to suppose a lacquer workshop being nearby, and the paper lids for lacquer containers uncovered here would have been from lacquer work of a temporary nature.

(3) Block 6, East Second Ward on Second Street

Considering the conditions of the vicinity in which lacquer-permeated documents were recovered, in the first part of the Nara period the mansion of Fujiwara no Maro is thought to have included Block 5 of East Second Ward on Second Street, and in the latter part of the Nara period the Nashihara no Miya palace was maintained there. As it is difficult to suppose that a large-scale lacquer workshop would be run in such a location, it is thought rather that small-scale lacquer work, such as the repair of furniture on the premises, was conducted. Regarding the procurement of scrap paper, rather than being supplied in large amounts, it is likely that scrap paper conveniently near to the work site was used, or that workmen used scrap paper they brought in from the outside.

Looking at the contents of the recovered lacquer-permeated documents, one of the two concerned rice land, and the other being used initially as a tax register for an area in either the eastern or western half of the capital, and subsequently being used as a document dated Hōki 2 (771). This type of document would have been under the administration of the Ministry of Financial Affairs, which accordingly would be the source of the scrap paper.

From the same ditch yielding this lacquer-permeated document, at a point further downstream in Block 5 of East Second Ward on Second Street, where the feature is labeled SD 5021, the scroll rod of a tax register for Wadō 8 (715) for the province of Yamato was recovered, along with documentary *mokkan* concerning the purchase of lacquer. It is difficult to suppose that the tax register would have been thrown into the ditch in the form of a scroll. It is thought rather that after the tax register was no longer needed, the paper it was made from was reutilized and the scroll rod alone was discarded. The reutilization of paper from the tax register would conceivably include using the back side for writing, and would not be limited to use as paper lids for lacquer containers. But as it may be inferred from the accompanying *mokkan* that lacquer was used in the vicinity, it is possible to assume that the paper would have been used for the lids of lacquer vessels.

The lacquer-permeated document from Ditch SD 5780 in Block 6, and the tax register scroll rod from SD 5021 differ in age, and cannot be linked directly. But together they

show that in both the first and latter halves of the Nara period, somewhere in the vicinity there was a place supplying scrap paper from the Ministry of Financial Affairs.

(4) Block 10, East Third Ward on Eighth Street

This location is in the area neighboring East Market, and it is presumed that a lacquer workshop was nearby. Also, as the paper lid for a *magemono* container used for transporting and storing lacquer was recovered, it can be seen that lacquer was in use in large quantities.

In considering the supply route for the scrap paper used for the lacquer-permeated documents that were recovered, from the presumed proximity of the lacquer workshop to the East Market, it is possible that scrap paper was purchased at the market. For the paper lid, which bears no writing, fitted to the *magemono* container used for transporting or storing lacquer, it is possible that it was brought to the capital together with the lacquer from a distant region.

(5) Block 13, East Second Ward on Second Street

As the contents of the lacquer-permeated document recovered from this location are unclear, and the document itself was not associated with an archaeological feature, it is difficult to make any inference about the lacquer work process or supply route of the scrap paper involved. But as this location is immediately south of Hokkeji temple, with facilities such as detached palaces in the vicinity, it may be that the item was brought on the occasion of temporary lacquer work performed at a detached palace or aristocratic residence. The item's being attached to a vessel used for holding a small portion of lacquer, or perhaps as a palette, is consistent with this scenario of only a small amount of lacquer being utilized.

(6) Block 6, East First Ward on Eighth Street

The lacquer-permeated document was found still attached to a *magemono* container holding lacquer, from the hole made in removing the pillar of an embedded pillar building. The container is thought to have held lacquer used during the dismantling and renewal of the building. The lacquer container is believed to have been used when the lacquer was transported from a remote region, with a document discarded in that region used with the *magemono* container, and possibly carried together with it to the Nara capital.

(7) Block 14, West First Ward on Eighth Street

This location is the site of workshops closely connected with the West Market, and lacquer work was conducted here over a long period of time. Large numbers of lacquer-permeated documents were recovered, along with paper lids with no writing that were fitted to large *magemono* containers used for transport and storage.

The contents of the documents are varied. First, there are lists of names regarded as of the type found in household and tax registers, and documents related to rice and other grains that are thought to belong to tax reports (*shōzeichō*, financial reports submitted by regional government agencies), being official documents concerned with the administration of the *ritsuryō* state, plus portions of Buddhist sutras, and of annotations to the *Analects* of Confucius, etc. From the variety of documents included,

these items of scrap paper could not have all been discarded from a single agency.

As work was conducted continually at this lacquer workshop, large amounts of scrap paper would have always been necessary. It is not reasonable to think that it would have been obtained intermittently from various agencies. Judging from the location of the site, it is most easily thought that scrap paper would have been purchased at the West Market, located nearby, where all sorts of scrap paper gathered. In addition, it is possible that the large paper lids without writing were brought from the provinces together with the lacquer vessels.

(8) Block 5, East Second Ward on Second Street

Mokkan recovered from the same moat-like features yielding the lacquer-permeated documents are presumed to be related to the residence of Fujiwara no Maro, which is thought to have stood at Block 5 in East Second Ward on Second Street, or to the palace of Empress Kōmyō, believed to have been at Blocks 1, 2, 7, and 8 in East Second Ward on Third Street. Accordingly, it is not possible to consider a large-scale lacquer workshop being operated continually nearby. The lacquer-permeated documents are likely to have been associated with lacquer work performed within the palace or aristocratic residence.

(9) Sairyūji temple remains

Lacquer was used in large quantities on the occasion of temple construction and repair, and in the manufacture of Buddhist statues and furnishings. It may be inferred that scrap paper was also used in quantity as lids for lacquer vessels. The three lacquer-permeated document fragments recovered at Sairyūji came from such a lid more than 30 cm in diameter. It may be presumed to have been fitted to a large *magemono* container used for transport or storage, indicating the use of lacquer in large quantity. Examining its contents, the document is related to the provisioning of food for workers on the occasion of Sairyūji's construction. The agency in charge of erecting the temple buildings, and making a repairing their furnishings, would also attend to the lacquer work, and can be presumed to have used some of its own documents as scrap paper.

(10) Eastern extension of the Nara palace site

It is not possible to suppose the existence of a lacquer workshop in this area. The lacquer-permeated document recovered here was probably associated with temporary lacquer work.

(11) Nara palace site, southern portion of the presumed site of the Office of Rice Wines and Vinegars

From the *mokkan* found in association with the lacquer-permeated document, it can be inferred that the Tōgūbō, the household administrative office of Imperial Prince Yamabe (later, Emperor Kanmu), and the Kōgō gūshiki, the household administrative office of Kanmu's empress, Fujiwara no Otomuro, were located in the vicinity. It is not considered possible for a lacquer workshop to have been nearby. The lacquer-permeated document found here can be judged from its shape to have been fitted to a bowl used for dispensing a small portion of lacquer or as a palette, and from the recovery of only one such item, it may be presumed to have been used for temporary

lacquer work conducted either at the Tōgūbō or the Kōgō gūshiki.

The contents of the document are of the type found in formal reports of tax revenues, which would not likely to have been discarded at either household administrative office. It is thought rather to have been brought in from the outside by a lacquer worker.

For each of the cases of lacquer-permeated documents recovered for the Nara capital and palace sites, the nature of the lacquer work and the supply route for the scrap paper have been inferred as above. It is possible to divide the places where lacquer work was conducted into four broad classes. The first consists of workshops where lacquer work was conducted continually, the second is sites related to construction, and the third comprises aristocratic residences or the palaces of the emperor or imperial family members, where small-scale lacquer work was conducted. The fourth class consists of temples where lacquer work was done.

Whereas cases (4) and (7) may be cited as belonging to the first class, (7) is the most typical example. Large paper lids fitted to containers used for transport and storage, as well as small paper lids attached to bowls, used for holding small portions or as palettes, were recovered. The contents of the documents used as scrap paper are varied, and when considered in conjunction with the site's location, it can be seen that they were obtained from the market, where scrap paper of all kinds would gather. It is also highly possible that the large paper lids were documents discarded and fitted to the lacquer containers in remote provinces, and brought together with them to the Nara capital.

For the second class, there is case (6). While generalizations cannot be drawn from a single example, as lacquer was surely needed in large quantities at construction sites, the recovery of a *magemono* container for lacquer transport and storage is fitting. The scrap paper attached to the vessel was possibly an item discarded in a remote province that was brought together to the Nara capital.

For the third class, cases (1), (3), (8), and (11) can be cited. Nearly all of the lacquer-permeated documents recovered are small fragments, and case (11) in particular is understood to be an item attached to a bowl used to portion out a small amount of lacquer, or used as a palette. This appears suitable for an instance in which temporary work was conducted. Perhaps scrap paper nearby at the time of the work was used for the paper lid, or possibly scrap paper brought in from the outside by a workman was utilized.

For the fourth class there is case (9), Sairyūji temple. Large amounts of lacquer were consumed at temples, and paper lids for lacquer containers would also have been needed in large quantities; in the case of Sairyūji, the agency conducting the lacquer work used a document in its own keeping for scrap paper.

In the above manner, in order to consider the historiographic value of lacquer-permeated documents, it is necessary to consider in comprehensive fashion the nature of the lacquer work involved, along with the size, shape, and contents of the documents themselves.

CONTENTS

Front illustrations

1. Lacquer-permeated documents recovered from the presumed site of Office of Rice Wines and Vinegars, southern portion at the Nara palace site (259th Archaeological Investigation; Document 56) ..... (3)
2. Artifacts related to lacquer work ..... (5)

Preface ..... (7)

Contents ..... (8)

Legend ..... (10)

Illustrations

Plate

1 Block 16, East First Ward on Third Street (32nd Archaeological Investigation; Document 1); Southeast corner, Nara palace site (32nd Archaeological Investigation, Supplementary Excavation; Documents 2-3)

2 Block 6, East Second Ward on Second Street (68th Archaeological Investigation; Documents 4-5)

3 Block 6, East Second Ward on Second Street (68th Archaeological Investigation; Document 5)

4 Block 10, East Third Ward on Eighth Street (93rd Archaeological Investigation; Documents 6-7)

5 Block 10, East Third Ward on Eighth Street (93rd Archaeological Investigation; Supplementary Item 1)

6 Block 10, East Third Ward on Eighth Street (93rd Archaeological Investigation; Supplementary Item 1)

7 Block 13, East Second Ward on Second Street (131st Archaeological Investigation, Sector 31; Document 8)

8 Block 6, East First Ward on Eighth Street (160th Archaeological Investigation; Document 9)

9 Block 6, East First Ward on Eighth Street (160th Archaeological Investigation; Document 9)

10 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 10-13)

11 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents14-20)

12 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 21-25)

13 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 26-30)
14 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 31-33)
15 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 34-37)
16 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Document 38)
17 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Document 38)
18 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 39-42)
19 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 43-44)
20 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Documents 45-51)
21 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Supplementary Items 2-3)
22 Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation; Supplementary Items 2-3)
23 Block 5, East Second Ward on Second Street (204th Archaeological Investigation; Documents 52-53)
24 Sairyūji temple remains (228th Archaeological Investigation; Document 54)
25 Sairyūji temple remains (228th Archaeological Investigation; Documents 54); Eastern extension of the Nara palace site (243rd Archaeological Investigation and 245th Archaeological Investigation, Sector 1; Document 55)
26 Nara palace site, Office of Rice Wines and Vinegars presumed site, southern portion (259th Archaeological Investigation; Document 56)
27 Nara palace site, Office of Rice Wines and Vinegars presumed site, southern portion (259th Archaeological Investigation; Document 56)
28 Nara palace site, Office of Rice Wines and Vinegars presumed site, southern portion (259th Archaeological Investigation; Document 56)

Interpretations 1
General remarks 3
Chapter 1 Introduction 3
Chapter 2 Features yielding lacquer-permeated documents 5
(1) Block 16, East First Ward on Third Street (32nd Archaeological Investigation) 5

(2) Southeast corner, Nara palace site (32nd Archaeological Investigation, Supplementary Excavation 5
(3) Block 6, East Second Ward on Second Street (68th Archaeological Investigation) 6
(4) Block 10, East Third Ward on Eighth Street (93rd Archaeological Investigation) 6
(5) Block 13, East Second Ward on Second Street (131st Archaeological Investigation, Sector 31) 8
(6) Block 6, East First Ward on Eighth Street (160th Archaeological Investigation) 8
(7) Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation) 10
(8) Block 5, East Second Ward on Second Street (204th Archaeological Investigation) 10
(9) Sairyūji temple remains (228th Archaeological Investigation) 12
(10) Eastern extension of the Nara palace site (243rd Archaeological Investigation and 245th Archaeologocal Investigation, Sector 1) 14
(11) Nara palace site, Office of Rice Wines and Vinegars presumed site, southern portion (259th Archaeological Investigation) 15
(12) Other features 16

Chapter 3 Lacquer circulation and lacquer-permeated documents 16

Transcriptions 24

(1) Lacquer-permeated document recovered from Block 16, East First Ward on Third Street (32nd Archaeological Investigation) 24
(2) Lacquer-permeated documents recovered from the Southeast corner, Nara palace site (32nd Archaeological Investigation, Supplementary Excavation 25
(3) Lacquer-permeated document recovered from Block 6, East Second Ward on Second Street (68th Archaeological Investigation) 25
(4) Lacquer-permeated documents recovered from Block 10, East Third Ward on Eighth Street (93rd Archaeological Investigation) 27
(5) Lacquer-permeated document recovered from Block 13, East Second Ward on Second Street (131st Archaeological Investigation, Sector 31) 27
(6) Lacquer-permeated document recovered from Block 6, East First Ward on Eighth Street (160th Archaeological Investigation) 28
(7) Lacquer-permeated documents recovered from Block 14, West First Ward on Eighth Street (Board of Education, city of Yamato Kōriyama's investigation) 29
(8) Lacquer-permeated documents recovered from Block 5, East Second Ward on Second Street (204th Archaeological Investigation) 43
(9) Lacquer-permeated document recovered from the Sairyūji temple remains (228th Archaeological Investigation) 44

(10) Lacquer-permeated document recovered from the Eastern extension of the Nara palace site (243rd Archaeological Investigation and 245th Archaeological Investigation, Sector 1) 43
(11) Lacquer-permeated documents recovered from the presumed site of the Office of Rice Wines and Vinegars, southern portion, at the Nara palace site (259th Archaeological Investigation) 46

Table of correspondences (Lacquer-permeated document nos., Plate nos., Nos. in previous reports) xviii
English summary i
List of Figures
Fig. 1 Excavation precincts in the Nara capital site 4
Fig. 2 Excavation precincts in the Nara palace site 4
Fig. 3 Archaeological features, 32nd Archaeological Investigation, Supplementary Excavation 5
Fig. 4 Ditch SD 5780 (from the south), 68th Archaeological Investigation 6
Fig. 5 Archaeological features, 68th Archaeological Investigation 6
Fig. 6 Archaeological features, 93rd Archaeological Investigation 7
Fig. 7 Ditch SD 1155 (from the east), 93rd Archaeological Investigation 8
Fig. 8 Finds of lacquer-permeated documents 9 (from the south) 8
Fig. 9 Schematic diagram of archaeological features in Block 6, East First Ward on Eighth Street, 160th Archaeological Investigation 9
Fig. 10 Chronological changes in features in Block 6, East First Ward on Eighth Street, 160th Archaeological Investigation 9
Fig. 11 Archaeological features of phase II in Blocks 13-14, West First Ward on Eighth Street 11
Fig. 12 Excavation sectors, Ditches SD 5100, 5300, 5310 12
Fig. 13 Reconstruction of the cloister at Sairyūji temple 13
Fig. 14 Well SE 16030 (from the north), 243rd Archaeologocal Investigation and 245th Archaeological Investigation, Sector 1) 14
Fig. 15 Archaeological features of phase D, 243rd Archaeological Investigation and 245th Archaeological Investigation, Sector 1 14
Fig. 16 Ditch SD 11600 (from the west), 259th Archaeological Investigation 15
Fig. 17 Archaeological features, 250th and 259th Archaeological Investigations 15
Fig. 18 Reconstruction of He Yan's commentary on the *Analects* of Confucius 40
Fig. 19 Reconstruction of Lacquer-permeated Document 56 47

漆紙文書番号・図版プレート・旧報告番号対照表

文書番号	図版番号	遺構掲載頁	釈文掲載頁	調査次数（調査年度）	出土地	地区名	出土遺構	旧報告番号
1	*1*	5	24	第32次調査（1966）	左京三条一坊十六坪	6AAI RG60	SK3995土坑	木簡学会『木簡研究』3、1981 『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』1985（参考資料として付載） 『年報2000Ⅰ』2000
2	*1*	5	25	第32次補足調査（1966）	平城宮跡東南隅	6AAI CJ61	SD4100A溝	『平城宮木簡4』1986
3	*1*	5	25	第32次補足調査（1966）	平城宮跡東南隅	6AAI CJ61	SD4100A溝	『平城宮木簡4』1986
4	*2*	6	25	第68次調査（1970）	左京二条二坊六坪	6ALG BP56	SD5780溝	『平城木簡概報8』1971 『年報1996』1997（1）
5	*2・3*	6	26	第68次調査（1970）	左京二条二坊六坪	6ALG BP56	SD5780溝	『平城宮第59.63.68次発掘調査概報』1970 『平城木簡概報8』1971 『年報1996』1997（2）
6	*4*	6	27	第93次調査（1975）	左京八条三坊十坪	6AHJ HR59	SD1155溝	『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976 『平城木簡概報11』1977 『年報1997Ⅰ』1997（A）
7	*4*	6	27	第93次調査（1975）	左京八条三坊十坪	6AHJ HR59	SD1155溝	『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976 『年報1997Ⅰ』1997（B）
8	*7*	8	27	第131-31次調査（1982）	左京二条二坊十三坪	6AFF FGZ	包含層	『年報1997Ⅰ』1997
9	*8・9*	8	28	第160次調査（1984）	左京八条一坊六坪	6AHL QL63	SB3190掘立柱建物柱穴	『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』1985 『平城木簡概報18』1985 『年報1998Ⅰ』1998（1） 『年報1998Ⅰ』1998（付a・b）
10	*10*	10	29	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（7）
11	*10*	10	30	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（6）
12	*10*	10	30	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（10）
13	*10*	10	30	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（11）
14	*11*	10	30・31	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（26）
15	*11*	10	31	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	――
16	*11*	10	31	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（9）
17	*11*	10	31	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	――
18	*11*	10	31	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（1）
19	*11*	10	32	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（2）
20	*11*	10	32	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（16）
21	*12*	10	32	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『年報1999Ⅰ』1999（補2）
22	*12*	10	32	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（3）
23	*12*	10	33	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（4）
24	*12*	10	33	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（5）
25	*12*	10	33	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（15）
26	*13*	10	33	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（8）
27	*13*	10	34	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（13）
28	*13*	10	34	大和郡山市教育委員会調査（1984）	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990（14）

文書番号	図版番号	遺構掲載頁	釈文掲載頁	調査次数(調査年度)	出土地	地区名	出土遺構	旧報告番号
29	*13*	10	34	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(17) 『年報1999Ⅰ』1999(17)
30	*13*	10	34	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『年報1999Ⅰ』1999(補5)
31	*14*	10	34・35	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『年報1999Ⅰ』1999(補1)
32	*14*	10	35	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(18)
33	*14*	10	35	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(19)
34	*15*	10	35	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(20)
35	*15*	10	36	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
36	*15*	10	36	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
37	*15*	10	36	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(21)
38	*16・17*	10	36	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(22・23)
39	*18*	10	37	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(30)
40	*18*	10	37・38	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(24) 『年報1999Ⅰ』1999(補4)
41	*18*	10	38	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(12)
42	*18*	10	38	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(29)
43	*19*	10	41	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(25) 『年報1999Ⅰ』1999(25)
44	*19*	10	41	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『年報1999Ⅰ』1999(補3)
45	*20*	10	41	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(27)
46	*20*	10	41	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
47	*20*	10	42	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
48	*20*	10	42	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』1990(28)
49	*20*	10	42	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
50	*20*	10	42	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
51	*20*	10	42	大和郡山市教育委員会調査(1984)	右京八条一坊十四坪	6AII OZ	SK2001土坑	——
52	*23*	10	43	第204次調査(1989)	左京二条二坊五坪	6AFF JD28	SD5300濠状遺構	『年報1998Ⅰ』1998(2・3)
53	*23*	10	43	第204次調査(1989)	左京二条二坊五坪	6AFF JD34	SD5310濠状遺構	『平城木簡概報24』1991 『年報1998Ⅰ』1998(1)
54	*24・25*	12	44	第228次調査(1991)	西隆寺跡 (右京一条二坊九坪)	6BSR QN35	茶褐土下層	——
55	*25*	14	45	第243・245-1次調査(1993)	平城宮跡東院地区	6ALF AR52	SE16030井戸	『1993年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1994 『平城木簡概報29』1994 『年報1998Ⅰ』1998(1)
56	*26～28*	15	46	第259次調査(1995)	平城宮跡造酒司推定地南	6AAD OA15	SD11600溝	『1995年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1996 『平城木簡概報32』1996 『年報1996』1997

二〇〇五年三月一五日　印刷
二〇〇五年三月二〇日　発行

平城京漆紙文書一
奈良文化財研究所史料　第六十九冊

版権所有者　独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所

編集兼発行者　奈良市二条町二―九―一
独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所

印刷方式　オフセット印刷

スクリーン　高精細印刷三〇〇線

用紙　口絵／両面アート紙
図版／ライトスタッフGA
解説／淡クリーム琥珀

印刷者　奈良県高市郡高取町車木二二五
岡村印刷工業株式会社

ISBN　4-902010-19-4